

令和 8 年度  
障害福祉関係施設長会議資料

## 目 次

### 令和 8 年度障害福祉課主要事業等

計画推進係	1-1
自立支援係	2-1
在宅支援係	3-1
地域生活支援係	4-1
施設管理係	5-1
いのちとこころの支援室	6-1
国保・福祉指導課	7-1
福祉保健総務課	8-1
危機対策課	9-1
令和 8 年度障害福祉課座席配置図／事務分掌表	10-1
令和 8 年度県主催障害福祉関係研修等一覧	11-1

### (別添)

資料 1 : 変更届出書の添付書類一覧

資料 2 : ヘルプデスク質問票

資料 3 : 消防法令の適合状況について (県防災局消防課)

資料 4 : 請求事務ハンドブック (国民健康保険中央会)

# 計 画 推 進 係

# 障害を理由とする差別の解消の推進について

## 1 県内の障害者数

- (1) 身体障害者 82,750人（令和7年4月1日現在）  
身体障害者手帳所持者
- (2) 知的障害者 21,888人（令和7年4月1日現在）  
療育手帳所持者及び知的障害者更生相談所・児童相談所等で明確に知的障害と判定されている者
- (3) 精神障害者 32,870人（令和7年3月31日現在）  
精神障害者保健福祉手帳所持者及び入院患者数等からの推計値

この他にも、難病患者や発達障害者等、支援を必要とする障害のある方は広く所在している。

## 2 障害者差別に係る県内の相談件数（R2～R6年度）

県内市町村及び県の相談窓口（地域振興局、児童・障害者相談センター等）並びに県警本部をはじめとする外部機関・委員会に対して、障害者差別に関する相談件数及び事例の照会を行っている。

### (1) 障害者差別に関する相談件数

	行政機関等		事業者		計
	差別	合理的配慮の不提供	差別	合理的配慮の不提供	
	R2	6	9	8	
R3	6	7	6	10	29
R4	0	5	14	4	23
R5	8	11	14	8	41
R6	8	8	11	9	36
計	28	40	53	36	157

### (2) 障害種別ごとの件数

	身体	(再掲)					知的	精神	発達	難病	不明、その他	計
		視覚障害	聴覚障害	盲ろう	肢体不自由	内部障害						
R2	14	5	2	0	6	1	3	10	2	0	2	31
R3	11	6	1	0	4	0	2	9	6	1	0	29
R4	11	5	2	0	2	2	3	5	2	0	2	23
R5	13	5	3	0	4	1	4	13	1	1	9	41
R6	13	4	5	0	4	0	4	7	6	0	6	36
計	62	25	13	0	20	4	16	44	17	2	19	160

### 3 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の改正について（令和6年4月1日施行）

#### (1) 改正の内容

- ① 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- ② 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供の義務化
- ③ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

#### (2) 基本方針（行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項）

##### ① 不当な差別的取扱い

障害者に対して、正当な理由※なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限するなどによる、障害者の権利利益の侵害の禁止

##### ※「正当な理由」の判断の視点

その差別的取扱いが客観的に見て正当な目的（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止や事務・事業の目的・内容・機能の維持等）の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合。

正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

##### ② 合理的配慮※1（事業者は法改正により努力義務から義務に変更）

行政機関等や事業者が事務・事業を行うに際し、個々の場面で障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった時に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重※2でないもの

##### ※1「合理的配慮」の留意点

- ア 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- イ 障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ウ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

##### ※2「過重な負担」

個別の事案ごとに判断要素（事務・事業の目的・内容・機能への影響、物理的・技術的制約、人的・体制上の制約、費用・負担の程度等）を考慮し、場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

また、過重な負担があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

#### 4 「新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の制定について (令和7年4月1日施行)

##### (1) 目的

障害を理由とする差別の解消を推進するため、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

##### (2) 事業者に関する事項

###### ① 県民等（県民及び事業者）の責務（第6条関係）

事業者は、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、それぞれの事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施についての施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

###### ② 合理的配慮（第10条関係）

県及び事業者は、事務又は事業を行うに当たり、障害者及びその家族その他の関係者との建設的な対話を通じて、合理的配慮を行わなければならない。

###### ③ あっせんの申立て（第15条関係）

障害者及びその家族その他の関係者は、事業者による障害を理由とする差別に係る事案について、県による相談支援を経てもなお解決することが期待できないと見込まれる場合は、知事に対し、当該事案を解決するために必要なあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

###### ④ 勧告（第17条関係）

知事は、障害者差別解消支援地域協議会によるあっせんを行った場合において、事業者が正当な理由がなく従わない場合、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

###### ⑤ 公表（第18条関係）

知事は、勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、当該勧告の内容を公表することができる。

##### 【参考】

・「新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の全文、概要、制定までの経過、障害当事者やJR東日本に協力いただき作成した普及啓発動画は以下で確認できます。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougaiifukushi/0659216.html>

# 新潟県障害者計画について

## 計画の目的・位置付け及び計画期間

- 障害者基本法に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本的方向を定めるもの
- 令和7年度から令和14年度まで（8年間）

## 参考（前計画（H29～R6）に掲げる指標の進捗状況）

※施設に関する指標を抜粋

	目標	実績（R6年度末）	備考
①障害があることを理由に差別を受けたり、いやな思いをしたことがある人の割合	36.4%から減少させる	30.8% （※R5調査）	
②福祉施設入所者の地域生活移行者数	109人（※R6年度からR8年度までの累計値）	12人（※R6年度の実績値）	※②～④は新潟県障害福祉計画（R6～8）と整合を図るため、令和8年度に達成すべき目標となっている。
③精神科病院1年以上長期入院患者数	2,822人	3,027人	
④福祉施設利用者の一般就労移行者数	459人	399人	
⑤就労継続支援B型等の平均工賃月額	19,000円	21,778円	
⑥グループホームの利用者数 （1か月当たりの実利用者数）	2,819人	2,786人	

## 改定の主なポイント

- 障害を理由とする差別の解消の更なる推進に向け、障害者差別解消条例の制定等を踏まえた啓発活動の充実及び相談体制の強化について記載
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を踏まえ、あらゆる分野において、障害者が、必要とする情報を十分に取得利用できたり、円滑に意思疎通を図ったりすることができるように配慮することを記載
- 障害者文化芸術活動推進法に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」及び読書バリアフリー法に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」として併せて位置付け

## 計画の概要

【基本理念】 障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会

【基本方針】 ○障害を理由とする差別の禁止 ○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ○障害特性等に配慮したきめ細かい支援

### 構成

#### 第1編 総論

- はじめに（策定の背景と趣旨、性格・位置付け、期間、基本的な考え方、推進体制、障害保健福祉圏域）
- 障害者の現状（身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者）
- 障害の主な特性と必要な配慮
- 障害者に関するマーク

#### 第2編 各論

<p>①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進</li> <li>・権利擁護の推進、虐待の防止</li> </ul> <p>（指標） ○この1年間に、障害を理由に差別を受けたり、いやな思いをしたことがある障害者の割合 15%→12.6%</p>	<p>②安全・安心な生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の確保</li> <li>・移動しやすい環境の整備等</li> </ul> <p>（指標） ○福祉のまちづくり条例整備基準適合率 19.3%→増加 ○グループホームの利用者数 2,697人→増加</p>	<p>③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信における情報アクセシビリティの向上</li> <li>・情報提供の充実等</li> </ul> <p>（指標） ○手話通訳者派遣利用件数 43件→増加 ○盲ろう者向け通訳者派遣利用件数 1,644件→増加</p>	<p>④防災、防犯等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策の推進</li> <li>・防犯対策の推進</li> <li>・消費者トラブルの防止及び被害からの救済</li> </ul> <p>（指標） ○個別避難計画の策定着手済み市町村数及び要支援者のうち計画策定済みの割合 27市町村・26.2% →30市町村・100%</p>	<p>⑤行政等における配慮の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・司法手続き等における配慮</li> <li>・選挙等における配慮等</li> </ul> <p>（指標） ○障害を理由とする差別の解消に関する職員研修実施市町村数（直近3か年度） 11市町村→30市町村</p>
<p>⑥保健・医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健・医療の適切な提供等</li> <li>・保健・医療の充実等</li> <li>・保健・医療を支える人材の育成・確保等</li> </ul> <p>（指標） ○精神病床における入院後1年時点の退院率 89.2% → 増加</p>	<p>⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行支援・在宅サービス等の充実</li> <li>・障害のあることに対する支援の充実等</li> </ul> <p>（指標） ○福祉施設入所者の地域生活移行者数 65人→増加 ○医療的ケア児等コーディネーターの配置人数 19市町村、46人→増加</p>	<p>⑧教育の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブ教育システムの推進</li> <li>・教育環境の整備</li> <li>・高等教育における障害学生支援の推進</li> <li>・生涯を通じた多様な学習活動の充実</li> </ul> <p>（指標） ○小中学校における通級指導教室の教室数 221教室→増加</p>	<p>⑨雇用・就業、経済的自立の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な就労支援</li> <li>・経済的自立の支援</li> <li>・障害者雇用の促進等</li> </ul> <p>（指標） ○民間企業の障害者実雇用率 2.38%→法定雇用率 ○就労継続支援B型事業所の平均工賃月額 20,715円→増加</p>	<p>⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術活動等の充実に向けた社会環境の整備</li> <li>・スポーツに親しめる環境の整備等の推進</li> </ul> <p>（指標） ○新潟県障害者芸術文化祭参加者数 394人→増加 ○障害のある人となない人がともに参加しているスポーツ教室・イベント等がある市町村数 23市町村→30市町村</p>
第3編 計画の進行管理（指標等について記載）		第4編 参考資料（用語解説）		

# ヘルプマーク・ヘルプカードについて

## 1 ヘルプマーク・ヘルプカードとは

### (1) ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、平成 24 年 10 月に東京都が作成したマーク（ストラップ付きシリコンタグ）。

平成 29 年 7 月に J I S（案内用図記号）に採用され、全国統一マークとなった。



### (2) ヘルプカード

ヘルプマークと趣旨は同じものであるが、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載できるようにしたカード型のもの。



## 2 県の取組状況

### (1) ヘルプマーク

料 金	無料
対 象 者	県内在住の方で、援助や配慮を必要としている方
配布窓口 配布方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害福祉課、地域振興局、児童相談所、中央福祉相談センター、精神保健福祉センター、はまぐみ小児療育センター、新潟ふれ愛プラザ</li><li>・ 市町村</li><li>・ 郵送希望の場合は送料負担</li><li>・ 申請書は不要だが、任意でアンケートを実施</li></ul>

### (2) ヘルプカード

平成 31 年 3 月 29 日より障害福祉課で配布を開始するとともに、県ホームページへダウンロード版を公開。令和元年 7 月より上記窓口でも配布。

（上越市、三条市、新発田市、見附市、十日町市、妙高市、阿賀野市、田上町は独自カードを作成）

## 3 令和 6 年度配付実績（累計）

- ・ ヘルプマーク : 2,475 個 (11,942 個)
- ・ ヘルプカード : 1,824 枚 (8,723 枚)

# 新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（概要）

1 総則（目的や基本理念など）	
目的	○全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現
定義	○障害者 ○社会的障壁 ○障害を理由とする差別 ○不当な差別的取扱い ○合理的配慮
基本理念	○七つの基本的理念による差別解消の推進 ①尊厳にふさわしい生活の保障 ②どこで誰と生活するかを選択の機会の確保 ③あらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ④意思疎通や情報取得のための手段の機会の確保 ⑤障害のあるこどもの地域社会への包摂 ⑥県民・事業者の障害や障害者についての理解 ⑦社会全体での取組の推進
県の責務	○基本理念にのっとった施策の策定・実施
国・市町村との連携	○国・市町村との連携 ○市町村への支援
県民等の責務	○障害や障害者についての理解と差別解消への寄与 ○事業者による環境の整備
啓発活動	○差別の具体例を示すなどの啓発活動

2 差別の禁止	
不当な差別的取扱い	○ <b>不当な差別的取扱いの禁止</b> （何人も） ※差別解消法（行政機関と事業者）よりも拡大（障害者基本法は「何人も」）
合理的配慮	○県・事業者による建設的な対話を通じた <b>合理的配慮</b> ○県民による合理的配慮への協力

3 差別解消のための体制（相談支援やあっせんなど）	
相談	○県民等による相談 ※障害者が不快を感じる言動についても相談可能 ○県による情報提供・助言・調整
相談機関	○相談機関の周知 ○障害者権利擁護センターによる相談機関への援助
地域相談員	○地域相談員との連携 ※身体障害者相談員、知的障害者相談員など
広域専門相談員	○広域専門相談員による相談支援と相談機関への援助
あっせん	○障害者等によるあっせんの申立て ※相談支援で解決が期待できないとき ○障害者差別解消支援地域協議会による <b>あっせん</b> ※あっせん部会を設置
勧告	○正当な理由なくあっせんに従わない者への <b>勧告</b>
公表	○正当な理由なくあっせんに従わない者の <b>公表</b>
施行状況の把握等	○施行状況の把握と公表 ○障害者差別解消支援地域協議会による意見

## キーワード

### ◇障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の機能の障害があり、障害と社会的障壁により継続的に生活に相当な制限を受ける状態にある者

### ◇社会的障壁

障害がある者にとって生活する上で障壁（バリア）となるような社会における一切のもの（物、制度、慣行、観念など）

### ◇障害を理由とする差別

不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的配慮を行わないこと

### ◇合理的配慮

障害者が社会的障壁の除去を必要としている場合に、負担が重すぎない範囲で、必要かつ合理的な配慮を行うこと

### ◇不当な差別的取扱い

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスなどの提供を拒否する、提供に当たって障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること

## 新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条－第8条）

#### 第2章 障害を理由とする差別の禁止（第9条・第10条）

#### 第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制（第11条－第19条）

#### 第4章 雑則（第20条）

#### 附則

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人としての尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らしていける社会の実現は、県民の願いである。

平成26年に国が批准した障害者の権利に関する条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としており、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

国においては、条約の批准に先立ち、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等の法整備が行われ、さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律については、事業者による合理的配慮の提供を義務付ける等の改正が行われ、令和6年に施行された。

このような状況の中、本県では、障害の有無にかかわらず誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会の実現を目指し、取り組んでいるところであるが、障害や障害者に対する理解が十分でなく、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為がなくなる状況である。

私たちは、改めて条約の趣旨を踏まえ、障害のある人が受ける制限や差別が、社会における様々な障壁（バリア）によって生じるものであることへの理解を深め、障害の有無にかかわらず誰もが分け隔てなく社会に受け入れられる包摂（インクルージョン）の考え方に基づく取組を推進していかなければならない。

ここに、障害の有無にかかわらず全ての県民が自分らしく生きることができ共生社会の実現に向け、誰もがまず共に育ち、学び、県民一人一人が障害や障害者についての理解をより深め、障害を理由とする差別を解消するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）その他の関係法令（新潟県福祉のまちづくり条例（平成8年新潟県条例第9号）、新潟県手話の普及等の推進に関する条例（平成29年新潟県条例第55号）その他の障害者に関する施策に係る条例を含む。）と相まって、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的配慮を行わないことをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財産、サービス若しくは各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所若しくは時間帯等を制限する若しくは障害者でない者に対しては付さない条件を付すること等により、障害者の権利利益を侵害することをいう。
- (5) 合理的配慮 障害者が現に社会的障壁の除去を必要としていることを認識することができる場合において、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重でないときに、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことをいう。

(基本理念)

**第3条** 障害を理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する主体としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される

権利を有すること。

- (2) 全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全ての障害者が、不当な差別的取扱いを受けることなく、また、必要な合理的配慮が行われ、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (4) 全ての障害者が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、意思決定について必要な支援が受けられること。
- (5) 障害のあるこどもが、保育や教育の場で分け隔てられることなく、一人一人の個性に応じた適切な支援が受けられるとともに、地域社会に包摂されることにより、全てのこどもが障害の有無にかかわらず、個性を尊重され、身近な地域で共に育ち、学び、成長できること。
- (6) 全ての県民及び事業者が、障害及び障害者についての理解を深めること。
- (7) 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、それぞれの責務を果たすとともに、社会全体で取組を推進すること。

（県の責務）

**第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（国及び市町村との連携等）

**第5条** 県は、国及び市町村と連携して、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組むものとする。

2 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む場合には、市町村の求めに応じて、情報提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民等の責務）

**第6条** 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、基本理念にのっとり、障害及び障害者についての理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、それぞれの事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施についての施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(啓発活動)

**第7条** 県は、障害を理由とする差別の解消について県民等の関心と理解を深め、社会的障壁が解消されるよう、障害を理由とする差別に係る具体例を示すなど、必要な啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置)

**第8条** 県は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### **第2章** 障害を理由とする差別の禁止

(不当な差別的取扱い)

**第9条** 何人も、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

(合理的配慮)

**第10条** 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者及びその家族その他の関係者との建設的な対話を通じて、合理的配慮を行わなければならない。

2 県民は、前項の合理的配慮に関し、県又は事業者から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

### **第3章** 障害を理由とする差別を解消するための体制

(相談)

**第11条** 県民等は、県に対し、次に掲げる相談（以下「差別相談」という。）をすることができる。

- (1) 障害を理由とする差別に関すること。
- (2) 障害者に対する障害に関する言動であって、当該障害者に不快の念を起こさせるものに関すること。

2 県は、差別相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談者及び関係者に対し、情報提供、助言及び調整を行うこと。
- (2) 第15条の規定によるあっせんの申立てを支援すること。

3 差別相談に係る関係者は、正当な理由がある場合を除き、県が行う前項各号に掲げる措置について協力するものとする。

(相談機関)

**第12条** 県は、県民等に対し、県内における差別相談に応ずる機関（以下「相談機関」という。）を周知するものとする。

2 県は、県が設置する相談機関のうち中心的な役割を果たす障害者権利擁護センター（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第36条第1項に規定する障害者権利擁護センターをいう。以下同じ。）において、前条第2項各号に掲げる措置に関する事務（以下「相談支援」という。）のほか、他の相談機関に対する専門的及び技術的な援助を行うものとする。

（地域相談員との連携）

**第13条** 地域相談員（次に掲げる者をいう。）は、差別相談があったときは、障害者権利擁護センターに対し、第11条第2項各号に掲げる措置を求めることができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第1項の規定により委託を受けた同条第3項に規定する身体障害者相談員

(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第1項の規定により委託を受けた同条第3項に規定する知的障害者相談員

(3) 前2号に掲げる者のほか、精神障害者をはじめとする障害者及びその家族その他の者であって、障害を理由とする差別の解消に関する熱意及び識見を有し、市町村から委託を受けて障害者及びその家族その他の関係者から相談を受けている者

（広域専門相談員）

**第14条** 知事は、第12条第2項に規定する相談支援並びに他の相談機関に対する専門的及び技術的な援助に係る業務を適正かつ確実に行わせるため、障害を理由とする差別の解消に関し優れた識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。

2 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場において、誠実にその業務を行わなければならない。

3 広域専門相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（あっせんの申立て）

**第15条** 障害者及びその家族その他の関係者は、事業者による障害を理由とする差別に係る事案について、県による相談支援を経てもなお解決することが期待できないと見込まれる場合は、知事に対し、当該事案を解決するために必要なあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。ただし、障害者の家族その他の関係者は、障害者本人の意思に反することが明らかなときは申立てをすることができない。

（協議会によるあっせん）

**第16条** 知事は、前条の規定による申立てを受けた場合において、必要があると認めるときは、法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協

議会（以下「協議会」という。）に対し、当該事案を解決するためのあっせんを行うよう求めるものとする。

2 協議会は、前項の規定によるあっせんの求めがあったときは、あっせん部会を設置し、あっせんに係る事務を行わせるものとする。

3 協議会は、第1項の規定によるあっせんの求めがあったときは、当該事案を解決するため、あっせんを行うものとする。ただし、協議会が、当該事案の性質上あっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（勧告）

**第17条** 協議会は、前条第3項の規定によるあっせんを行った場合において、当該事業者が、正当な理由なく当該あっせんに従わないときは、知事に対し、事業者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公表）

**第18条** 知事は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合は、当該勧告の内容を公表することができる。

（施行の状況の把握等）

**第19条** 県は、毎年度、差別相談に係る事例を分析するとともに、この条例の施行の状況を把握し、その結果を公表する。

2 協議会は、障害を理由とする差別の解消に関し必要な事項について、知事に対して意見を述べることができる。

3 県は、前項に規定する意見を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 雑則

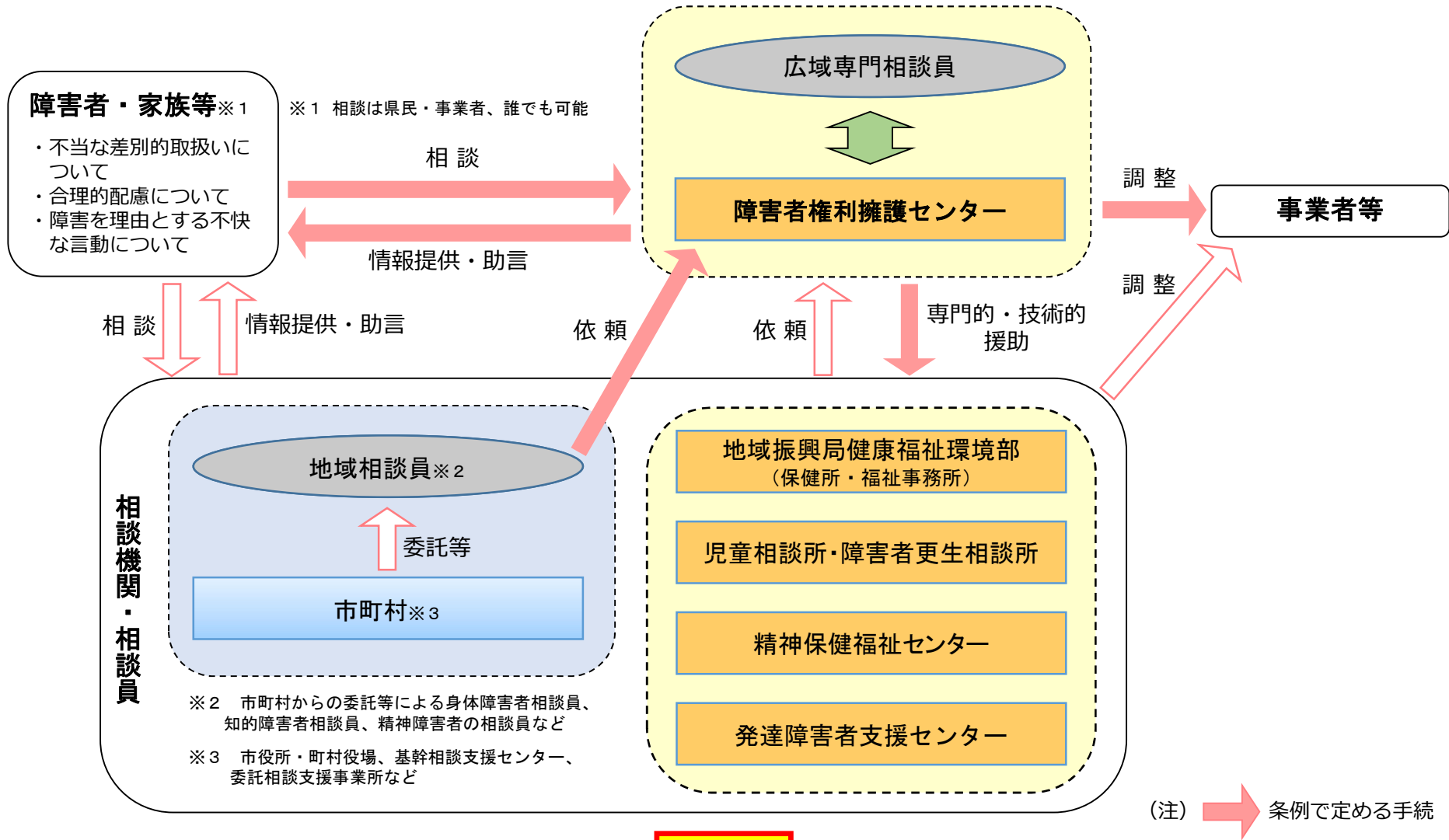
（委任）

**第20条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

# 新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例による 相談支援体制図



相談支援(調整)で解決が期待できない事業者による差別事案については解決に向けてあっせんの申立てが可能

# 新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例による事業者の差別事案解決フロー図

※相談支援(調整)で解決が期待できない事業者による差別事案

障害者・家族等

- ・ 不当な差別的取扱いについて
- ・ 合理的配慮について
- ・ 障害を理由とする不快な言動について



あっせんの申立て

県(知事)



あっせんの求め ※必要があると認められるとき

障害者差別解消支援地域協議会(あっせん部会)



あっせん ※あっせんが適当でない場合は除く

事業者

事業者があっせんに応じる



事業者があっせんに従わない場合



事案解決

勧告・公表

自立支援係

# 1 事業者指定について

## (1) 新規指定申請時の流れ

手続き	居住系、就労選択支援、日中活動系（就労定着支援除く）、児童（入所、児童発達支援、放課後等デイサービス）	訪問系、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、児童（保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）	就労継続支援	一般相談支援
事前相談	随時	随時	随時	随時
事業実施計画書	4か月前まで（就労選択支援は3か月前）	—	3か月前	—
指定申請書（初回）	3か月前まで（就労選択支援は2か月前）	2か月前まで	2か月前	1か月前まで
指定申請書完成版	15日前まで	15日前まで	【提出】 1か月前 【完成】 事業開始予定の前月10日頃	15日前まで

※ 特定相談支援・障害児相談支援の指定手続きは市町村。新潟市に所在する事業所の手続きは新潟市。

## (2) 指定後の手続き

ア 指定の変更申請（変更を行う1か月前まで）

- ・ 指定生活介護、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス…定員増の場合
- ・ 指定障害者支援施設…サービスの種類の変更又は定員増の場合

イ 変更届（資料1参照）

- ・ 事業所の名称、所在地等所定の事項に変更があった場合…変更後10日以内
- ・ 加算を算定しようとする場合  
15日まで受理 →翌月から算定  
16日以降の受理→翌々月から算定
- ・ 加算を算定しないこととなった場合  
速やかに届出が必要→誤って請求した場合は、過誤調整を行うこと。

ウ 廃止届・休止届

- ・ 事業を廃止、休止する場合は、廃止・休止する1か月前までに「再開・廃止・休止届出書」の提出が必要。

エ 更新申請

- ・ 指定の有効期間満了の日の3か月前を目途に指定更新申請書類を提出
- ・ 多機能型事業所等で更新時期が異なる事業を実施している場合  
他の事業を廃止・新規指定申請により、更新時期を合わせること。

※1 申請及び届出の際、書類の不備が目立つため、県ホームページや変更届出書及び加算

等の添付書類一覧を再度確認の上、提出のこと。

- ※2 特に、報酬や加算に関する届出様式については、令和8年4月1日から様式が変更となった。

加算等の届出において、最新の様式を県ホームページからダウンロードして作成し、様式の注意書きをよく確認の上、必要な添付書類のみを添付すること。

なお、加算の算定後、要件を満たしていないことが判明した場合等は、給付費が返還になることがあるので、要件の可否について確実に確認を行った上で提出すること。

- ※3 令和8年度に指定更新が必要な事業所等への通知

(更新が必要な事業所一覧を添付しているので必要に応じ確認すること。)

- ・「障害福祉サービス事業者等の指定更新申請について」(令和8年2月25日付け障第1779号新潟県福祉保健部障害福祉課長通知)
- ・「障害児通所支援事業者等の指定更新申請について」(令和8年2月25日付け障第1779号の2新潟県福祉保健部障害福祉課長通知)

- ※4 ヘルプデスク質問票

- ・資料2として、ヘルプデスク質問票を添付したので、県に対して、指定申請や指定基準、加算等に関する質問をする際は活用すること。
- ・令和7年5月からヘルプデスク質問票の様式を変更したので、新様式を使用すること。
- ・県にメールでヘルプデスク質問票を送付する際は、メールの件名を「ヘルプデスク質問票(サービス名・事業所名等)」などとする。  
(例) ヘルプデスク質問票(生活介護・〇〇事業所)  
(例) ヘルプデスク質問票(処遇改善加算・〇〇法人)

### (3) 業務管理体制の整備に関する届出

不正事案の発生防止及び事業運営の適正化を図るため、全ての指定障害福祉サービス事業所等に法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が必要。

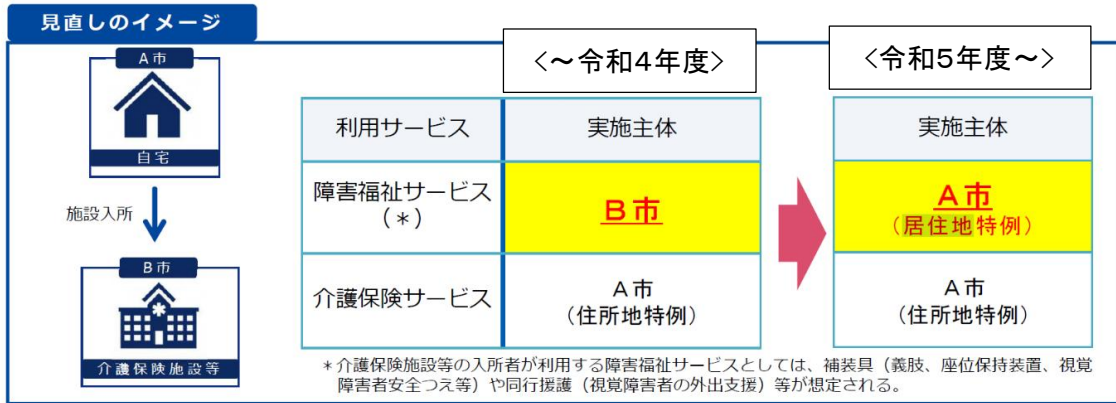
### (4) 建築基準法令及び消防法令の適合状況の確認

- ・建築基準法では、児童福祉施設等を新築し、又は、既存の建築物の用途を変更して児童福祉施設等とする場合には、建築基準法令に適合しているかどうかの確認を受ける必要がある。
- ・消防法では、社会福祉施設等において、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることが義務付けられ、消防法令に適合しているか確認を受ける必要がある。(資料3参照)
- ・なお、建築基準法令の適合状況は、専門的な知識が必要となるので、建築士等に相談すること。また、消防法令の適合状況については、施設の内容によって設置基準が異なるため、管轄の消防本部に相談願いたい。

### (5) 居住地特例について

令和4年12月16日に公布された改正障害者総合支援法において、居住地特例の対象に介護保険施設等が追加された(施行日:令和5年4月1日)。

介護保険施設等(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム(地域密着型除く)等)の入所者が障害福祉サービスを利用する場合は居住地特例の対象となるので、取扱いについて御不明な点があれば、市町村に相談願いたい。



**【各申請・届出に関する詳細や様式を掲載している県ホームページ】**

新潟県トップページ→「分野別」→「健康・福祉」→「高齢者・障害者・福祉」→  
「障害者の福祉」→「事業者向け情報（各種申請・届出など）」→「指定障害福祉サービス事業者・指定一般相談支援事業者向け」「指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設向け」

## 2 指定基準の改正及び報酬改定について

主な内容等は下記のとおりなので、適切に対応願いたい。

また、令和8年6月には障害福祉サービス等の報酬改定（臨時改定）が行われる。

### (1) 指定基準（運営基準）の改正

#### ① 管理者の兼務範囲の見直し【全サービス】

- ・ 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務できるものとする。

#### ② 地域移行を推進するための取組の推進【施設入所支援】

- ・ すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認し、本人の希望に応じたサービス利用にしなければならないものとする。
- ※ 以下の体制の整備について、令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算（地域移行等意向確認体制未整備減算）の対象とする。
  - 地域移行等移行確認に関する指針を定めること。
  - 地域移行等移行確認担当者を選任すること。
- ※ 国作成のマニュアル「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアルについて」（令和7年4月16日付け厚生労働省事務連絡）を参照。

#### ③ 支援の質の確保【共同生活援助、施設入所支援】

各事業所等に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を行うものとする（※令和7年度から義務化）。

《地域との連携等》

- ・ 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助等について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ・ 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所等を見学する機会を設けなければならない。
- ・ 地域連携推進会議の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 「地域連携推進会議の手引き」を参照。

### (2) 報酬改定

#### ① 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

《業務継続計画未策定減算》

以下の基準を満たしていない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

② 情報公表未報告の事業所への対応【全サービス】

- ・ 障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている場合、減算となる。

《情報公表未報告減算》

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

○所定単位数の10%を減算

(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

○所定単位数の5%を減算

(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

③ 応急的な報酬単価の特例【就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型、日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- ・ 収支差率が高く、かつ事業所が急増しているサービス類型について、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。
- ・ なお、受け入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する。

④ 処遇改善加算の拡充について【全サービス】

- ・ 「8 福祉・介護人材の処遇改善」参照。

### 3 障害福祉関係施設の整備について

社会福祉法人等が行うグループホーム、障害福祉サービス事業所等の創設や改修等の施設整備事業に対して、「社会福祉施設等施設整備費補助金」によりその費用の一部を補助する。  
(※障害児施設等については、「次世代育成支援対策施設整備交付金」により補助する。)

#### (1) 社会福祉施設等施設整備費補助金の補助内容

##### ア 対象事業

社会福祉法人等が運営する障害福祉サービス事業所等の創設、改築等に係る整備事業  
※令和8年度から令和12年度までを計画期間とする国の「第一次国土強靱化実施中期計画」により、耐震化整備等の国土強靱化対策を優先する方針となっている。

イ 補助基準額 施設種別や定員等によって設定

ウ 補助率 3/4 (国1/2 県1/4)

※ 県当初予算額 (令和7年度 403,800千円 → 令和8年度 495,000千円)

#### (2) スケジュール

時 期	事 項
令和8年4～6月頃	令和8年度事業の国庫補助協議
令和8年7月頃	令和8年度事業の内示→事業着手
令和8年9月頃	令和9年度事業の要望調査
令和9年4～6月頃	令和9年度事業の国庫補助協議
令和9年7月頃	令和9年度事業の内示→事業着手

#### (3) 留意事項

ア 真に緊急度の高い整備事業から採択することとしているため、要望の際は、市町村の障害福祉計画に基づく整備であることを前提とし、ニーズの把握や整備内容について市町村と十分な調整をお願いしたい。

イ 障害者支援施設の改築に当たっては、地域移行や地域生活支援を推進する観点から、重度者への支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、入所定員を見直し（数割以上の削減を検討し）、併せて、グループホームやショートステイと一体的に整備するなどが求められているので御留意いただきたい。なお、この一体的な整備は同一の整備計画として協議して差し支えない。

ウ 障害者支援施設を整備する場合において、生活環境の向上に向けた居室の個室化を推進するため、令和9年度以降は原則個室化を進める場合を補助対象とすることが国において検討されているため留意すること。

エ 本補助金による整備事業で「新潟県福祉のまちづくり条例」を遵守していない事例が見受けられる。内示条件にもしているところであり、確実な遵守をお願いしたい。

オ 補助金により整備した事業所において、一部サービスの利用が低調な実態等も見られるため十分な精査をお願いしたい。

カ 補助金により設備や備品等を整備した事業所において、事業の転用、譲渡、貸付、取り壊し等行う場合には、財産処分の手続きが必要となるため、御留意いただきたい。

また、財産処分は審査に多大な時間を要することから、処分予定年月日の概ね4か月前までに県に事前連絡の上、手続きをしていただくようお願いしたい。手続きが遅れた場合は、処分予定年月日の変更をお願いする場合もあるので注意願いたい。

※「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発第0417001号厚生労働省社会・援護局長通知 ※令和3年4月5日改正）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougai Fukushi/1271196089338.html>

(4) 参 考

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の国予算額の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
当初予算	48億円	45億円	45億円	50億円	40億円
補正予算	99億円	101億円	108億円	101億円	-
合 計	147億円	146億円	153億円	151億円	40億円

## 4 グループホームの動向について

### (1) 設置か所数（令和8年4月1日現在）

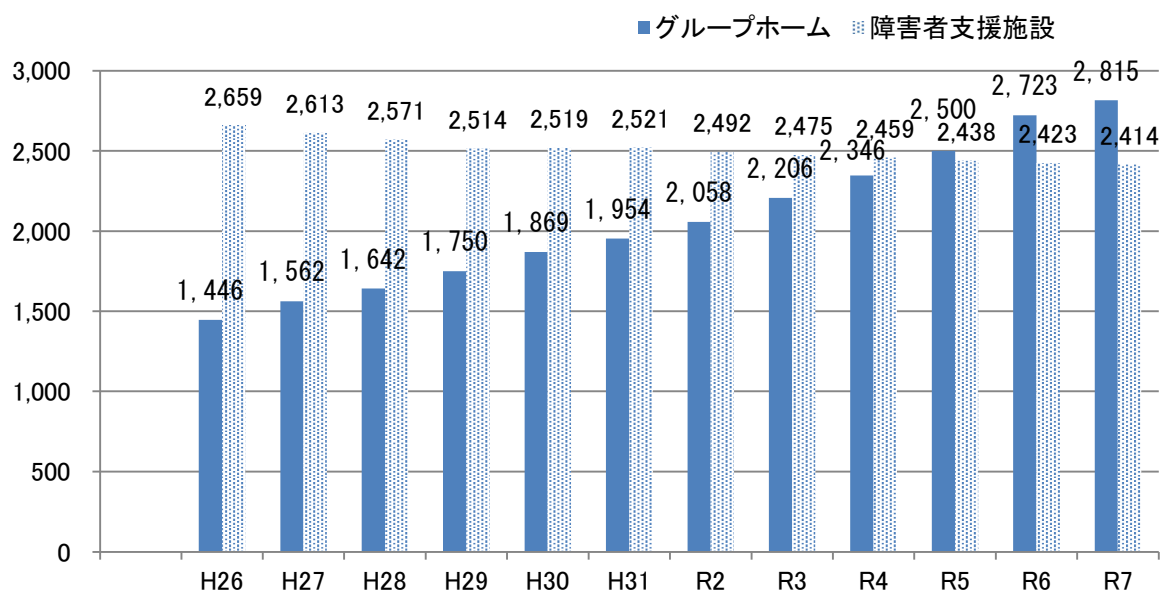
522 住居（定員 3,222 人） ※制度開始時（H18）137 住居（定員 697 人）

※障害者支援施設定員数（R8.4.1 現在）定員 2,449 人（H18:2,636 人）

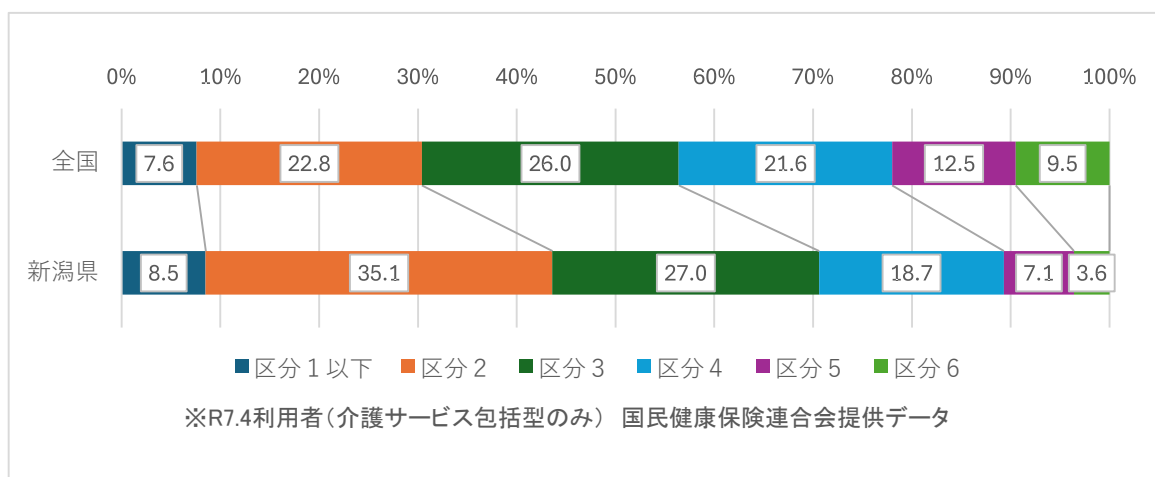
	下越	新潟	県央	中越	魚沼	上越	佐渡	計
住居数(箇所)	41	211	46	106	52	58	8	522
定員(人)	242	1,319	278	640	320	379	44	3,222
R8 見込量(人)※	234	1,258	281	617	332	387	58	3,167
整備率(%)	99.1	98.6	88.3	100.6	98.8	94.6	75.9	97.3
[参考]R7.11 利用者数	232	1,100	286	568	295	352	64	2,897

※第7期障害福祉計画における令和8年度末時点の見込量

### (2) グループホームと入所施設の利用者数の推移（各年度4月）

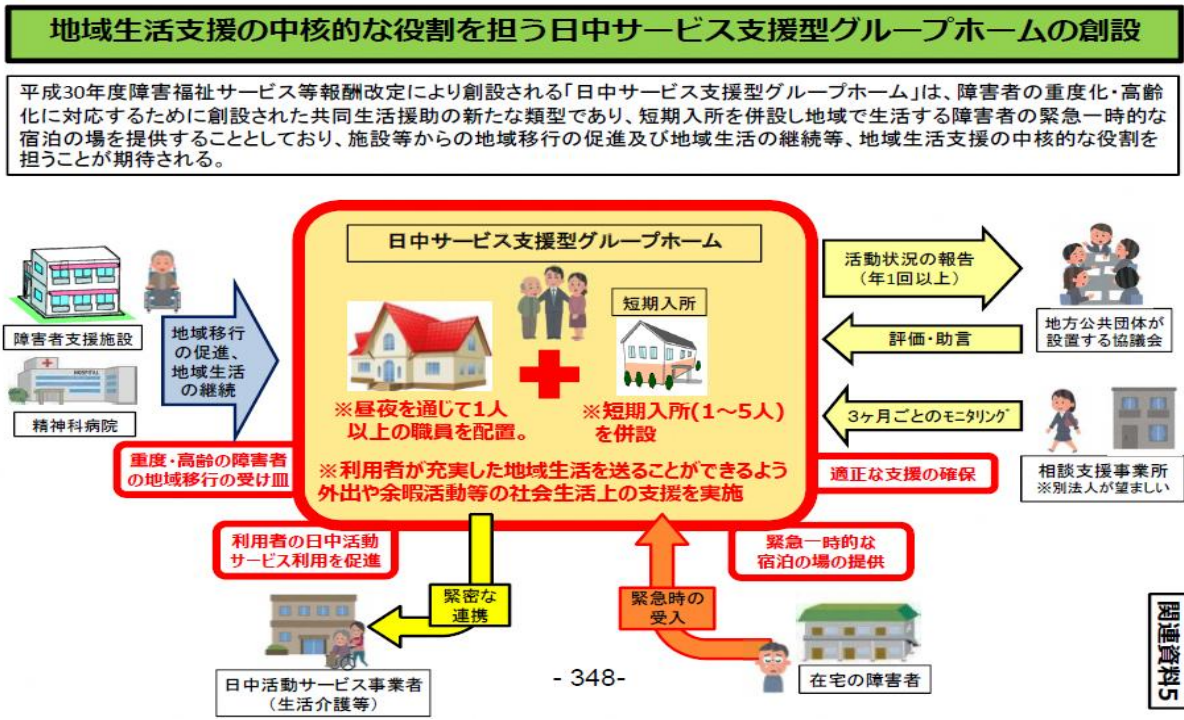


### (3) 利用者の支援区分別構成割合



(4) 日中サービス支援型グループホーム

日中サービス支援型グループホームは、指定申請前に市町村自立支援協議会等に対し運営方針等を説明し評価を受けること。また、事業開始後は定期的に事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。



(厚労省主催 平成29年度障害保健福祉関係主管課長会議資料)

(5) グループホームの立地に関する取扱いについて

生活様式やニーズが多様化することに伴う障害者の様々なニーズに応えるため、グループホームからの多様な形態の指定申請が増えている。そのため、グループホームを指定する際の立地要件（同一敷地内・同一建物での設置の可否）の取扱いを令和4年に見直した。

○同一敷地内・同一建物での設置の可否

ア 従来 of 取扱い

入所施設・病院	日中活動サービス事業所
×	×

イ 見直し後の取扱い

入所施設・病院	日中活動サービス事業所
障害者支援施設・障害児入所施設・宿泊型自立訓練事業所・精神科系病院	○（注1、2）
×	

(注1) 次のア～ウの要件を全て満たすこと。

ア 住宅地又は住宅地と同等程度に地域と交流が図れる場所に立地されること。

イ 定期的に地域住民との交流の機会が確保されていること。

ウ 同一建物で指定を受ける場合は、入口（玄関）は入所施設・病院・日中サービス事業所とは別に設置され、直接行き来ができないなど独立性が確保されていること。

（注2）グループホームの入居にあたり、同一敷地または同一建物にある日中活動サービス事業所の利用を要件としないこと。

## 5 入所施設について

### (1) 適正定員の確保について

障害福祉計画において施設入所者の削減率を定めているが、地域において真に入所支援が必要な人に提供できる体制を確保できるよう、市町村等の関係機関と協議の上、定員を定めるようにするとともに、当課にも情報提供いただきたい。

### (2) 利用者数の変動等の報告の徹底について

「障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所の利用事務の具体的取扱いについて(障害者支援施設及び療養介護事業所利用事務取扱要領)」(平成20年3月24日付け障第1403号新潟県福祉保健部障害福祉課長通知)に基づき、「利用者数変動(見込)等報告書(別記第1号様式)」を当課宛に報告いただいている。県の下記ホームページに掲載する等により随時県民への情報提供を行っているため、変動の都度速やかに報告をお願いしたい。

「障害者支援施設及び療養介護事業所 利用情報」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougaiifukushi/1356761907213.html>

※ 報告書は、上記ホームページ内に掲載している「障害者支援施設及び療養介護事業所利用事務取扱要領」内に有り

### (3) 施設の利用について

「障害者支援施設及び療養介護事業所利用事務取扱要領」においては、「正当な理由がない限りは、利用の応諾を決定する」こととなっているが、応諾拒否と捉えられるような事案が発生している。

入所の相談があった場合は、施設は利用希望者の障害の種類及びその程度その他心身の状況を確認した上で、適切に対応いただきたい。

## 6 事故防止の徹底について

利用者の年齢や障害特性を十分に考慮した上で個々の支援の内容を検討し、職員間の情報共有や職員研修の実施等によるリスク管理と事故防止の徹底をお願いしたい。

また、事故発生時には、平成 26 年 8 月 25 日付け障第 855 号「施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について(通知)」及び平成 24 年 9 月 11 日付け障第 1016 号「施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について(通知)※参考様式」により確実に報告をお願いしたい。

死亡事故等の重大事故については、速やかに県に電話で連絡をし、その後に書面で事故報告を行うこと。

※ 上記通知は県障害福祉課HPにも掲載。

「事故防止対策・防犯に係る安全確保対策等」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougai Fukushi/1218132090040.html>

<令和 7 年度事故報告件数(県所管施設)>

	入所施設	GH	療養介護	児入所	児通所	日中系訪問系	短期入所	計	(参考)R6
負傷等	118	18	21	1	4	14	1	177	148
誤飲・誤薬	118	59	10	1	0	9	12	209	183
死亡	3	0	1	0	0	0	1	5	5
無断外出	4	3	0	0	2	8	2	19	6
その他	20	9	0	0	1	20	0	50	68
計	263	89	32	2	7	51	16	460	410
(参考)R6	218	114	21	7	2	37	11	410	

※ 異食による死亡事故等について

最近、衛生用品等を利用者が誤って食べてしまい、救急搬送されたり死亡に至った事案が発生している。

業務でゴム手袋や使い捨て手袋等のビニール類を使用する際は、利用者の手の届かない場所に保管及び廃棄する等、管理を徹底し、事故予防に努めてほしい。

※ 無断外出等への対応について

過去、行方不明者の高速道路への立ち入ってしまうケースも見られた。

高速道路から概ね 1 km 以内に所在する施設等において緊急事態(行方不明者の発生等)があった場合に、施設等から N E X C O 東日本の道路管制センターに通報していただければ、その通報を受け、交通管理隊(パトロール車両)が巡回等を行うとのこと。

通報方法：道路緊急ダイヤル(携帯電話#9910)又は F A X (025-286-7336)

## 7 非常災害対策について

### (1) 水防法・土砂災害防止法に基づく避難確保計画

- 平成 29 年 6 月の水防法・土砂災害防止法の一部改正により市町村地域防災計画において浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設と位置付けられた施設・事業所の管理者は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けられている。計画未策定の場合は下記手引き等を参考に作成されたい。

◎「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波）」

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/tebiki.pdf>

### (2) 災害時情報共有システムについて

- 災害発生時における障害福祉サービス事業所等の被害状況等を国・地方公共団体が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、令和 3 年 9 月 1 日より、災害時情報共有システムの運用を開始している。
- 災害時情報共有システムの事業所等の情報は、既存の情報公表システムに登録された情報と連携するため、情報公表システム上で事業所等による登録が未了、又は申請がされていないことにより公表されていない事業所等は、災害時情報共有システムの対象とならず、災害時に、災害時情報共有システムを活用した被災状況報告ができないので、注意願いたい。
- 災害時情報共有システムにより、県から被災情報等の報告を求められた際は、被害が発生していない場合でも、重要な情報となるため、被害が発生していない旨の報告をお願いしたい。

※ これまで、県からの被災状況等報告依頼メールが届いていない場合は、災害時情報共有システムにおいて、メールアドレス（災害時緊急連絡先）の登録をお願いしたい。

※ 国が災害時情報共有システム操作マニュアルや説明動画を作成しているので、参考にしてください。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/>

## 8 福祉・介護人材の処遇改善及び人材確保について

### (1) 適正な運用について

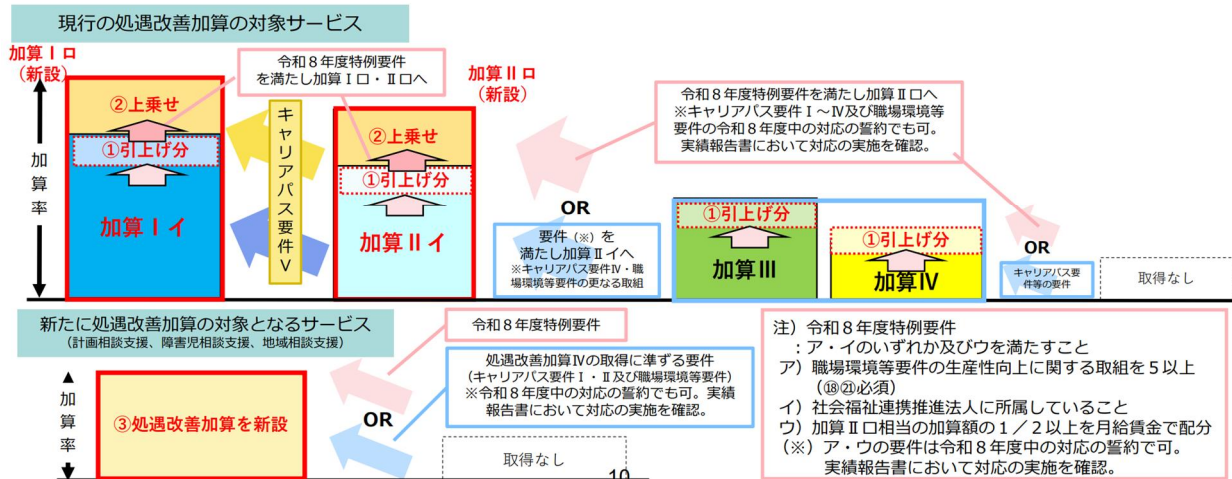
- 令和6年度に処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算について、「福祉・介護職員等処遇改善加算」(Ⅰ～Ⅳ)に一本化された。
- 令和8年度報酬改定において、職種は福祉・介護職員のみでなく、障害福祉従事者も対象に加わる。また、サービスについては、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援も対象に加わることとなった。

関連資料2

### 処遇改善加算の拡充①

#### 概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。  
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
  - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
  - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
  - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
  - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。



(厚労省主催：令和8年3月26日 障害保健福祉関係主管課長会議資料)

- 届出や運用を適正に行っていない場合は過誤調整することになるため、適正に対応いただきたい。

【令和8年度】福祉・介護職員等処遇改善加算の県ホームページ

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougai Fukushi/r8syougaisyogukaizen.html>

※ 国において、障害福祉サービス事業所等からの相談窓口を設けているので、制度に関する事項等の相談及び問合せは、下記のコールセンターに連絡いただきたい。

【福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター】

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9:00～18:00(土日含む)

(2) **令和7年度実績報告**

令和7年度の実績報告書は7月末日が提出期限となる。提出の通知は6月中に行う予定であり、それに従い期限までに提出いただきたい。

【令和7年度】福祉・介護職員処遇改善加算等の県ホームページ

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougaiifukushi/shogukaizen2025.html>

(3) **魅力発信動画について**

県内の障害福祉サービス等の従事者確保を目的に、障害福祉の仕事の魅力を発信するための動画を作成した。今後、県障害福祉課 YouTube チャンネルにて公開予定であるため活用してほしい。

## 9 障害福祉分野ロボット等導入支援事業について

職員の負担軽減・生産性の向上等に資するロボット等の導入意向のある施設等に対し、必要な備品購入費等を補助する。

[対象者] 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児入所施設事業者、障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者

[対象経費] ロボット等導入経費

[対象機器] 移乗介護：装着型パワーアシスト  
移動支援：歩行アシストカート  
排泄支援：自動排泄処理装置  
見守り・コミュニケーション：見守りセンサー  
入浴支援：浴槽設置型アシスト機器 等  
機能訓練支援：歩行訓練機器 等  
栄養管理支援：誤嚥を検知する機器 等

[補助率] 国 1/2 県 1/4 事業者 1/4

[県予算] 令和7年度 3,076千円 → 令和8年度 3,076千円

## 10 障害福祉サービス等の情報公表制度について

- 平成30年9月末より、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAMNET」上において、全国の指定障害福祉サービス等事業所の所在地をはじめ、サービス内容、利用料、従事者数などの運営内容を公表。

【障害福祉サービス等情報検索サイト】 (<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>)

- 年度ごとの情報更新が必要であり、全事業所が対象となるため、期限までに報告をいただきたい。（報告期限：7月末まで）
- ※ 令和7年度から、情報公表システム上の経営情報データベースにおいて、全ての事業所等が経営情報を公表することとされたため、期限までに報告いただきたい（報告期限：毎会計年度終了後3か月以内）。

在 宅 支 援 係

## 1 障害福祉サービス（在宅支援係分）等に係るポイント

### (1) サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修の指定事業者制度への移行について

- ・ 県では、これまで国のサービス管理責任者研修事業実施要綱に基づき、法定カリキュラムに沿って直営により研修を実施してきたが、事業運営の一層の効率化及び研修提供体制の充実を図るため、令和8年度から指定事業者制度へ移行することとした。
- ・ 指定事業者制度移行後も、県が研修内容や実施方法等の検討に関与することなどにより、引き続き研修の質の担保及び向上を図っていくこととしている。
- ・ 研修の指定事業者は「新潟県相談支援専門員協会」で、令和8年6月1日から事業者のホームページで基礎研修の募集が開始されているため、ご承知おきいただきたい。

### (2) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修制度の取扱いについて

#### ア サービス管理責任者等研修制度

- ・ 令和元年度に研修体系が見直され、基礎・実践・更新研修に改正された。現行の研修体系では、サービス管理責任者等として配置するためには、基礎研修修了後、原則として2年間の実務経験（OJT）を経て、実践研修の修了を要する仕組みとなっている。
- ・ 平成30年度までの旧カリキュラムの研修修了者が、令和5年度末までに1回目の更新研修を修了していない場合及び令和元年度に1回目の更新研修を修了し令和6年度末までに2回目の更新研修を修了していない場合は、実践研修を受講することで再度サービス管理責任者等として業務が可能となる。
- ・ 令和元年度から3年度までの間に基礎研修を修了した者については、基礎研修修了後3年間は実践研修を修了していない場合でも、サービス管理責任者等とみなすことができるとされていたが、令和6年度内でみなし期間は終了となっている。みなし期間終了までに実践研修を修了していない場合は、実践研修を修了するまでの間、サービス管理責任者等として配置はできないため、留意願いたい。

#### イ サービス管理責任者等研修制度の一部変更

##### ○ 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）については、基礎研修修了後「2年以上」の期間とされているが、令和5年6月の告示改正により、これを原則としつつ、以下の要件を満たした場合は、例外的に「6月以上」の期間で実践研修が受講可能となった。

#### 【要件】①～③の全てを満たす必要あり

- ① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
  - ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。
    - ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う。
    - ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所においてサービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。
  - ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行っている。
- ⇒ 県への届出方法等については、「サービス管理責任者等実践研修の受講に係る実務経験（6か月以上）の指定権者への届出方法について（令和6年7月31日付障第880号新潟県福祉保健部障害福祉課長、新障第896号新潟市福祉部障がい福祉課長通知）」において、示しており、確認願いたい。

##### ○ やむを得ない事由による措置について

サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如した場合に実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置(※)については、サービス管理責任者等の欠如時から1年間とされているが、以下のいずれの要件も満たす者について、実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能(最長2年間)とされている。

【要件】①～③の全てを満たす必要あり

- ① 実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしている。
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みである。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されている。

※ 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」を想定。

## (2) 相談支援専門員研修について

### ア 相談支援専門員の資格失効防止の取扱いについて

県では、指定相談支援事業所等において、現に相談支援業務に従事している者で、相談支援専門員の資格更新期限を迎えるため、「相談支援従事者現任研修」の受講が必要であるが、初回の現任研修の受講要件を満たさないために、受講ができない者について、現任者の資格失効を防ぐ観点から、資格失効前に、再度「相談支援従事者初任者研修」を受け直すことを特例的に認めることとしている。(「相談支援従事者初任者研修の受け直しによる相談支援専門員の資格失効防止の取扱いについて(令和7年4月15日付新潟県福祉保健部障害福祉課在宅支援係長事務連絡)」)

事業所におかれては、相談支援専門員の研修受講状況に留意し、適切に対応するようお願いしたい。

### イ 主任研修について

県では、令和3年度から主任相談支援専門員を養成する主任研修を実施。主任相談支援専門員は事業所や地域において指導的役割を担い、相談支援の仕組みを支える中核的な人材であることから、特に基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所職員におかれては、主任研修の受講について、積極的にご検討いただきたい。

なお、令和7年度から、申込にあたって各市町村を経由する予定としている。

## (3) 同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正について

同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため令和7年4月から、同行援護のサービス提供責任者の資格要件が、以下のとおり改正された。

### 【改正の概要】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正(令和7年1月31日付け)

サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する。

- ① 同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者(現行カリキュラムの養成研修修了者を含む。)で3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者
- ② 同行援護従業者養成研修(応用課程)を修了した者(相当する研修課程修了者を含む。)

## 同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正について

### 概要

○ 同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう要件を改正する（通知改正）。

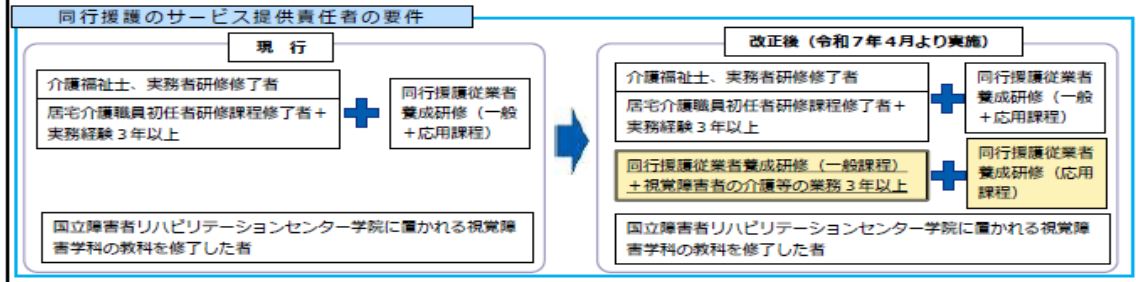
（改正内容）

・サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する（※1）。

- ① 同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（※2）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者
- ② 同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

（※1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正

（※2）現行カリキュラムの養成研修修了者を含む



## 2 サービス・相談支援従事者育成研修

(令和8年5月現在予定)

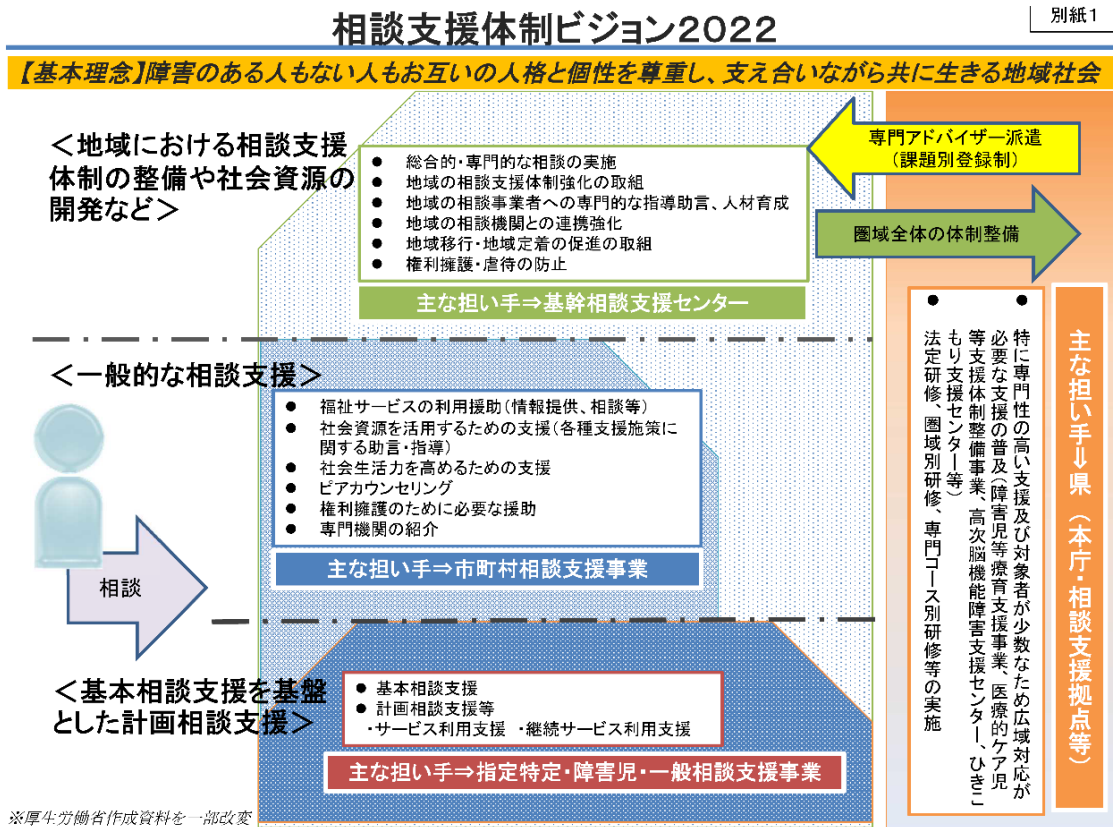
研修名		実施時期	備考
相談支援従事者研修	初任者研修	講義：(区分2) 7/13～14 (区分1,3) 7/8～9 演習①：7/16～17 演習②：8/31 演習③：10/8～9	委託 法人推薦
	現任研修	講義：12/3 演習：12/4、1/14、2/12	委託 法人推薦
	主任研修	講義：11/4 演習：11/5～6、10～11	委託 市町村経由
	専門コース別研修	未定	
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修	基礎研修	未定（7月以降）	指定事業者
	実践研修	未定	
	更新研修	未定	
	専門コース別研修	未定	
障害者ピアサポート研修		未定	
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）		未定	委託
同行援護従業者養成研修		5月、9月	指定事業者
重度訪問介護従業者養成研修		通年	指定事業者
介護職員のたん吸引等実施従事者養成研修（3号研修）（基本研修、実地研修）		基本研修：①7/19、26（予定） ②9/13、20（予定） 実地研修：随時	委託等
医療的ケア児等コーディネーター等養成研修		未定	委託

※ 研修の実施内容・時期等の詳細は事前に事業者へ通知。県HPにも掲載。

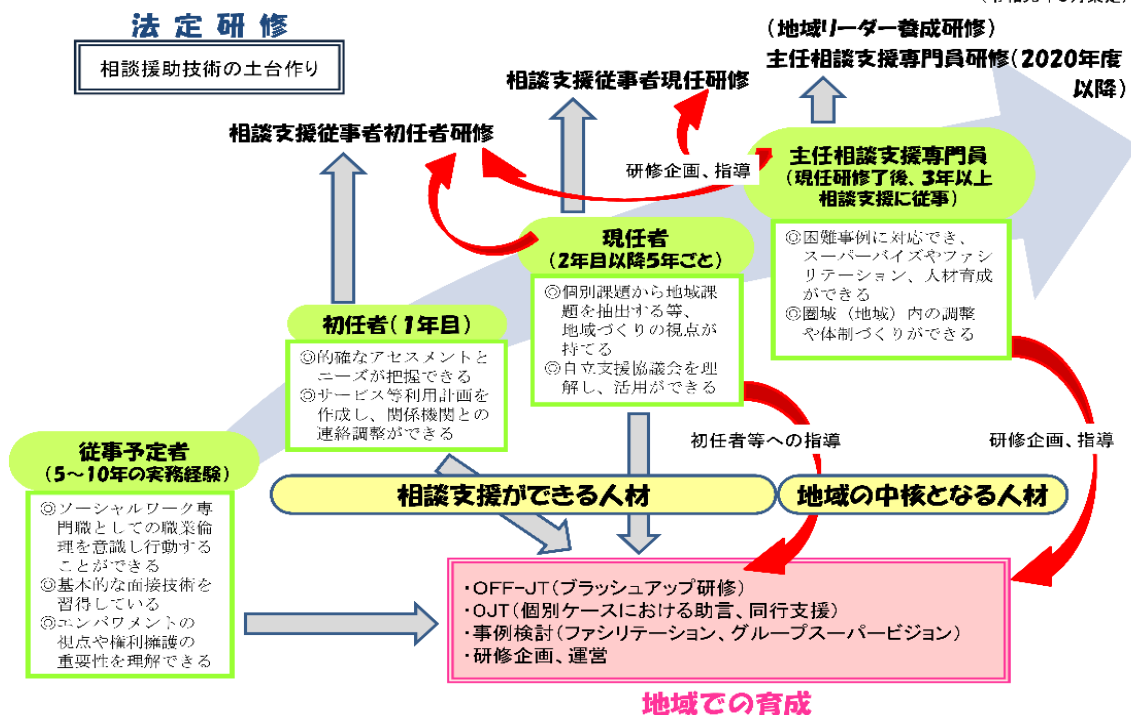
### 3 新潟県の相談支援体制

#### (1) 新潟県の相談支援体制ビジョン

地域共生社会を基本理念に、障害者の地域生活を支えていくために、県全体の相談支援体制の目指すべき姿として、「相談支援体制ビジョン2022」を、併せて相談支援体制の機能を担う人材の育成を図るため「障害者相談支援における人材育成ビジョン」を策定している。(令和元年5月)

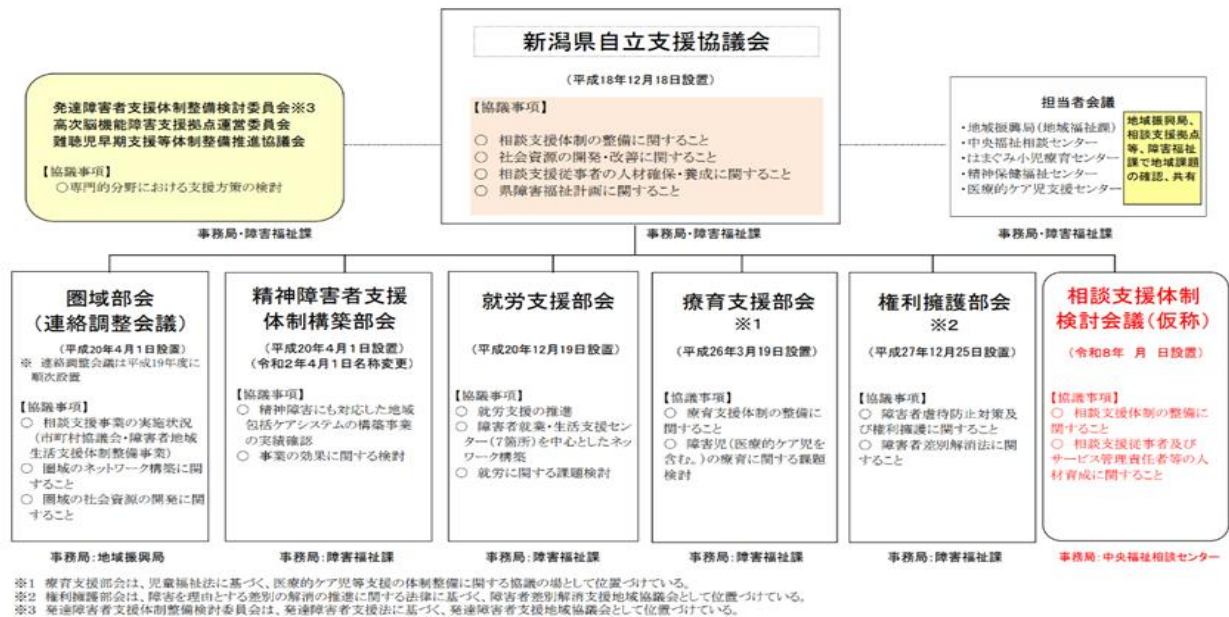


### 障害者相談支援における人材育成ビジョン



## (2) 新潟県自立支援協議会の体制

### 令和8年度 新潟県自立支援協議会の体制(案)



## 4 相談支援専門員等に対する処遇改善等について

- ・ 令和8年6月1日から相談支援事業にも処遇改善加算が新設される。各相談支援事業所におかれては、体制届の提出先に注意し(地域移行支援事業、地域定着支援事業は県。特定相談支援事業、障害児相談支援事業は市町村)、提出忘れがないよう、留意願いたい。

## 5 発達障害者支援

令和5～9年度の5年間を取組期間とした「新潟県発達障害者支援体制整備に関する基本方針及びアクションプラン」を基に、発達障害者支援の取組を実施。

【新潟県発達障害者支援体制整備に関する基本方針】(R5年4月 障害福祉課・義務教育課)

基本理念	基本方針	取組の柱と今後の取組・対応策	
障害のある人もない人もお互いの個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会	身近な地域で適切な支援を行うための支援体制の構築	<b>1 市町村を中心とした相談支援体制の構築</b> ○市町村の相談体制整備 ○圏域の障害者地域生活支援センター、発達障害者支援センター等との重層的な支援体制の構築	
		<b>2 それぞれのライフステージに応じた支援・連携体制の構築</b> ○地域における連携体制の構築	
		<b>3 ライフステージ移行時の円滑な情報の引継ぎ</b> ○相談支援ファイルの利活用の周知	
		<b>4 人材の育成</b> ○研修体系の整理、再構築	
		<b>5 医療機関の確保及び連携</b> ○国立精神・神経医療研究センター等の研修への派遣 ○医師等の医療従事者等を対象とした研修実施 ○診療できる医療機関の公表 ○地域での連携体制構築	
		<b>6 保護者支援</b> ○親同士の支援（ペアレントメンターの養成と活用） ○子育て支援の具体的な方法の普及（ペアレント・トレーニング等の普及等） ○虐待予防への対応	
		<b>7 発達障害の理解の促進（県民向け普及啓発）</b> ○継続的な普及啓発（より具体的な普及啓発事業の検討、継続的な実施）	
		<b>8 情報の集約</b> ○発達障害に関する研修・相談窓口・社会資源等の情報の集約	
	ライフステージに応じた支援体制の構築	乳幼児期の支援の充実	◎ <b>早期の気づき</b> ○市町村による体制整備（健診・スクリーニングの充実、保育所等における気づきの支援） ○保護者への気づきの支援
			◎ <b>早期支援</b> ○療育支援体制の整備（保育所等の支援体制の整備） ○関係者間での情報共有のあり方の整理
		就学期の支援の充実	◎ <b>気づきの強化</b> ○教員の専門性向上 ○保育所等からの情報の提供 ○障害児通所支援事業所との連携 ○校種間の情報の円滑な引継ぎ
			◎ <b>支援の充実</b> ○小・中・高等学校における特別支援教育の充実 ○学校と福祉の連携強化 ○学校外の活動場所の確保 ○家庭教育の支援 ○自己理解・他者理解の支援 ○生徒・保護者への発達障害の理解促進 ○不登校・いじめ・非行への対応 ○職業的自立、就労に向けた支援 ○保護者への特別支援教育の理解促進と卒業後の進路相談
			◎ <b>気づきの強化</b> ○発達障害の理解・相談窓口の情報提供 ○専門医の情報提供 ○高等学校中退・卒業後の情報の引継ぎ ○ひきこもりへの対応 ○大学・専門学校への啓発・連携
			◎ <b>支援の充実</b> ○相談支援の充実 ○生活支援の充実（社会的スキル習得機会の提供、交流と学びの場の確保） ○大学・専門学校への啓発・連携 ○就労支援の充実（就労に向けた訓練機会や就労定着のための支援等）
		成人期の支援の充実	◎ <b>気づきの強化</b> ○発達障害の理解・相談窓口の情報提供 ○専門医の情報提供 ○高等学校中退・卒業後の情報の引継ぎ ○ひきこもりへの対応 ○大学・専門学校への啓発・連携
			◎ <b>支援の充実</b> ○相談支援の充実 ○生活支援の充実（社会的スキル習得機会の提供、交流と学びの場の確保） ○大学・専門学校への啓発・連携 ○就労支援の充実（就労に向けた訓練機会や就労定着のための支援等）

<令和8年度の主な取組予定>

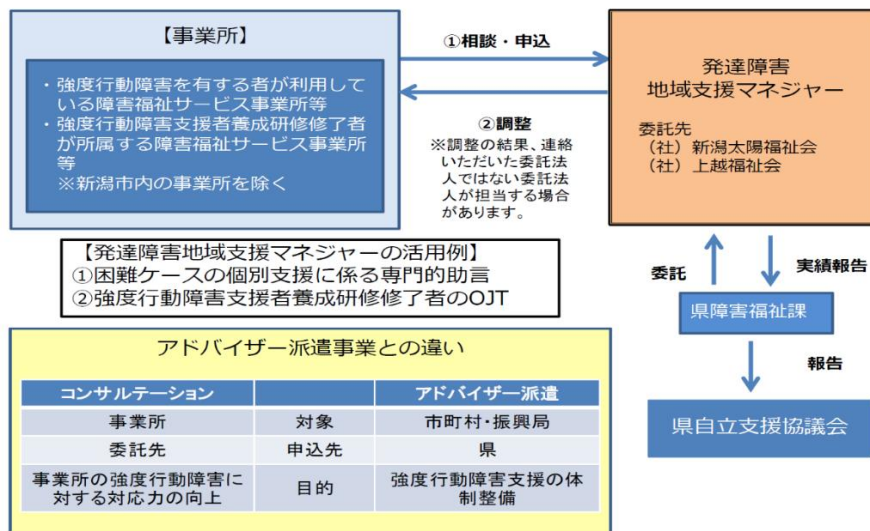
- ① 連携体制説明会の開催
- ② 支援者向け研修会の開催
- ③ 医師等医療従事者向け研修会の開催
- ④ 発達障害者支援センターによる地域支援（RISE）
- ⑤ ペアレント・トレーニングに関する研修実施（RISE）
- ⑥ ペアレントメンターの派遣実施（RISE）
- ⑦ 市町村基礎調査
- ⑧ 自閉症啓発デー・発達障害啓発週間での普及啓発事業の実施

## 6 強度行動障害を有する者等に対する支援について

- 強度行動障害を有する者は、特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、個々の特性に応じた関わり方や環境の整備など、適切な支援の継続的な提供が必要である。
- また、強度行動障害を有する者は、虐待の被害や身体拘束等を受けることが多いことが明らかになっており、虐待防止や権利擁護の観点からも適切な支援を提供できる体制の整備が求められている。
- 県では、強度行動障害支援者養成研修、専門アドバイザー派遣による市町村の体制整備支援を行っているほか、強度行動障害を有する者が利用している障害福祉サービス事業所等に助言等のコンサルテーションを行う強度行動障害地域支援力強化事業を実施している。
- 令和6年度報酬改定において、状態が悪化した強度行動障害の状態にある者に対し、集中的な支援を行った場合に算定できる「集中的支援加算」が創設されている。「集中的支援加算」については、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において、居住支援活用型による集中的支援を実施する場合の取扱いについて、令和8年3月30日付けで通知をしたところであるため、取扱いについてご留意いただきたい。
- なお、新潟県強度行動障害地域支援力強化事業の利用については、従前のおりであるため、障害福祉サービス事業所等において強度行動障害の状態にある者の支援に関する助言等を必要とする場合は、引き続き、当該事業を活用いただくようお願いしたい。

### <新潟県強度行動障害地域支援力強化事業の概要>

#### コンサルテーションの流れ



○社会福祉法人新潟太陽福祉会（新潟市北区太夫浜字下浜山 675 番地）

【担当区域】新発田市、村上市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村、五泉市、阿賀野市、阿賀町、三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町、見附市、佐渡市

【連絡先】自閉症総合支援センターたいよう 025-278-2080

【受付時間】9時から17時まで（土日祝、年末年始を除く）

○社会福祉法人上越福祉会（上越市大字下馬場 576-78）

【担当区域】長岡市、柏崎市、小千谷市、出雲崎町、刈羽村、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町、上越市、糸魚川市、妙高市

【連絡先】かなやの里更生園内 025-522-1961

【受付時間】9時から17時まで（土日祝、年末年始を除く）

## 7 障害児支援について

### (1) 障害児通所支援における支援プログラムの作成・公表等について

- 適切なアセスメントの実施及びこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、支援にあたっては、5領域を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供するよう、令和6年4月から運営基準が一部改正された。
- また、総合的な支援の推進と支援内容の見える化を図る観点から、令和6年4月から、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援プログラムの作成・公表が求められている。あわせて、公表方法及び公表内容を県に届け出る必要があり、令和7年4月1日以降、支援プログラムの作成、公表及び県への届出が未実施の場合、支援プログラム未公表減算が適用されることとなっているため、各事業所におかれては、適切な対応をお願いしたい。

### (2) 医療的ケア児等の支援について

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年6月18日に公布、同年9月18日に施行。県では、法に基づく「医療的ケア児支援センター」を令和4年4月1日に設置。家族等への相談支援や関係機関との連絡調整を行うとともに、医療的ケア児等を受け入れる事業所等への技術的助言等も行っている。
- 医療的ケア児の支援は、個々の状況に応じたきめ細やかな対応が必要であることから、地域の医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、医療的ケア児の状況や地域の実情を踏まえながら、地域で対応可能な資源を開拓していくことが重要である。
- 県では、医療的ケア児等コーディネーターの養成や、医療的ケア児等への支援に関する研修を委託により実施しているところであり、事業所におかれては、積極的な研修受講や、医療的ケア児支援センターとの連携などにより、医療的ケア児等の受入れについて、検討いただきたい。

#### 【新潟県医療的ケア児支援センターの概要】

- 委託先 社会福祉法人長岡福祉協会
- 所在地 長岡市深沢町字高寺2278番地8  
社会福祉法人長岡福祉協会 長岡療育園内
- 受付時間 9時から17時まで（土日祝、年末年始を除く。）
- 電話番号 0258（89）6544（専用回線）
- 相談方法 電話、来所、訪問等による相談
- 対象 人工呼吸器やたん吸引等の医療的ケアを必要とする障害児者、重症心身障害児者及びその家族等
- 主な業務
  - ・ 医療的ケア児等及びその家族等への相談支援
  - ・ 医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関等との連絡調整
  - ・ 関係機関等への情報提供及び研修

### (3) 難聴児支援について

- 県では、難聴児支援に関する中核的機能を有する体制を確保し、関係機関の連携体制の構築や支援体制の充実を図るため、家族等への相談対応、関係機関の連絡調整等を行う難聴児支援コーディネーターを以下のとおり配置している。詳細は別添リーフレットのとおりであるため、活用いただきたい。

【勤務場所】新潟よつば学園、長岡聾学校

【業務内容】難聴児の家族等への相談支援及び情報提供  
関係機関への助言及び関係機関との連絡調整  
研修実施等による普及啓発・人材育成  
関係者のネットワーク形成 等

【活動時間】週2日 13時～17時（祝日は除く）

## 新潟県における難聴児支援の中核的機能を有する体制

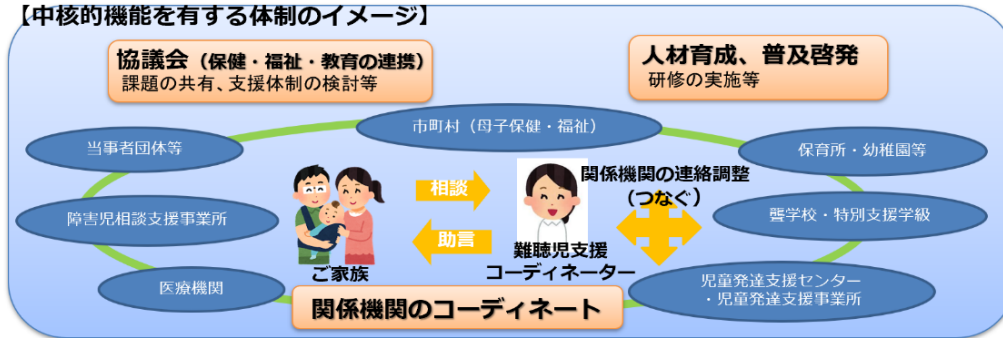
### 背景

国が令和4年2月に「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を取りまとめ、難聴児の早期発見・早期療育の推進のための方策として、各都道府県において関係機関の協議の場の設置等による難聴児の中核的機能を有する体制を確保することなどが示された。県においても、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、難聴児のライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するため、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を令和5年度末までに確保することとしていた。

### 内容

- 難聴児支援の体制整備に関する協議会の設置
  - 研修の実施等による人材育成、普及啓発
  - 難聴児支援コーディネーターの配置（家族への相談支援・情報提供、支援機関へのつなぎ、関係機関との連絡調整、地域の支援者等への助言等）
- ⇒ 難聴児支援に係る関係機関の連携体制構築、支援体制の充実

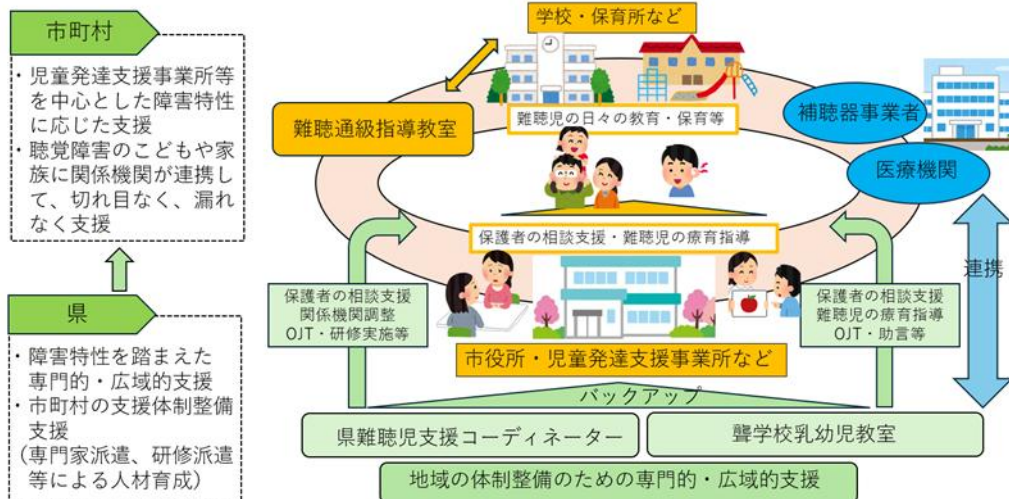
### 【中核的機能を有する体制のイメージ】



- また難聴児支援の基本的な考え方として、市町村を主体としながら、関係機関が連携し、必要な発達支援を行える体制を整備していくことを目指しており、県は専門的、広域的な観点から市町村をバックアップしていくこととしているため、児童発達支援事業所等においては、市町村と連携しながら、難聴児の支援に取り組んでいただきたい。

## 難聴児支援体制整備のイメージ図

○市町村を主体とし、身近な地域で関係機関が連携しながら、必要な発達支援を行う体制を整備



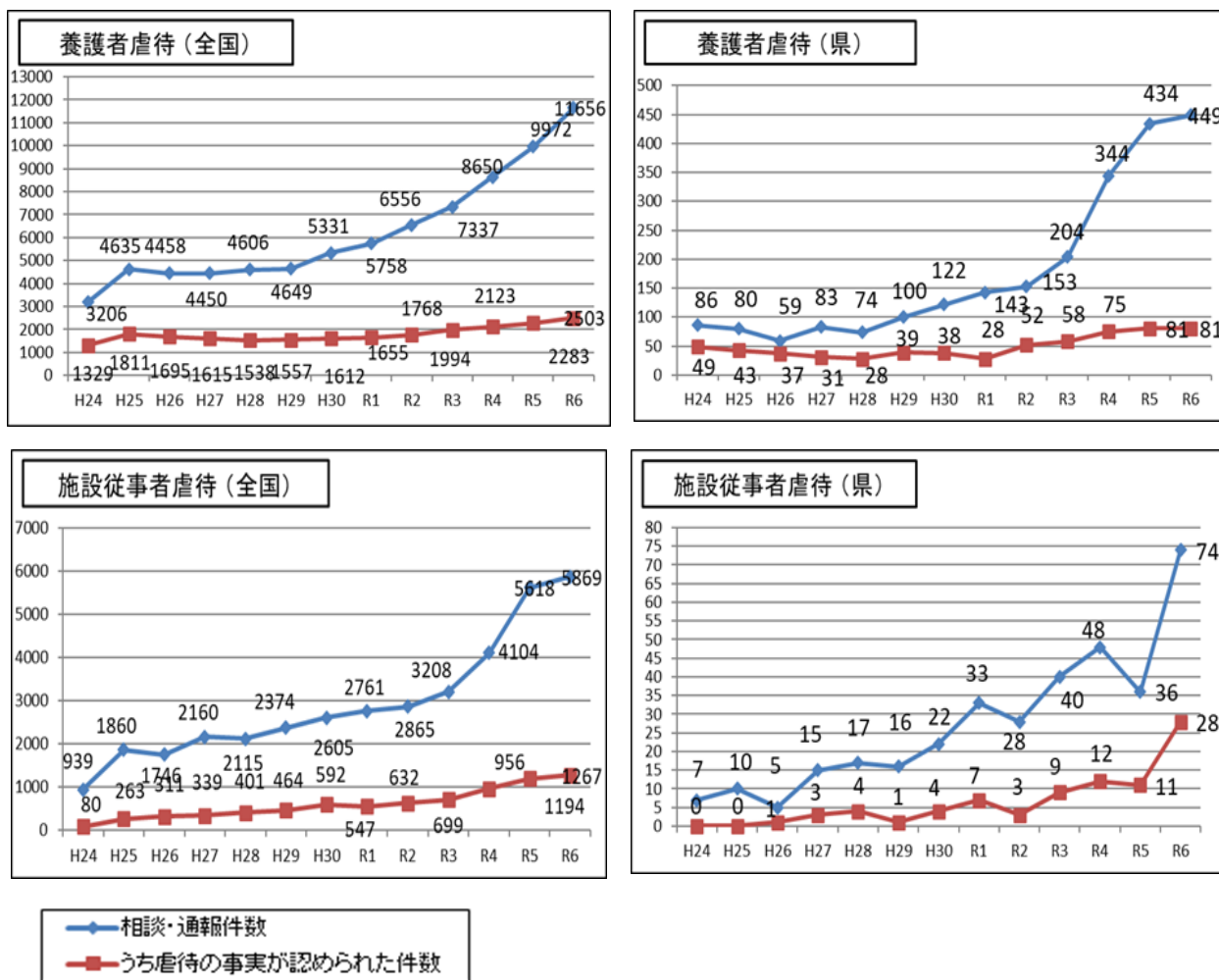
## 8 ヤングケアラーの支援について

- ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し対応することが重要である。
- 各事業者におかれては、ヤングケアラーを発見、把握した場合には、市町村の児童福祉施策の担当につなげるなどの支援をお願いしたい。

- 【関係機関向けチラシ】 <https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/307463.pdf>
- 【ケアラー向けチラシ】 <https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/413053.pdf>
- 【支援の手引き】 <https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/418424.pdf>

## 9 障害者虐待防止対策について

### (1) 障害者虐待防止に関する対応状況について（平成24年度～令和6年度の推移）



### (2) 施設・事業所における対応

- 保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し障害者虐待の早期発見に努めなければならない(障害者虐待防止法第6条第2項)
- 虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村(または都道府県)に通報しなければならない(障害者虐待防止法第7条第1項、第16条第1項、第22条第1項)
- 障害者福祉施設の設置者等は施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備等障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする(障害者虐待防止法第15条)

(3) 新潟県権利擁護センターについて

令和6年4月から、県の権利擁護センターの機能を中央福祉相談センターが担っており、障害者虐待に関する市町村等への情報提供・助言等を行っている。

【通報・届出・対応窓口】

中央福祉相談センター障害者相談支援室

TEL 025-364-0068 FAX 025-381-8939

(4) 虐待防止に関する取組（令和8年度計画）

ア 障害者権利擁護センターによる市町村支援

イ 新潟県自立支援協議会権利擁護部会の開催

ウ 研修・人材養成

障害者虐待防止・権利擁護研修の開催（障害福祉施設等職員・市町村虐待防止担当職員等向け）

エ 支援専門委員（弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士）の派遣

市町村支援を目的に、障害者虐待及び権利擁護に関する事例や体制整備について専門的な助言等を行う（派遣対象：市町村担当課、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所）。

オ 普及啓発

10 成年後見制度の利用促進

(1) 成年後見制度の見直しについて

令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、成年後見制度の見直しに向けた検討を進めることとされ、これを踏まえ、本年1月に法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しに関する要綱案がまとめられた

要綱案では、法定後見制度について、事理弁識能力が不十分であることに加え、制度利用の必要性を後見開始の要件とするとともに、開始時に認められた必要性が失われた場合にはその利用を終了させることを可能とする制度に見直すこと等とされている。今後、国会での法案審議も予定されており、その動向を注視していただきたい。

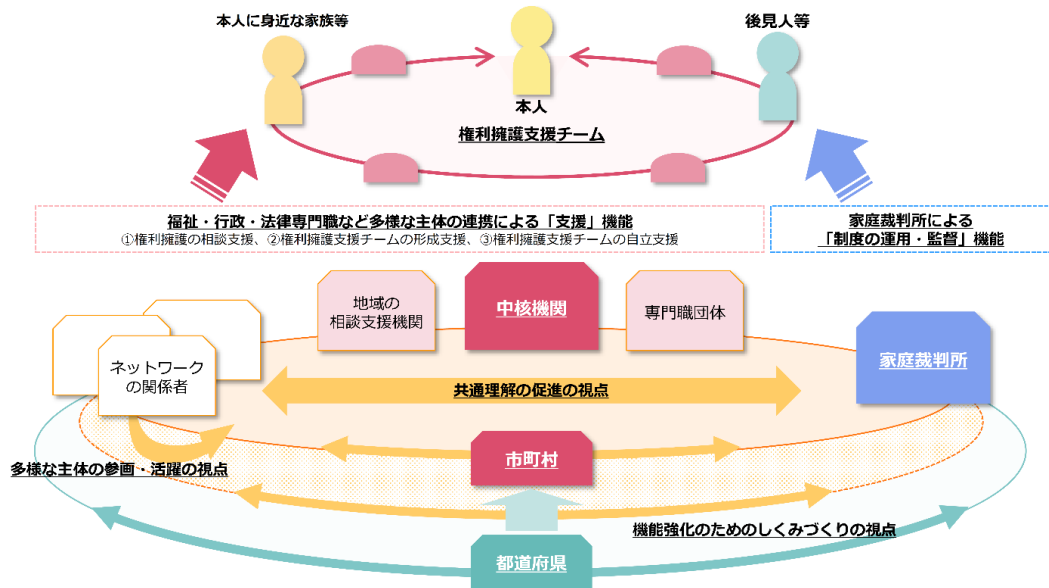
(2) 地域連携ネットワークの構築について

平成28年5月の成年後見制度利用促進法の施行に伴い、国は平成29年3月に第一期基本計画（H29～R3年度）を策定。R4年3月には第二期基本計画（R4～8年度）を定め、更なる施策の推進を図ることとなった。

この基本計画では、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築していくことなどが求められており、市町村による中核機関の整備などが、KPI（重要業績評価指標）として定められている。

各法人におかれても、ネットワークへの参画及び法人後見実施団体としての取組について、ご検討いただきたい。

～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ（厚生労働省資料）～



(3) 成年後見制度に関する担い手の育成方針について

県では、「新潟県成年後見制度に関する担い手育成方針」を令和7年3月に策定。成年後見制度を利用する人が尊厳ある本人らしい生活を継続することができる体制を、県内全域に整備できるよう、市町村や関係機関等と協働し、後見事務等の担い手の確保・育成等を推進していくこととしている。

(4) 成年後見制度に関する取組(令和8年度計画、高齢福祉保健課と共同実施)

- ア 市町村担当者研修会
- イ 市町村長申立に関する研修会（基礎編・応用編）
- ウ 中核機関職員研修会
- エ 法人後見研修会
- オ 専門的支援アドバイザー事業・体制整備アドバイザーの派遣（中核機関未整備等の市町村を対象）
- カ 法人後見訪問検討会（法人後見実施団体のない市町村）
- キ 成年後見制度利用促進に係る後見専門職団体との意見交換会

# お子さんのきこえに関する 相談をお受けします



県では、難聴児とご家族に寄り添いながら、関係機関と連携してお子さんの育ちをサポートする **難聴児支援コーディネーター**を配置し、お子さんの“きこえ”に関する不安や心配ごとなどの相談をお受けします。

## 相談受付日時

毎週月・木曜日

午後1時30分～4時30分

(祝日及び12/29～1/3をのぞく)



## 相談受付場所

県立新潟よつば学園内 (新潟市東区竹尾2-2-1)

県立長岡聾学校内 (長岡市水道町2-1-13)

## 相談方法 (お問合せ先)

\*電話：070-3072-4122

\*メール：[nancho.co01@gs.nein.ed.jp](mailto:nancho.co01@gs.nein.ed.jp)

\*相談申込フォーム

二次元コードを読み込み、質問項目  
にご記入の上、お申し込みください。



[https://docs.google.com/forms/d/1V5IB5I61EaEH6n\\_hktul07RSDAXTgX9Ptjt6GlegiHM/viewform?edit\\_requested=true](https://docs.google.com/forms/d/1V5IB5I61EaEH6n_hktul07RSDAXTgX9Ptjt6GlegiHM/viewform?edit_requested=true)



- ・出張等で不在の場合、お電話に出られないことがあります。不在の場合は、上記受付時間内に再度おかけ直しいただくか、メール又は相談申込フォームをご活用ください。
- ・メール、相談申込フォームは随時受付けています。確認後、担当者から折り返し連絡をさせていただきます。



# ご相談の対象



- ★ きこえに不安を抱えるお子さん（0歳～）とそのご家族
- ★ 難聴児支援に携わっておられる方と支援機関
- ★ 保育所・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の先生
- ★ 市町村の母子保健、障害福祉担当の方
- ★ 医療機関 など

支援関係者の  
皆さまからのご相談もお受けします！



# こんな心配はありませんか？

## ご家族のみなさま

- ・「きこえ」についての相談がしたい。
- ・赤ちゃんのきこえの検査で要再検と言われた。
- ・精密検査などで難聴と言われ、子育てに不安がある。
- ・聞き返しが多いと保育所から言われた。
- ・呼びかけても振り向かないときが多い。
- ・言葉を聞き間違ふことが多い。
- ・何となく聞こえが悪いような気がする。
- ・補聴器や人工内耳について知りたい。
- ・難聴児の福祉制度について知りたい。
- ・就園・就学に関わる相談がしたい。
- ・片耳難聴と言われている。

## 支援関係者のみなさま

- ・難聴のお子さんの相談を受けた経験がない。
- ・園で難聴のお子さんとのコミュニケーションに困っている。
- ・赤ちゃんのきこえの検査では大丈夫と言われているが、実際は聞こえにくいようだ。
- ・難聴児支援について学びたい。
- ・難聴のお子さんの就園・就学先について相談したい。
- ・補聴器や人工内耳について知りたい。
- ・片耳難聴のお子さんへの配慮について知りたい。



- ・難聴に関する質問にお答えします。
- ・具体的な支援について提案し、今後の方向性を一緒に考えます。
- ・園や学校などでの支援についてのご相談をお受けします。また、地域の相談先を紹介することもできます。
- ・難聴児支援を目的とした研修会などのお手伝いをします。



## 【お問合せ先】

新潟県福祉保健部障害福祉課在宅支援係

電話：025-280-5228 メール：[ngt040260@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt040260@pref.niigata.lg.jp)

県HP：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougai Fukushi/nanchoji.html>



地域生活支援係

## 1 令和8年度報酬改定について（地域生活支援係分）

### (1) 就労移行支援体制加算の見直し

本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、算定可能となる就労定着者数は、前年度の9月30日時点における定員数を上限とすることとされた。また、同一事業所だけでなく他の事業所において過去3年間に算定実績がある利用者については、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱う。（令和8年4月1日施行）

### (2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

令和6年度報酬改定による平均工賃月額の見直しにより、想定以上に高い報酬区分の事業所が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しが行われた。（令和8年6月1日施行）

具体的には、基本報酬区分の基準額がそれぞれ3千円引き上げられたが、以下の配慮措置が講じられた。

- ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外
- ・見直しにより区分が下がる事業所については、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設する
- ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間（平均工賃月額1万5千円未満）の基準については引き上げず、据え置く

## 2 障害者の就労支援の推進等について

### (1) 就労継続支援サービスの指定に係る取扱いの見直しについて

就労継続支援サービスの指定に係る手続きについて、「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて」（令和7年11月28日付け障障発1128第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を踏まえ、事前協議段階における確認の強化及び審査の質の確保を図るために見直しを行い、令和8年3月に通知したところである。

事業実施計画書（就労継続支援用）の導入、事前協議の必須化、指定スケジュールの厳格化が主な内容である。事業実施計画は、開所予定地における地域ニーズや既存サービスの状況を十分に把握し、その結果を踏まえたものとしていただきたい。

新規指定申請に当たっては、通知の内容を十分に確認していただくようお願いいたします。

### (2) 在宅支援の要件遵守の徹底について

在宅支援と称して、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動や、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない自習を行わせているなど、就労支援の実態が認められない不適切な事業運営が散見されているため、4月に厚生労働省から通知が発出された。特に事業所に留意いただきたい観点は下記のとおり整理されている。

- ① 事前の本人の同意やアセスメントを徹底すること。希望があれば在宅での利用を認めるといったことは必ずしも適切ではなく、本人の同意に加え、支援の効果が認められるかどうかについてあらかじめ市町村が判断することが必要であるので、留意すること。
- ② 運営規程への在宅で実施する訓練内容及び支援内容の明記等を徹底すること。  
また、訓練状況及び支援状況について、「本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい」とされていることから、それを推進すること。
- ③ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行い、事業所における適切な評価等の徹底を図ること。
- ④ 原則として対面での支援を行うことが求められることを前提とし、質の高い支援の実施を推進すること。
- ⑤ 緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備すること。

〈参考通知〉

- ・「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における在宅支援の要件遵守の徹底について」（令和8年4月13日付け事務連絡）
- ・「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL8」（令和7年3月31日付け事務連絡）

### (3) 就労継続支援A型の経営改善等

指定基準において、就労継続支援A型事業者は、生産活動の収益が利用者の賃金総額以上となるようにしなければならず、原則として自立支援給付費を利用者の賃金の支払いに充ててはならないとされている。

指定基準等を踏まえ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている場合には、経営改善計画書の作成、提出を求めている。

毎年度の提出が必要となっている事業所もあるが、指定基準を満たさない状況が継続することは適当でなく、計画の着実な実施も含めて、健全な運営となるよう取組を実施願います。

### (4) 就労継続支援B型の工賃向上

本県の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額、令和6年度で21,778円（全国：24,141円）となった。

新潟県	21,778円（前年度比 +1,063円）	287事業所
全国	24,141円（前年度比 +1,492円）	18,245事業所

県では、工賃向上計画を策定し、工賃向上に向けた取組を行っているところですが、各事業所においても、引き続き工賃向上計画に基づき、それぞれの事業所に応じた創意工夫の上、工賃向上の取組をお願いします。

#### (5) 一般就労への移行促進

就労移行支援は、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供するものであり、利用者の一般就労への移行を実現するためのサービスであるが、就労定着者の割合がゼロの事業所もある。

令和6年度報酬改定において、地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、一定の条件を満たせば、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも「地域連携会議実施加算」の対象とされたところ。これらの仕組みも活用の上、引き続き、地域の関係機関等と連携し、利用者の掘り起こし、一般就労への移行や定着に向けた方策の検討、取組をお願いします。

#### (6) 就労定着支援の促進及び関係機関との連携について

県内の就労定着支援事業所数は、就労移行支援事業所数の半数程度となっており、就労定着支援の体制が整っていない地域があるのではないかと考えられる。改めて就労定着支援の体制整備について、地域の関係者間で現状把握や認識共有、必要に応じて対応策の検討等をお願いします。

関係機関との連携については、令和6年度報酬改定において、ケース会議の実施を促進する観点から、一定の条件を満たせば、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも「地域連携会議実施加算」の対象とされた。また、就労定着支援終了にあたり、職場でのサポート体制や生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合の支援体制構築未実施減算が新設された。

引き続き、連携を円滑に進めるための情報共有や、サービス終了後を見据えた支援の在り方、引継の方法等について、関係者間での検討をお願いします。

#### (7) 就労支援に関する基礎的研修について

令和7年度から、就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修の受講が必須とされた。令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱うことができるが、経過措置が終了する令和10年3月31日までに計画的に受講願います。

#### (8) 就労選択支援の円滑な実施について

令和7年10月より、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が施行された。

施行に伴い、令和7年10月から、就労継続支援B型は50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等のほか、「就労選択支援によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が対象となった。

令和9年4月以降は、新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても、就労選択支援によるアセスメントが行われている者が対象とされる予定である。

令和8年4月現在、県内の就労選択支援事業所は11事業所であり、地域に偏りが見られる状況である。地域の関係者間で現状把握や認識共有していただき、地域における体制整備に向けて、指定申請についてご検討いただきたい。

### 3 工賃向上に係る取組

#### (1) 新潟県工賃向上計画

国の基本指針を踏まえ、令和8年度までの計画を策定

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標工賃月額	21,340円	21,980円	22,640円
(参考) 事業所が掲げる目標工賃※	20,876円	21,374円	21,867円

※事業所が作成した計画の平均値

#### (2) 授産活動プロデュース事業

##### ア 授産活動コーディネーター事業

受注業務の安定化と新規受注に向けた営業等を担当するコーディネーターを、全県をカバーする共同受注窓口に配置。

(委託先：新潟県社会就労センター連絡協議会)

##### イ 新規分野進出支援事業

新規分野への進出を研究・準備するための経費を支援。(8月頃募集予定)

##### ウ 農福連携事業

- ・農作業の受注開拓や調整等を行う農福連携コーディネーターを配置

(委託先：新潟県社会就労センター連絡協議会)

- ・農福連携マルシェ(市場)の開催

【参考：農林水産部経営普及課所管事業】※詳細は別紙参照

##### ○農福連携受入体制づくり支援事業

障害者等の作業効率向上の取組や、地域協議会による農福連携を広げるための取組等を支援

##### ○農福連携受入環境整備事業

障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設のほか、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面に係る附帯施設等の整備を支援

《問合せ先》経営普及課普及情報係 電話：025-280-5299

### (3) 障害者優先調達推進法

#### ア 概要

- ・国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する責務を明らかにすること等により、障害者の自立の促進に資することを目的とする。

#### イ 本県の調達実績（令和6年度）

	物品		役務		合計	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
県	426	12,373	129	21,356	555	33,729
市町村	2,064	56,968	1,581	458,304	3,645	515,272
地方独法	7	502	3	73	10	575
合計	2,497	69,843	1,713	479,733	4,210	549,576

## 4 芸術文化活動の振興

### (1) 新潟県障害者芸術文化祭

美術展 11月中旬（予定）（会場：新潟ふれ愛プラザ）

ステージ発表 12月上旬（予定）（会場：新潟ユニゾンプラザ）

※7月頃、作品・出場者募集についてお知らせする予定です。

### (2) 障害者芸術文化活動支援センター

芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、障害福祉サービス事業所等を支援するため、障害者芸術文化活動支援センターを設置している。

- ・委託先：（福）みんなでいきる  
（センター名：新潟県アールブリュット・サポート・センターNASC）
- ・内容：芸術文化活動を支援する人材の育成等  
障害福祉サービス事業者等に対する相談支援  
発表等の機会の創出  
関係者のネットワークづくり 等

#### 《問い合わせ・連絡先》

新潟県アール・ブリュット・サポート・センターNASC

（新潟県上越市西城町 2-10-25 大島ビル 307 号室

電話：025-530-7264 メール：[info@niigata-artbrut.net](mailto:info@niigata-artbrut.net)）

## 5 障害者スポーツの振興

### (1) 第27回新潟県障害者スポーツ大会

競技種目	開催日	会場
陸上競技（個） （総合開会式）	5月10日（日）	デンカビッグスワンスタジアム
フライングディスク（個）	5月13日（水）	新潟県スポーツ公園 多目的広場3・4
ボッチャ（個）	5月23日（土）	新潟ふれ愛プラザ
卓球（個）	5月24日（日）	新潟ふれ愛プラザ
ボウリング（個）	5月30日（土）	グランドボウル黒埼
アーチェリー（個）	5月31日（日）	新潟ふれ愛プラザ
水泳（個）	5月31日（日）	西海岸公園市営プール
バスケットボール	9月23日（水・祝）予定	新潟ふれ愛プラザ
フットソフトボール	10月予定	新潟ふれ愛プラザ
サッカー	10月予定	スポアイランド聖籠

### (2) 全国障害者スポーツ大会への新潟県選手団派遣

第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」

ア 開催地：青森県青森市ほか

イ 会期：令和8年10月23日（金）～26日（月）

ウ 競技種目：14競技

個人競技	陸上競技（身・知）、水泳（身・知）、アーチェリー（身）、卓球（身・知・精）（サウンドテーブルテニスを含む）、フライングディスク（身・知）、ボウリング（知）、ボッチャ（身）
団体競技	バスケットボール（知）、車いすバスケットボール（身）、ソフトボール（知）、グランドソフトボール（身）、フットソフトボール（知）、バレーボール（身・知・精）、サッカー（知）

### (3) 障害者スポーツの環境づくり

障害者スポーツに関する理解促進、障害者が身近にスポーツを行うことのできる環境づくりへの取組をお願いします。

県障害者スポーツ協会、県障害者交流センターでは、県内各地での巡回スポーツ教室の開催や競技用具の貸し出しなど行っています。

巡回スポーツ教室等：新潟県障害者スポーツ協会 電話 025-383-3610

競技用具の貸し出し：新潟県障害者交流センター 電話 025-381-8110

農業分野における多様な労働力確保に向けた取組の一つとして、障がい者の活躍機会の創出や、地域における農業・福祉双方のニーズを結び付ける体制づくり等、ひきこもり状態にある方や生活困窮者などの確保に向けた農福連携の取組を推進します。

### ✓ 現状

- 県内における農福連携取組農家数は、年々増加し、R7年度の取組農業者数は191者
- 県が実施したアンケート等によれば、農福連携の新規取組や拡大を意向する農業者や福祉事業所のニーズに応えきれていない。
- 取組拡大にあたり、地域内の農業側・福祉側双方の関係機関・団体等と連携した推進体制が整っていない。
- 障害者の高齢化や支援員の人員不足等もあり、障害者だけでは、今後、農業側のニーズに応えきれない懸念がある。



### ✓ 課題

- ◆ 農福連携の新規取組や拡大意向者への環境整備
- ◆ 農業・福祉双方の地域関係機関・団体等が連携した地域マッチング体制の拡大や連携協議会の設立、体制整備
- ◆ 障がい者をはじめとする多様な人材と連携拡大
- ◆ 農業・福祉双方の経験や知識を備えたマッチング人材の育成

### 【取組内容等】

#### 1 農福連携支援事業<補助事業>

- (1) 農福連携の取組支援 1,000千円【国交】  
 農福連携の新規取組や拡大に資する取組を支援。  
 (作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入等)  
**【補助率】定額 【事業実施主体】農業者、農業法人、福祉事業所等**



農産加工の実践研修



養殖籠補修技術の習得



ユニバーサル農園の開設

- (2) 地域協議会の設立及び体制整備 1,000千円【国交】  
 地域協議会による農福連携を広げるための取組を支援します。  
**【補助率】定額 【事業実施主体】協議会(※構成員に市町村を含むこと)**

#### 2 農福連携普及啓発推進事業<県推進事業>

- (1) 農福連携体制づくりの推進 300千円【国交】  
 農業・福祉双方のニーズ効率的に結びつける地域マッチング体制を構築・拡大(1振興局1地区以上)  
**【支援地区】10地区(R6継続:3、R7継続:4、R8新規:3)**
- (2) 支援人材の育成 1,000千円【国交】  
 講義や実践体験を通じて、農業・福祉双方の理解促進とマッチングを支援できる人材を育成  
**【支援地区】20地区・20名(1振興局1地区以上)**

農業分野における多様な労働力確保に向けた農福連携の取組が拡大するよう、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設のほか、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面に係る附帯施設等の整備を支援します。

## ○ 農林水産物生産施設等の整備

障害者や生活困窮者等の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設(農園、園路の整備を含む)、農林水産物加工販売施設、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備に必要な経費を支援

【補助率】 1/2以内

【事業実施主体】 農業者、農業法人(認定農業者又は認定新規就農者)、福祉事業所 等

✓ **簡易整備(補助上限 2,000千円)**  
比較的安価な設備投資による 農林水産物生産施設及び附帯施設の整備



農業用ハウス(低コスト耐候性) 採卵鶏舎(ウインドレス)

✓ **介護・機能維持(補助上限 4,000千円)**  
高齢者の介護、機能維持、機能改善等の 介護福祉を目的とした 農林水産物生産施設 及び附帯施設の整備



農林水産物処理加工施設

✓ **高度経営(補助上限 10,000千円)**  
収益性の高い複合的な経営形態の導入又は農林水産物の生産、加工、販売等を併せて行う農林水産物生産施設等の整備



トイレ(固定式)

農機具庫

✓ **経営支援(補助上限 25,000千円)**  
農福連携の取組を通じて経営改善を積極的に進めるために必要となる 農林水産物生産 施設等の整備



休憩所

# 施 設 管 理 係

## 「コロニーにいがた白岩の里」の入所の調整について

### 1 コロニーにいがた白岩の里における入所調整の継続について

- コロニーにおいては、入所利用者の居室環境の改善を図るため、段階的に個室化を進めているところであり、入所の調整については、令和7年4月に市町村障害福祉担当課長宛てに別添のとおり通知したところである。
- 現在の居室状況は以下のとおりであり、なお相部屋が解消されていない状況にあることから、個室化を優先する必要があるとあり、今年度においても引き続き入所の調整を継続することとしている。
- コロニーでは、今後地域支援機能（強度行動障害等に関する人材育成等）についても、取組を進めていくこととしている。
- 事業者におかれても、県・市町村と一層連携・協力いただくとともに、強度行動障害者等の地域移行に向け、強度行動障害対応グループホームの整備などの検討をお願いします。

### 2 現在の居室状況（R8.4.1時点）

部・寮		入所 居室数	入所利用者数						短期入所 居室数
				個室利用		相部屋利用		空室	
児童部	児童寮	6室	5人	5室	5人	0室	0人	1室	空床型
	成人寮	10室	12人	8室	8人	2室	4人	0室	—
成人部	1寮	15室	15人	15室	15人	0室	0人	0室	1室
	2寮	16室	18人	14室	14人	2室	4人	0室	1室
	3寮	15室	17人	13室	13人	2室	4人	0室	1室
計		62室	67人	55室	55人	6室	12人	1室	3室



- ・相部屋の生じている児童部成人寮、成人部の相部屋解消を引き続き進める。
- ・相部屋が解消された寮は、個室での受入れが可能な範囲で受け入れる。
- ・R8.4.1時点において児童部児童寮は相部屋が解消しているため、個室での受入れが可能な範囲で受け入れる。

別 添

障 第 100 号  
令和7年4月18日

市町村障害福祉担当課長 様  
児 童 相 談 所 長 様  
知的障害者更生相談所長 様

新潟県福祉保健部障害福祉課長

コロニーにいがた白岩の里におけるセーフティー  
機能の強化に向けた当面の対応について（通知）

日頃から、障害福祉行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、県立コロニーにいがた白岩の里については、令和6年4月から指定管理者制度に移行したところですが、「コロニーにいがた白岩の里のあり方検討委員会報告書」の中で、強度行動障害者への適切な支援や、緊急的な短期入所支援などセーフティー機能の更なる強化が必要であると提言されています。

つきましては、この提言を踏まえ、入所利用者の居室環境を改善するための当面の対応として、段階的に個室化を進めることとし、児童部成人寮及び成人部においては、現利用者の相部屋解消を最優先とし、入所を調整する方針としました（別紙参照）。

児童部児童寮では、既に現利用者の個室化が図られておりますので、新規入所希望者についても、個室での受入れが可能な範囲で受入れることとしています。

また、緊急的な短期入所支援についても、重要な取組であるため、入所利用者同様の居住環境（個室）の確保に努めつつ、機能強化を図ってまいります。

なお、上記の方針については、新潟県自立支援協議会における協議を経て、指定管理者とも協議済みであることを申し添えます。

引き続き、コロニーにいがた白岩の里の運営について、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

担当：新潟県福祉保健部障害福祉課  
施設管理係 丸山  
TEL：025-280-5210  
FAX：025-283-2062

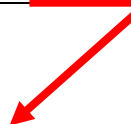
コロニーにいがた白岩の里における  
セーフティー機能の強化における対応について

1 コロニーにいがた白岩の里あり方検討委員会報告書の提言

再編の 方向性	【児童部・成人部】 適切な規模に縮小	【高齢期更生部・重複更生部】 時期を定めず段階的に廃止へ
持つ べき 機能	<セーフティー機能> ・緊急的な短期入所 ・強度行動障害者への支援 ・現利用者への適切な支援	<地域支援機能> ・強度行動障害者への相談支援 ・強度行動障害者支援の人材育成

2 現在の居室状況(R7.4.18時点)

部・寮	入所 居室数	入所利用者数						短期入所 居室数	
		個室利用	相部屋利用	空室	個室利用	相部屋利用	空室		
児童部	児童寮	6室	5人	5室	5人	0室	0人	1室	空床型
	成人寮	10室	13人	7室	7人	3室	6人	0室	—
成人部	1寮	15室	16人	14室	14人	1室	2人	0室	1室
	2寮	16室	19人	13室	13人	3室	6人	0室	1室
	3寮	15室	17人	13室	13人	2室	4人	0室	1室
計	62室	70人	52室	52人	9室	18人	1室	3室	



- ・相部屋の生じている児童部成人寮、成人部1寮、2寮、3寮の相部屋解消を進める。
- ・相部屋が解消された寮は、個室での受入れが可能な範囲で受け入れる。
- ・R7.4.18時点において児童部児童寮は相部屋が解消しているため、個室での受入れが可能な範囲で受け入れる。

いのちとこころの  
支援室

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

## 1 新潟県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業の概要

### (1) 目的

精神障害者が、必要な保健医療福祉サービスの提供を受け、その疾患について周囲の理解を得ながら地域の一員として安心して生活することができるよう、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。

### (2) 実施主体

県、一部を事業者委託

### (3) 事業内容

#### ① 圏域ごとに実施する事業

ア 圏域単位での保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

保健所において、精神障害者の支援に係る体制整備のため、障害保健福祉圏域単位の保健・医療・福祉関係者で構成する協議の場を設置・運営する。

イ ピアサポート活動の推進

(目的)

精神障害者のリカバリーを進めていくため、ピアサポート活動の取組を支援する。

(実施方法)

社会福祉法人等に委託（障害福祉圏域当たり1法人）

圏域	R 8年度委託法人
下越	(一社) みらいず
新潟	(福) かがやき福祉会
県央	(公募中)
中越	(公募中)
魚沼	(公募中)
上越	(一社) 上越相談支援ネットワーク
佐渡	(公募中)

※公募中の圏域においても、委託によらず社会福祉法人等においてピアサポート活動が行われている。

(内容)

ピアサポート活動を行う人材の育成等

ピアサポーターを中心としたピアミーティング

ピアサポート活動の機会の確保

#### ② 全県で実施する事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築研修会

精神保健福祉センターにおいて、市町村、医療機関、福祉関係機関等の職員に対し、「にも包括」に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため研修を行う。

### (4) ピアサポート事業の方向性について

(令和6年度に実施した、委託法人・当事者・保健所対象ヒアリングより)

○ピアサポート活動の目指す姿として、

・経験を分かち合える場がどこにいても（入院中でも、地域生活においても）身近にあ

る社会

- ・立場を越えて皆が対等であること
- ・共に支え合う文化の浸透

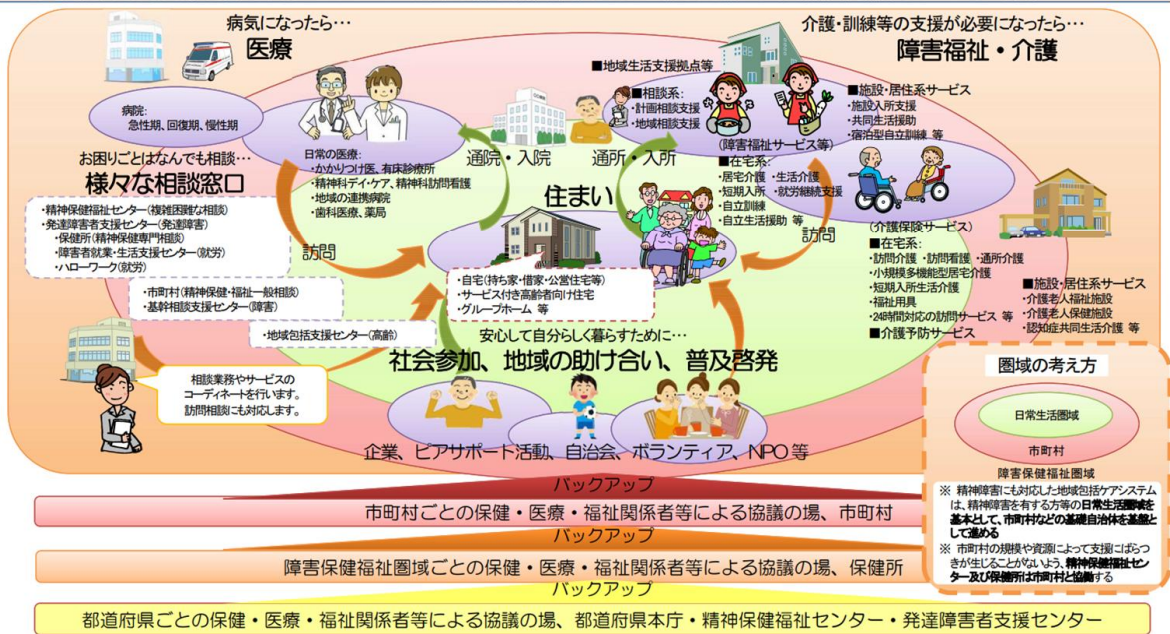
に整理され、本事業はピアサポートが文化として地域に根付いていくためのきっかけや後押しになることが期待される。

→最終的には、委託事業が終了してもピアサポートがあたりまえにある地域になることがこの事業のゴールと言える。

○現時点では、受託事業所の他、一部の社会福祉法人等でピアサポート活動が行われているが、ピアサポートの文化の浸透や当事者の活躍の場の確保は十分ではないため、公募中の圏域の事業所においては、県の委託事業について積極的に検討いただきたい。

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



2 「新潟県の相談支援体制ビジョン」の業務分担（令和元年5月新潟県福祉保健部障害福祉課策定）

障害福祉サービス等事業所におかれては、「新潟県の相談支援体制ビジョン」の業務分担表において、「協力機関として主体となるところ」、「主体となる機関」とされている下記の業務について、関係機関と連携して実施していただきたい。

#### (1) 関係機関との連携体制づくり

高齢福祉分野との連携

#### (2) ピアサポート活動の推進

ピアサポーターの人材発掘・養成、ピアサポート活動の支援

<業務分担表> 精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備

体制整備に必要な業務		2022年度からの業務分担							協力機関	
		対象区域	業務内容	県			市町村		民間	
				県	保健所	専門アドバイザー	市町村	基幹C	事業所	職能団体
ア	精神科病院に対する働きかけ	市町村	入院患者の実態把握、入院患者の退院意欲の喚起、退院支援プログラムの実施		○	●	◎	◎		
		圏域	入院患者の実態把握（入院届等）		◎					
		圏域	精神科病院と地域機関の連絡会の開催・交流の場の確保 ★		◎	●	○	◆		
イ	関係機関との連携体制づくり	市町村	市町村単位の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置		○	●	◎	◎		
		圏域	圏域単位の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 ★	○	◎	●	○	○		
		市町村	高齢福祉分野との連携（地域包括支援センターや介護支援専門員等の顔の見える連携づくり）		○	●	◎	◎	◇	
		圏域	高齢福祉分野との連携（保健所既存事業を活用した連携促進、人材育成） ★		◎	●	○	○	◇	◇
		市町村	障害福祉計画の進捗管理		○	●	◎	◎		
		圏域	障害福祉計画・地域保健医療計画の進捗管理	○	◎		○			
		県	障害福祉計画・地域保健医療計画の進捗管理	◎	○					
ウ	障害福祉サービス事業所等への協力要請、資源開発に関する助言	市町村	適切な支給決定、精神障害者の受け入れ促進、障害特性に応じた質の高いサービスの提供				◎	◎		
		圏域	事業周知、協力要請		◎	●				

		対象区域	業務内容	県			市町村		民間	
				県	保健所	専門アドバイザー	市町村	基幹C	事業所	職能団体
エ	ピアサポート活動の推進	市町村	ピアサポーターの人材発掘・養成、ピアサポート活動の支援 ★		○	●	◎	◎	◎	
		圏域	ピアサポート活動の側面的支援、情報集約 ★	◎（拠点）	◎	●		○		
オ	指定一般相談支援事業所に対する支援	市町村	指定一般相談支援事業所への助言や伴走支援★			●	○	◎		
		圏域	支援者研修会の開催 ★		◎	●		◆		
		県	圏域の中核となる人材の育成 ★	◎（拠点）	○	●				
カ	その他地域における精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備の推進に関する支援	市町村	普及啓発（市民に向けた精神障害の正しい理解の普及）				◎	◎		
		圏域	普及啓発（関係機関へ向けた事業周知） ★	◎（拠点）	◎	●		◆		

「◎主体となる機関（メイン）」「○主体となる機関（サブ）」「◆主体的に参画する機関」「◇協力機関として主体となるところ」「●支援機関」「★センター事業」

### 3 アウトリーチ（訪問）支援事業

#### (1) 目的

医師、看護師、精神保健福祉士等の専門チームが、市町村や保健所等と連携して訪問型の支援を行い、適切な医療やサービスに繋げ、地域での生活を支援するとともに個別の支援を通じて、保健・医療・福祉の連携による重層的な支援体制の構築を図る。

#### (2) 実施方法

多職種による支援が行える体制を有し、市町村や保健所等と連携して、アウトリーチ支援を実施できる精神科医療機関に事業を委託。

#### (3) 内容

対象地域内の市町村や保健所等から相談のあった下記の対象者に対し、相談を受け付け、インテーク会議を開催し、訪問等による支援を行う。

なお、継続的な訪問支援だけでなく、市町村等に対し、対象者のアセスメントや支援方針に関する助言を行うことを目的に、必要な範囲で、それらの機関との同行によるアウトリーチ支援を行うことも可能なものとする。

#### (4) 対象者

本人や家族から訪問等の了解が得られた者で、精神疾患が疑われる未治療者、精神科医療の中断者、ひきこもりで精神疾患が疑われる者、精神科病院への入退院を繰り返す者、アウトリーチ支援が有効であると判断された者 等

#### (5) 令和8年度委託先精神科医療機関

精神科医療機関	対象地域
こころのクリニックウィズ	県央・中越・魚沼圏域 ※実施方法等は要相談
医療法人社団ささえ愛よろずクリニック	新潟圏域のうち、阿賀野市・五泉市・阿賀町

#### (6) 対象地域の事業所の皆様にお願ひしたいこと

本事業の対象となりそうな方がいれば、積極的に委託先精神科医療機関に相談いただきたい。

### 4 心のサポーターについて

厚生労働省は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の中に位置づけられている普及啓発や地域での助け合いを推進するため、令和3年から心のサポーター養成事業を開始。令和15年度末までに全国で100万人のサポーターを養成することを目標に掲げている（本県の目標値は令和15年度末までに15,984人）。

#### (1) 概要

心のサポーターとは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対して傾聴を中心とした支援ができる人のことを指し、地域における普及啓発や、メンタルヘルス不調等の予防、さらには早期介入に繋がることが期待されている。受講対象は子どもから大人まで。事業は、厚生労働省が委託している「ここサポ事務局」が実施。

#### (2) 心のサポーター養成研修

ア 実施主体：自治体、法人、職能団体等

イ 講師：心のサポーター指導者（指導者養成研修を修了し、認定された者）

ウ 養成研修の内容等

- ・研修時間：120分（90分の共通内容+30分の主催者が計画した内容）
- ・研修内容：【共通内容】心のサポーターの紹介（活動など）
  - こころの病気の知識
  - こころの病気からの回復
  - 身近な人をサポートする方法
  - 心のサポーター4つのステップ
  - グループワーク

【選択内容】各主催者が決定

### （3）心のサポーター指導者養成研修

- ア 実施主体：ここサポ事務局（厚生労働省の委託先）
- イ 受講資格：医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の国家資格を有しており、精神保健に携わる者、またはメンタルヘルスファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している者
- ウ 受講料：無料
- エ 開催方法：オンライン（今年度の開催日程は4月以降に事務局が発表予定）
- オ 養成研修の内容等
  - ・オンライン開催
  - ・研修時間等：120分の研修+オンデマンド動画視聴+確認テスト
  - ・研修内容：【共通内容】心のサポーター養成事業とは
    - 養成研修の進め方（研修のコツ）
    - スティグマ低減のための4ポイント
    - 心のサポーター4ステップの伝え方
    - グループワークの進め方

### （4）本県の現状（令和7年度末現在）

- 心のサポーター数：285人（新潟市のみ）
- 心のサポーター指導者数：35人
- 新潟市以外の自治体でも養成研修の開催について検討を始めているため、今後、心のサポーター養成研修を積極的に受講いただきたい。
- また、心のサポーター養成研修の開催は、自治体だけでなく社会福祉法人等も行うことができるため、各事業所においては、所属の有資格者等に指導者養成研修を受講していただく等、心のサポーターの養成に御協力いただきたい。

# 入院者訪問支援事業について

## 1 事業概要・目的

精神科病院の入院者のうち、病院外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることが想定される者からの希望に基づき、訪問支援員が精神科病院へ訪問し、入院者と会話を交わし体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心の低下を解消するとともに、権利擁護を図ることを目的とする。



## 2 訪問支援員の役割について

- ご本人の立場に立って、ご本人の話をしっかり聞く
- ご本人に、退院請求などの権利を伝える
- 病院職員や周囲の人にどのように自分の思いを伝えたらよいか一緒に考える
- 社会資源の説明、情報提供

※家族調整や社会資源の利用調整、医学的な判断、ご本人の了解を得ない中での医師や病院職員への報告、買い物の代行等の直接的な支援は行いません。

### 【訪問支援員養成研修プログラム】

区分	内容
講義等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要（訪問支援の意義や目的・役割等）</li> <li>・精神医療の現状と課題</li> </ul>
※講義は厚労省作成の動画を活用。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院している人が体験すること</li> <li>・訪問支援の実践</li> <li>・訪問支援員が知っておくべき資源</li> <li>・シンポジウム「入院者訪問支援事業の意義と支援員の役割」</li> </ul>
演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループワーク（訪問支援員の役割について）</li> <li>・ロールプレイ（実際の訪問場面）</li> </ul>

## 令和7年度新潟県入院者訪問支援事業のご報告

県では、令和7年11月から訪問支援員の派遣受付を開始し、上越圏域と中越圏域の精神科病院から、担当相談員からの勧めにより2名の入院患者様からお申込みをいただきました。

お申込みを受け、事務局で訪問支援員を調整し、申込みから3週間前後で専門職と当事者の方によるペアで訪問支援員の派遣を行いました。派遣を通じて、様々な感想等をいただきましたので報告します。

ご本人



- 二人の方がとてもやさしかったです。
- 同性の方とも会ってみたい。
- また利用したい。

全く情報も先入観ももたず、専門職としての鎧を脱いで、一人の人としてただただ傾聴しました。対象者の方も自分のペースで話したいことを話すことができたとおっしゃっており、ここにこの事業のすばらしさがあると思いました。

病棟には誰かとちょっと話したいと思っている方はたくさんおられるでしょう。そんな方に利用してほしいです。

相談員



日頃ご本人と関わる支援者以外の第三者がフラットに話を聞いてくれることで、ご本人と支援者の間に風が入り、支援者側に少し余裕が生まれた気がしました。また利用できるといいと思います。

訪問支援員



私はこのところ気持ちがふさぎ込んでいたのですが、ご利用者さまに元気と勇気をもらって帰って来ました。

人と人との出会い、繋がり、優しさ、あたたかさなどの思いを再認識することができピアサポートの力は無限だなあと強く感じた時間と空間でした。

ご家族の面会は少ない方で、お話好きですがPSWとの定期面談では話題が同じになりがち、という方にお勧めしました。チラシをお持ちして、病院の職員ではない方がお話をしに来てくれますか？と伺うと、すぐに「希望します」と。病院の外にも話ができる人がいるという実感が、ご本人の将来につながるのではないかと感じました。

楽しくお話しすることができ、お相手の方の笑顔で喜んでいただけたと感ずることができました。私たち訪問支援員にとって、それがとても嬉しかったです。

背景を全く知らない方とお話したので、心が通ったことの嬉しさがわかり、「これがピアサポートだ」と実感しました。

訪問支援員は、ピアサポーターが活躍する場ですので、多くの当事者の方に訪問してほしいと思います。また、話をしたいな、と思っておられる入院中の方がおられたら、気負わずに申し込んでいただきたいと思います。

## 入院者訪問支援事業に関するFAQ

### 【入院者訪問支援事業は誰でも使えますか？】

新潟県が所管する精神科病院に入院されている方は、市町村長同意の医療保護入院者だけでなく、家族等の同意による医療保護入院の方や他の入院形態の方でも、ご本人が希望されれば対象になります。

※病状等によっては、必ずしも訪問支援員を派遣できない場合もあることをご了承ください。

### 【話を聞くだけで、ご本人は満足できるのでしょうか？】

「支援」というと、何かしてあげることがイメージしがちですが、入院者訪問支援事業で大事にしている「傾聴を中心にした支援」は、これまでの事業や福祉制度にはない新しい形の支援です。

病院の外から誰かが訪ねてきて、そばにいて気持ちに寄り添ってくれる…実際にいただいた感想からは、そんな関わりを求めている方がいることが窺えます。

### 【入院患者さんはこの事業のことを知っているの？】

この事業はまだ始まったばかりで、誰もが知っている事業ではありません。そのため、市町村や精神科病院の皆様にはこの事業の周知について、御協力をお願いします。

#### ～市町村の方へ～

市町村長同意を行った医療保護入院の方に面会を行う際、専用のチラシを活用して事業をご紹介いただき、利用の希望がありましたら、ご本人から、または病院の職員さんを通じてお申込みくださるよう働きかけをお願いします。

#### ～精神科病院の方へ～

悩みや困りごとを相談したい時や、気軽に誰かと話してみたい時などに、ご本人が話したいことを自由に話せる機会として、ぜひ気になる患者様にこの事業をご紹介いただき、利用を勧めてくださるようお願いいたします。

### （参考）新潟県の訪問支援員の内訳

令和7年8～10月、県精神保健福祉センターにより開催された「訪問支援員養成研修」を修了された精神障害の当事者の方や地域で支援に関わる専門職、精神保健福祉を学ぶ学生等、計45名の方に登録いただきました。

区分	人数	圏域別の内訳
専門職	20	下越6名、新潟（新潟市除く）0名、県央2名、中越4名、魚沼1名、上越5名、佐渡2名
当事者	19	下越4名、新潟（新潟市除く）1名、県央4名、中越2名、魚沼0名、上越5名、佐渡3名
学生	6	精神保健福祉士の養成課程のある大学：計6名
計	45	

利用に関するお問い合わせはこちらへ

#### 【新潟県入院者訪問支援事業 事務局】

新潟県福祉保健部障害福祉課いのちとこころの支援室

住所：〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5201

# 高次脳機能障害相談支援センター事業について

## 1 高次脳機能障害者等の支援体制について

- 平成 22 年 4 月から、精神保健福祉センターに高次脳機能障害相談支援センターを設置し、全県の支援拠点機関として、専従のコーディネーターを配置。また、保健所（新潟市はこころの健康センター）を地域の支援拠点に位置付け、地域における相談や研修等を実施してきた。
- 高次脳機能障害は外見上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない等の理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えているとの指摘あり。このような現状を踏まえ、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階で切れ目なく受けられるようにするため、令和 7 年 12 月に議員立法による「高次脳機能障害者支援法」が成立。

## 2 高次脳機能障害者支援法（以下、「支援法」という）について

令和 7 年 12 月成立。令和 8 年 4 月 1 日施行。

### 【主な規定】

- ① 高次脳機能障害者の支援に係る地方公共団体の責務
- ② 都道府県が実施することとして、以下を規定
  - ・高次脳機能障害者支援センターの設置
  - ・専門的な医療機関の確保等
  - ・高次脳機能障害者支援地域協議会の設置
- ③ ②については、大都市特例として指定都市に権限移譲

## 3 令和 8 年度事業内容

- 高次脳機能障害相談支援センターや保健所における相談支援（家族、当事者のつどい含む）
- 新潟県高次脳機能障害者支援地域協議会（仮称）の開催
  - ・支援法施行を受け、従来の高次脳機能障害支援拠点運営委員会を再編するもの。
- 関係職員研修
  - ・高次脳機能障害支援養成研修、ブロック別研修会（従来の圏域別支援従事者研修を組み替えたもの）
- 普及啓発、関係団体支援
  - ・10/3 高次脳機能障害友の会全国大会（ANA クラウンプラザホテル）
  - ・高次脳機能障害に対応可能な医療機関のホームページ掲載（R7 更新）

## 4 高次脳機能障害支援養成研修について

- 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、高次脳機能障害者支援にかかる加算が新設されたことに伴い、本県においても、加算の算定要件となる「高次脳機能障害支援養成研修」を開催している。

○ 令和8年度研修日程

【基礎研修】…講義（オンデマンド、6/15～7/15）、演習（7/28～7/29）

【実践研修】…講義（オンデマンド、11/2～12/2）、演習（12/10）

※いずれの研修も、今年度の申し込みは終了（5/25 締切）。

※加算の算定要件を満たすには、講義＋演習をすべて修了する必要がある。

※加算を目的としない方でも講義の申し込み・受講は可。

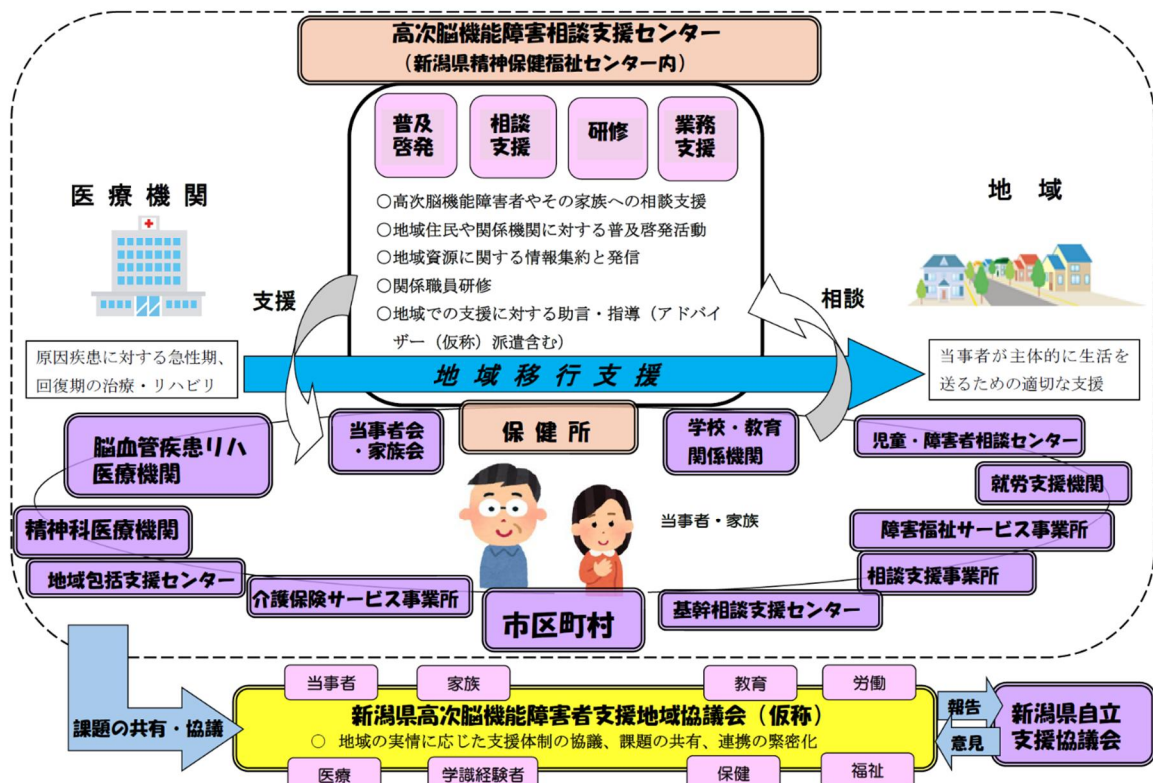
● 高次脳機能障害支援養成研修カリキュラム

【基礎研修】	【実践研修】
講義（合計360分）	講義（合計400分）
<input type="checkbox"/> 高次脳機能障害支援者基礎研修とは	<input type="checkbox"/> 障害特性に応じた支援・地域の支援体制
<input type="checkbox"/> 高次脳機能障害とは	<input type="checkbox"/> 認知症との共通点と相違点
<input type="checkbox"/> 高次脳機能障害の診断・評価	<input type="checkbox"/> 発達障害との共通点と相違点
<input type="checkbox"/> 病院で行うリハビリテーション	<input type="checkbox"/> 小児期における支援
<input type="checkbox"/> 失語症とコミュニケーション支援	<input type="checkbox"/> 長期経過とフォローアップ
<input type="checkbox"/> 制度利用	<input type="checkbox"/> 多職種連携・地域連携：チームアプローチの重要性
<input type="checkbox"/> 相談支援	<input type="checkbox"/> 多職種連携・地域連携：家族（きょうだい）支援・当事者家族会の活動
<input type="checkbox"/> 生活訓練	<input type="checkbox"/> コミュニケーション支援
<input type="checkbox"/> 復職・就労移行支援	<input type="checkbox"/> 支援の実践的な枠組みと記録
<input type="checkbox"/> 生活と支援の実践	<input type="checkbox"/> 自動車運転再開支援
演習（合計360分）	演習（合計360分）
<input type="checkbox"/> 障害特性の理解：診断・評価体験	<input type="checkbox"/> 障害特性の理解と対応方法
<input type="checkbox"/> 障害特性に応じた支援	<input type="checkbox"/> 環境調整による支援と記録に基づく支援の評価
<input type="checkbox"/> 生活訓練の実践	
<input type="checkbox"/> 復職・就労移行支援	

※「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和6年2月19日付け障 障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）より

【参考】

新潟県における高次脳機能障害支援体制について（支援法を受けての今後の方向感）



## 依存症対策について

### 1 各種計画策定状況

#### (1) 新潟県アルコール健康障害対策推進計画（H31.3月策定、R7.3月第2期策定）

計画の目的	基本的な方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇アルコール健康障害の発生・進行・再発の防止</li> <li>◇健康に配慮した飲酒の推進</li> <li>◇健康寿命の延伸</li> <li>◇アルコール健康障害に関連して生ずる問題に関する施策との有機的な連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇正しい知識の普及と不適切な飲酒を防ぐ社会づくり</li> <li>◇相談支援体制づくり（誰もが相談できる場所づくり）</li> <li>◇医療の質向上と連携促進</li> <li>◇回復・社会復帰のための社会づくり</li> </ul>

#### (2) 新潟県ギャンブル等依存症対策推進計画（R4.8月策定）

基本的な方向	基本的施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇正しい知識の普及啓発</li> <li>◇相談窓口の整備と支援につなげる体制づくり</li> <li>◇医療水準の向上と医療機関連携の推進</li> <li>◇回復・社会復帰に関する理解の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇教育・職域等への普及啓発</li> <li>◇不適切なギャンブル等の誘引防止</li> <li>◇相談支援</li> <li>◇医療提供体制の整備</li> <li>◇回復支援</li> <li>◇自助グループ・民間支援団体との連携</li> <li>◇人材育成</li> <li>◇関係機関連携</li> </ul>

### 2 依存症専門医療機関・治療拠点機関の選定

※新潟県ホームページで公表済み R8.5現在

保健医療機関名	住所	専門医療機関			治療拠点機関		
		アルコール	薬物	ギャンブル	アルコール	薬物	ギャンブル
独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター	上越市大潟区犀潟468-1	○	○	○	○	○	○
河渡病院	新潟市東区有楽1-15-1	○			○		
かとう心療内科クリニック	新潟市江南区亀田向陽 1-3-35	○	○	○			
新潟県立精神医療センター	長岡市寿2丁目4-1	○					
関病院	柏崎市元城町1番42号	○	○	○			
三交病院	上越市大字塩屋337-1	○					
ささえ愛よろずクリニック	新潟市秋葉区滝谷町4-20	○	○	○			

### 3 相談拠点

新潟県精神保健福祉センター

(アルコール健康障害 H31.3月～ 薬物・ギャンブル R3.3月～)

※管轄する保健所においても精神保健福祉相談として依存症に関する相談を受け付けている。


#### 相談拠点における主な取組

- (1) 支援者研修 (依存症相談対応研修)  
テーマ：アルコール依存症 (予定)  
時期：令和8年12月～1月頃
- (2) 回復支援
  - 地域支援 (南魚沼地域依存症回復支援プログラム)
    - ・令和2年度 治療回復プログラム (SMARPP)
    - ・令和3年度～居場所づくり支援を実施
    - ・令和5年度～南魚沼保健所が主催 (精神保健福祉センターは共催)
  - 依存症等精神保健福祉相談
    - ・嘱託医による相談会を随時開催
  - 個別相談における依存症回復支援プログラムの実施
- (3) 家族支援
  - 家族対象の啓発等を実施  
[令和7年度実績]
    - ・南魚沼地域 相談会 (主催)
    - ・新潟地域 相談会 (主催)
  - 家族会や民間団体の活動のバックアップ
- (4) 普及啓発
  - 普及啓発資材の提供 (令和8年度中に「つながるマップ」の改訂予定)
  - ホームページによる情報発信
  - 県立図書館でギャンブル等依存症啓発週間のポスター・書籍展示

※新潟県福祉保健部障害福祉課において、啓発媒体を作成  
**啓発動画「依存症の大誤解」の作成**  
(監修：さいがた医療センター、県HP、YouTubeに掲載)

(動画URL：[https://www.youtube.com/watch?v=dH-CaA\\_P6AY](https://www.youtube.com/watch?v=dH-CaA_P6AY))

地域においてもぜひ活用を！


- (5) その他
  - 依存症対策全国センター主催研修等の受講申込みのとりまとめ
  - 新潟保護観察所の中間処遇 (矯正施設と社会の間で段階的な社会復帰を支援する仕組み) への協力

にいがたこどものメンタルケア・ネットワーク  
こどものメンタルケア事例検討会について

こどものこころの問題は、発達障害、虐待、いじめ、不登校、ひきこもりなど複雑化、多様化しており、新型コロナウイルス感染症の発症以降、学校・家庭生活の大きな変化は子どもたちにさらなるストレスを与え、問題をより重篤なものにしている。

このようなこどものこころの問題に対応するためには、医療、教育、保健福祉といった幅広い分野の専門家が連携し、支援を行うことが重要である。

本県では、令和3年度に児童精神ケア体制検討ワーキングを設置し、人材育成やネットワーク形成を図ってきたところであり、現在は「にいがたこどものこころのメンタルケア・ネットワーク」と称し、事例検討を行いながら、こどものこころの問題に関する理解を深め、対応力の向上を図るとともに関係者間の連携強化を行っている。

### 1 講師

新潟大学大学院医歯学総合研究科精神医学分野 准教授 江川 純 先生  
新潟大学大学院医歯学総合研究科地域精神医療学講座 特任准教授 杉本 篤言 先生

### 2 対象者

県内の教育関係者（教員・養護教諭・SSW・SC・学校医等）、医療従事者（小児科医・精神科医等）、保健・福祉関係者、保育・幼児教育関係者等

### 3 令和7年度開催状況

	日程	テーマ	参加者数
第1回	R7. 8. 28	愛着障害について	176名
第2回	R7. 12. 16	不登校について	90名
第3回	R8. 3. 10	心身症について（講師：小児科医）	86名

※時間はいずれも 18:30～20:00 zoom によるオンライン開催

※内容：ミニレクチャー、グループワーク、質疑応答

### 4 今年度の計画について

全3回を予定（第1回を令和8年8月頃に開催予定）

### 5 これまでの事例検討会について

これまでの事例検討会の開催内容やアンケート結果等について、県ホームページに掲載しています。下記 URL をご参照ください。

県ホームページ「にいがたこどものメンタルケア・ネットワーク こどものメンタルケア事例検討会について」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougai Fukushi/niigata-kodomono-menntarukea-netowarku.html>

# 国保・福祉指導課

## 新潟県福祉サービス第三者評価について

### 1 第三者評価の概要

#### (1) 第三者評価の定義

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価するもの。

#### (2) 第三者評価の目的と効果

##### ア 福祉サービスの質の向上

- ・ 特に評価の高い点、今後の取組が望まれる点などが明らかになる。
- ・ 職員の気付きを促し、改善意欲の醸成・課題の共有化が図れる。

##### イ 利用者・家族等への情報提供

- ・ 利用者・家族等に対し、積極的な取組姿勢をPRすることが可能。
- ・ 継続受審によって新しい取組の情報を提供できる。

### 2 新潟県福祉サービス第三者評価の現状

#### (1) 受審（公表）状況

令和8年3月31日現在

サービス種別	障害者支援施設等	障害福祉サービス事業所等	老人福祉関係施設	保育所	社会的養護関係施設	その他	合計
件数	48	61	124	50	52	1	336

※評価結果は県のホームページ及びWAMネットで公表

#### (2) 評価機関

令和8年3月31日現在

	評価機関名称	所在地	評価調査者数
1	公益社団法人 新潟県介護福祉士会	新潟市	38名
2	公益社団法人 新潟県社会福祉士会	新潟市	54名
3	エム・エム・シー総合コンサルティング株式会社	上越市	2名
			94名

※ 評価料金等は県のホームページ及びWAMネットで公表

## 令和8年度社会福祉法人等指導監査実施要綱に基づき 実施する指導監査に係る実施方針及び重点事項

### 1 実施方針

社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設に対する指導監査は、社会福祉事業の適正な運営を確保するため、法人等の自主性及び自律性を尊重した上で、関係法令・関係通知に基づく法人運営・事業運営が行われているかを検証するものとする。

### 2 令和8年度重点事項

#### (1) 社会福祉法人運営関係

- ア 理事、評議員及び監事は法令等に定める選任要件を具備し、適正な手続きにより選任されているか検証する。
- イ 理事会及び評議員会は、法令及び定款の定めに従い、決議が適正に行われているか検証する。
- ウ 定款、現況報告書及び役員報酬基準等法令で公開・公表が義務づけられている書類が適正に公開・公表されているか検証する。
- エ 監事監査について、実質的な監査を行っているか検証する。

#### (2) 会計事務・資産管理関係

- ア それぞれの法人又は施設が、準拠すべき会計基準及び経理規程に基づき、会計諸帳簿を整備し、内部けん制体制を確立・機能させることで適正かつ明確な会計事務処理を行っているか検証する。
- イ 業務委託等の契約において、入札手続等の事務を適正に行っているか検証するとともに、入札とすべき契約案件を安易に随意契約としていないか検証する。
- ウ 適切な資産管理を行うことを重視し、口座残高や現金有り高と帳簿価額の整合性、簿外資産の有無等を検証するほか、日々の取引を会計伝票及び証憑書類に基づき処理しているか検証する。

#### (3) 施設運営関係

- ア 各施設種別の設備及び運営に関する基準を定める省令等を確実に遵守しているか検証する。
- イ 施設利用者からの預り金について、本人の希望、あるいは本人が所持金を管理することが施設の管理運営上問題となる場合にのみ預かっているか、預かる際は適切な保管及び事務処理を行っているか検証する。

(4) 施設利用者等の処遇

ア 施設利用者の処遇は、利用者の個別的、客観的事情を十分考慮し、その特性に応じた個々の処遇方針の下に、日常的な利用者の健康状況の把握等を適切に行っているか検証する。

イ 必要性の検討を行わず、安易に身体拘束を行っていないか検証する。

また、やむを得ず身体拘束等を行う場合でも、利用者、家族等に対し、詳細にその理由等を説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しているか検証する。

ウ 施設の職員による施設利用者への虐待防止等のための措置を適切に行っているか検証する。

また、虐待を発見した場合は、市町村等に速やかに通報しているか検証する。

エ 苦情への対応を苦情解決の仕組みどおり適切に行っているか検証する。

オ 事故防止対策について、職員への研修を通じて技術の向上に努めるほか、事故事例を収集・分析・周知し、再発防止に反映させているか検証する。

また、市町村等に報告すべき事故が発生した場合は、速やかに報告しているか検証する。

カ 衛生管理を徹底し、インフルエンザをはじめとする感染症及び食中毒の未然防止が図られているか検証する。

(5) 防災対策

火災、地震、風水害、津波、原子力その他の非常災害に関する具体的計画を立て、消防署や近隣施設・住民との連携を密にするとともに、防災設備・避難経路の点検整備、防災訓練等を適切に行っているか検証する。

令和7年度社会福祉法人等指導監査及び指定障害福祉サービス事業者等に係る指導結果について

1 令和7年度社会福祉法人等指導監査結果

(1) 指導監査の実施状況

ア 障害福祉課所管法人

区 分	対象数	実施数	改善状況報告書の提出を要する指摘対象法人数	改善状況報告書の提出を要する指摘件数
法 人	9	4	1	2

イ 障害者支援施設、児童福祉施設(障害児)

区 分	対象数	実施数	改善状況報告書の提出を要する指摘対象施設数	改善状況報告書の提出を要する指摘件数
施設計	67	43	0	0
障害者支援施設	49	実地 監査	14	0
		書面 監査	11	0
児童福祉施設(障害児)	18	実地 監査	18	0
		書面 監査	0	0

(2) 改善状況報告書の提出を要する指摘の内訳

ア 障害福祉課所管法人

項 目	指摘件数
定款・規程に関する事項	0
役員等に関する事項	0
会計事務に関する事項	2
その他法人運営に関する事項	0
合 計	2

【※改善状況報告書の提出を要する指摘事項の主な内容】

○ 会計事務に関する不備

イ 障害者支援施設、児童福祉施設(障害児)

項 目	実地監査指摘件数		書面監査指摘件数	
	障害者支援 施設	児童福祉施設 (障害児)	障害者支援 施設	児童福祉施設 (障害児)
施設運営管理に関する事項	0	0	0	0
入所者処遇の確保に関する事項	0	0	0	0
会計事務の適正な執行に関する事項	0	0	0	0
組織運営・人事管理及び財産管理に関する事項	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

【※改善状況報告書の提出を要する指摘事項の主な内容】

○ 改善状況報告書の提出を要する指摘なし

## 2 令和7年度指定障害福祉サービス事業者等運営指導結果

### (1) 運営指導の実施状況

指定障害福祉サービス事業者等

指導対象事業数	指導実施事業数	改善状況報告書の提出を要する事業者数	改善状況報告書の提出を要する指摘件数
1,498	199	32	102

### (2) 改善状況報告書の提出を要する事項内訳

項目	指摘件数
施設運営管理に関する事項	82
入所者処遇の確保に関する事項	20
会計事務に関する事項	0
組織運営・人事管理及び財産管理に関する事項	0
合計	102

#### 【※改善状況報告書の提出を要する指摘事項の主な内容】

- 衛生管理等に係る取組みの不備
- 業務継続計画の策定等に係る取組みの不備
- 加算の請求要件不備又は請求誤りによる過誤調整
- 身体拘束等の適正化に係る取組みの不備

## 3 令和7年度指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の確認検査結果

### (1) 確認検査の実施状況

指定障害福祉サービス事業者等

検査対象事業者数	検査実施事業者数	改善状況報告をを求める指摘あり	
		事業者数	指摘件数
258	48	11	14

### (2) 改善状況報告をを求める事項内訳

指摘内容	指摘件数
1 法令遵守責任者等の未届	14
2 法令等遵守態勢の整備・確立の不備	0
【事業所数20以上の事業者】 3 法令遵守規程の未整備	0
【事業所数100以上の事業者】 4 業務執行の状況の監査の未実施	0
合計	14

#### 【※改善状況報告をを求める指摘事項の主な内容】

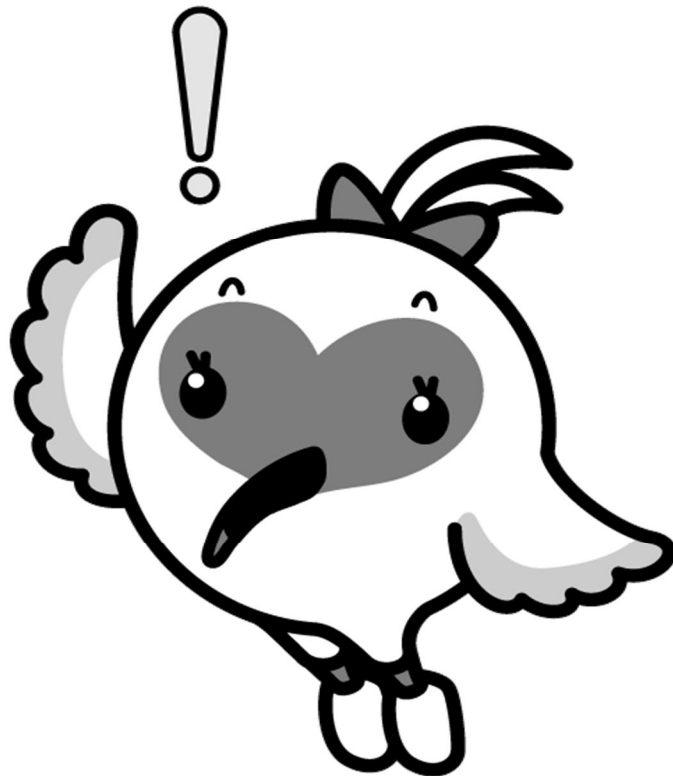
- 法令遵守責任者等の変更未届

# 運営指導における 主な指摘内容について

令和7年度

指定障害福祉サービス事業者等集団指導

(令和7年11月27日、12月3日)



**新潟県福祉保健部 国保・福祉指導課**

# 目次

I	運営指導について	
1	新潟県が行う指導・監査の実施形態	1
2	運営指導の流れ	1
II	主な指摘内容について	
1	基本事項	
(1)	サービス提供の記録	2
(2)	介護給付費の額に係る通知等（法定代理受領通知）	4
(3)	非常災害対策	5
(4)	身体拘束の適正化に係る取組み	6
(5)	従業者等による障害者虐待	9
(6)	個別支援計画	11
(7)	賃金及び工賃、施設外支援・就労等	12
(8)	苦情解決	13
(9)	事故防止・事故発生時の対応	13
(10)	利用者預り金の管理体制の不備	14
(11)	重要事項説明書に記載すべき事項	15
(12)	勤務体制の確保等に関する事項	15
(13)	サービス管理責任者等研修制度	16
2	給付に関する事項	
(1)	加算の根拠となる記録	17
(2)	個別支援計画への位置づけ	18
(3)	欠席時対応加算	19
(4)	特別地域加算	19
(5)	夜間支援等体制加算	20
(6)	初期加算（入所時特別支援加算）	20
(7)	入院時支援特別加算	21
(8)	長期入院時支援特別加算	21
(9)	重度者支援体制加算	21
(10)	入院・外泊時加算	22
(11)	訪問支援特別加算	23
(12)	退院・退所月加算	23
(13)	特定事業所加算	24
(14)	短期利用加算	24
(15)	食事提供体制加算	24
III	令和6年度から義務化・追加された事項について	
1	業務継続等に向けた計画の策定等	25
2	感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組み	27
3	情報公表未報告減算	28
4	虐待防止措置未実施減算	29
5	安全計画の策定等	29
6	自動車を運行する場合の所在の確認	30
7	生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービスにおける個別支援計画	30

# I 運営指導について

## 1 新潟県が行う指導・監査の実施形態

指導	運営指導	自立支援給付対象サービス等、障害児通所支援及び障害児入所支援サービス（以下「サービス等」という。）の質の確保及び介護給付費等の支給の適正化を図ることを目的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法第11条第2項</li> <li>・ 児童福祉法第57条の3の3</li> </ul>
	集団指導	サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法第24条の15</li> </ul>
監査	サービス等の内容について法令で定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合、または自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼に実施する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法第48条</li> <li>・ 障害者総合支援法第51条の27</li> <li>・ 児童福祉法第21条の5の22</li> <li>・ 児童福祉法第24条の15</li> </ul>

## 2 運営指導の流れ

実施通知

- ① 運営主体あてに国保・福祉指導課から実施通知を送付。
- ② 実施通知に「事前提出資料」を記載。

資料作成  
事前提出

- ③ 「事前提出資料」は、国保・福祉指導課ホームページに掲載している様式にて作成。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shidoushitsu/1197846933885.html>

- ④ 期限までに「事前提出資料」を提出し、事業所に控えを保管。  
(事前提出資料の表紙に記載のある添付書類も忘れずに！)

当日対応

- ⑤ 事業所巡回後、「事前提出資料」をもとに、聞き取り、書類の確認を実施するので、あらかじめ書類を会場に準備しておく。
- ⑥ 指導担当職員が分担して確認（人員体制や運営全般、サービス提供内容、報酬請求について）するので、各々説明できる方（管理者、サービス管理責任者、報酬請求事務担当職員等）が対応する。
- ⑦ 最後に役員立会いの上、講評を行う。当日の指導内容は、記録をとり、改善に取り組む体制をとる。  
※ 運営指導の中で、不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、事前提出資料で示している「当日会場に用意する資料」に限定せず、必要な確認文書を徴して確認します。

結果通知  
及び  
改善取組み

- ⑧ 運営指導後、指摘事項について、運営指導結果として通知。
- ⑨ 通知に記載された「改善状況報告書の提出を要する指摘事項」は、通知に記載の報告期限までに改善状況報告書を提出する。
- ⑩ 改善状況報告書に記載された改善状況が適切と判断された場合、県で受理する。改善状況報告書の提出を要しない指導事項は、次回の実地指導時に県が状況を確認する。

## II 主な指摘内容について

### 1 基本事項

#### (1) サービス提供の記録

- サービス提供記録について利用者から確認を受けていない。
- サービス提供実績記録票に月ごとにまとめて確認を得ている。

##### 【サービス提供の都度、記録し、利用者の確認を得る事項】

- ・ サービス提供日
- ・ 提供したサービスの内容  
(例・訪問系サービスの場合：身体介護、家事援助の別等)
- ・ 実績時間数
- ・ 利用者へ伝達すべき事項

また、欠席時対応加算や送迎加算等、実績に基づく加算についても事業者の記録だけでなく利用者本人又は家族による確認が必要です。

運営指導で確認したところ、訪問系サービスや放課後等デイサービス等で月末にまとめて確認を受けている事例がありました。国が定めている障害者総合支援法、児童福祉法に基づく各指定基準省令(以下、「基準省令」という。)では、「**サービス提供の都度、記録し、確認を得ること**」が必要とされていますのでご注意ください。

※ 当日確認が困難な場合(欠席時対応加算等)については、次回サービス利用時に確認を得るようにしてください。

なお、障害者(児)支援施設、居住系サービス(共同生活援助、宿泊型自立訓練(生活訓練)等)については、一月分を月末又は翌月初旬に一括して確認を求めても差し支えありません。

##### 【サービス提供実績記録票】

確認方法について、「サービス提供実績記録票」の書式には上述の確認事項が盛り込まれているため、これに利用者から押印やサインを受けている事業所が多いようです。

(次頁に記載例を載せています)

運営指導では、「上述の確認事項について、利用者の確認を受けているか」という視点で点検していますので、サービス提供実績記録票にこだわらず、各事業所で運用しやすい確認方法を検討していただいで結構です。

(「利用者のためのチェック帳を事業所に備え置く」等)

基準省令第19条  
訪問系サービス  
生活介護  
短期入所  
重度障害者等包括支援  
自立訓練(機能訓練)  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
就労定着支援  
自立生活援助

基準省令第53条の2  
療養介護  
共同生活援助  
共同生活援助(日中)  
共同生活援助(外部)

基準省令第169条の2  
自立訓練(生活訓練)

支援施設基準省令第17条  
障害者支援施設

相談支援基準省令第15条  
地域移行支援  
地域定着支援

障害児通所基準省令第21条  
児童発達支援  
児童発達支援センター  
医療型児童発達支援  
医療型児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援

障害児入所基準省令第15条  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設



## (2) 介護給付費の額に係る通知等

### ● 市町村から介護給付費等を法定代理受領した際に、利用者に当給付費の額を通知（法定代理受領通知）していない。

市町村から介護給付費等の支払いを受けたときは、本来の受領者である利用者に対して、代理受領した金額等を書面により通知する必要がありますが、請求書や領収書で足りるものとして通知していない事業所がありました。

一般的な請求書等では法定代理受領により利用者に代わって介護給付費等を市町村から受け取った旨が伝わらないので、最低限次の事項について記載した文書を利用者ごとに通知してください。

#### 【最低限記載する事項】

- ① 支給に係る事業名（サービス種別）
- ② 支給日（市から国保連を經由し給付を受けた日）
- ③ 支給金額

#### 【通知文の例】

令和〇年〇月〇日

〇〇（利用者又は保護者）様

指定障害福祉サービス事業者名〇〇  
代表者名〇〇

自立支援給付費（又は訓練等給付費）の受領のお知らせについて（法定代理受領通知のお知らせ）

〇〇様に提供した下記のサービスについて、〇〇市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当事業所もしくは〇〇〇〇にお問い合わせください。

記

サービス提供年月	令和〇年〇月
サービス内容	(例：共同生活援助) 事業
受領日	令和〇年〇月〇日
代理受領金額 ①－②＋③	金 円
代理受領の内訳	
サービスに要した費用の額	①金 円
利用者負担額	②金 円
特定障害者特別給付（補足給付）	③金 円

基準省令第23条  
訪問系サービス  
生活介護  
短期入所  
重度障害者等包括支援  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
就労定着支援  
自立生活援助  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）

基準省令第56条  
療養介護

支援施設基準省令第21条  
障害者支援施設

相談支援基準省令第18条  
地域移行支援  
地域定着支援

障害児通所基準省令第25条  
児童発達支援  
児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援

障害児入所基準省令第19条、55条  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

### (3) 非常災害対策

#### ● 消防計画等の災害時対応マニュアルに、各種災害の初動対応が具体的に明示されていない。

基準省令に加え、当県独自基準として、事業所ごとに周辺の環境や利用者の特性に応じた、災害事象ごとの対応マニュアル（災害時対応マニュアル）の作成が義務化されています。

運営指導で確認したところ、火災や地震に対するマニュアルは多くの事業所で整備されていましたが、それ以外の災害についてはマニュアルを作成してない事業所が見受けられました。

まずは、自治体のハザードマップ等を参考に、各事業所で発生する可能性のある災害を把握し、初動マニュアルを作成してください。

また、マニュアルは作成したものの、「避難経路」等の最低限盛り込むべき事項が不足している事業所も多く認められましたので、下記及び県通知を参考にマニュアルを整備してください。

#### 【作成する災害事象】

- ◎ 全事業所必須 →火災、地震
- 地域により必要 →風水害、津波、地すべり、雪害、原子力等

#### 【最低限盛り込むべき事項】

- ① 避難経路（施設内と施設外それぞれ定める）
- ② 避難場所（不測の事態に備え、所定の避難場所まで複数の経路を想定する）
- ③ 自力で避難できない利用者等の避難方法

#### ● 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行っていない、あるいは回数不足である。

#### ● 上記の訓練結果を記録していない。

消防法等に基づき、一定の規模以上の事業所は避難訓練・消火訓練を定められた回数行わなければいけません。以下のような理由から回数不足となっていた事例がありました。

- ① 水害想定での避難訓練を実施したため、消火訓練を実施せず、回数不足となった。
- ② 訓練予定日にインフルエンザ等が発生し中止したが、振り替えて訓練を行わなかった。

また、訓練「計画」は作成しているものの、具体的にどのような訓練を実施したか「記録」を残していない事例が散見されました。特に、消火訓練の記録漏れが多く認められるので注意してください。

※ 上記で児童福祉施設最低基準を根拠としている児童福祉施設は毎月1回以上の避難訓練及び消火訓練が必要です。

基準省令第70条

療養介護  
生活介護  
短期入所  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）

支援施設基準省令第44条  
障害者支援施設

障害児通所基準省令第40条  
児童発達支援  
児童発達支援センター  
放課後等デイサービス

障害児入所基準省令第37条  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

県通知

平成25年9月2日付け障第1104号「非常災害に関する具体的な計画の策定について（通知）」

平成29年9月27日付け障第961号「非常災害への対策について（通知）」

基準省令第70条第2項

療養介護  
生活介護  
短期入所  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）

支援施設基準省令第44条第2項  
障害者支援施設

障害児通所基準省令第40条第2項  
児童発達支援  
放課後等デイサービス

児童福祉施設最低基準第6条  
児童発達支援センター  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

消防法施行規則第3条第10項

- 要配慮者利用施設に該当するにもかかわらず、避難確保計画を作成していない。
- 作成した避難確保計画を市町村に報告していない。
- 避難確保計画に基づく訓練を実施していない。

市町村が作成する地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内、土砂・津波災害警戒区域内又は原子力災害対策重点区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成等が義務づけられています。

自らの事業所が避難確保計画の作成対象となっているかどうか未確認、もしくは作成対象であることを確認しているが未対応である事業所が多く見受けられますので、未確認の事業所は所在市町村の防災担当部署に確認するとともに、作成対象となった場合は必要な避難確保計画を作成してください。

#### (4) 身体拘束の適正化に係る取組み

- 必要な手続きを省略している、または誤っている。
- 実施した身体拘束の具体的な内容を記録していない。

身体拘束は、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、行ってはなりません。

また、やむを得ず行う場合であっても、安易に行われないう慎重に判断する必要がありますので、求められる手続きを省略しないよう注意してください。概要は以下のとおりです。

##### 【やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き】

- ① 個別支援会議等において組織として身体拘束の開始・継続・終了を検討し、決定する
- ② 身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画等に記載する
- ③ 本人・家族へ十分に説明し、原則として書面で了解を得る
- ④ 身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など、必要な事項を記録する

また、個別支援計画への記載内容の不備、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合に、その状況や対応についてケース記録に記録していない事例が多く認められるので注意してください。

詳細は以下に記載した、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」のとおりです。

令和6年7月31日付け厚生労働省事務連絡「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂について

※マニュアルについても改訂が行われています。

注：最新版は厚生労働省の当該ページを参照してください。資料調整日現在、令和6年7月版が掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

水防法第15条の3

土砂災害防止法第8条の2

平成31年3月29日付け福第1416号「医療機関及び社会福祉施設等における『原子力災害避難計画』作成の手引き(Ver.1)」の送付及び避難計画の策定について(依頼)」

令和元年6月20日付け障第305号「社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び避難訓練の実施の促進について(通知)」

基準省令第35条の2

訪問系サービス  
療養介護  
生活介護  
短期入所  
自立訓練(機能訓練)  
自立訓練(生活訓練)  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
共同生活援助  
共同生活援助(日中)  
共同生活援助(外部)

支援施設基準省令第48条  
障害者支援施設

障害児通所基準省令第44条  
児童発達支援  
児童発達支援センター  
放課後等デイサービス

障害児入所基準省令第41条  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

なお、平成 28 年度のマニュアルの一部改訂により、「座位保持装置等に付属するベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当でない」と示されました。

その一方で、マニュアルでは、障害者を椅子の上で長時間放置するような行がないよう、個別支援計画に以下のような内容を記載することを求めています。

**【個別支援計画記載事項（座位保持装置等に付属するベルトやテーブルを使用する場合）】**

- ① 座位保持装置等を使用する場面や目的、時間について
- ② リクライニングによる体位変換や、ベッド・その他用具等に移乗して休息する時間について

**● 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（少なくとも 1 年に 1 回以上）に開催し、その結果を従業員に周知していない。**

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会は、幅広い職種で構成し、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対策を担当する者を決めておく必要があります。また、第三者や専門家を活用することが望ましいです。

定期的（年に 1 回以上）に開催することが義務となっています。

なお、後述の「虐待防止のための対策を検討する委員会」と一体的に設置・運営することも差し支えありません。

また、実施後は委員会の記録を作成し、参加していない従業員にも内容を周知することが必要です。

**● 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。**

以下の内容を含んだ「身体拘束等の適正化のための指針」を作成し、利用者等がいつでも閲覧できるような状態にしておくことが必要となります。

**【指針に盛り込むべき事項】**

- ① 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ② 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

● **身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施していない。**

従業者に対して、「身体拘束等の適正化のための指針」に基づいた研修計画を作成し、定期的に（1年に1回以上）研修を実施することが義務となっています。研修は、事業所内で行う職員研修で構いません。

また、新規採用時には上記とは別に身体拘束等の適正化のための研修を行う必要があります。研修は、必ず実施記録を残してください。

**【身体拘束廃止未実施減算】**

以下の①～④のいずれか一つでも未実施の場合、「身体拘束廃止未実施減算」が適用されます。

※ 以前は①を実施していない場合のみ減算の対象でしたが、令和5年4月からは②～④の未実施も減算の対象とされました。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。

なお、「身体拘束を実施していないため上記の取組みを行っていない」という事業所がありますが、身体拘束の対象者がいない場合でも、②～④の必要な取組みを行っていない場合は減算の対象となります。ご注意ください。

**<対象となるサービス・支援>**

居宅介護／重度訪問介護／同行援護  
行動援護／重度障害者等包括支援  
短期入所／療養介護／施設入所支援  
共同生活援助／生活介護  
自立訓練（機能訓練・生活訓練）  
就労移行支援／就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
児童発達支援／放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援／保育所等訪問支援  
障害児入所施設／共生型障害児通所支援  
基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く）

**訪問系や訓練・  
就労系サービス  
でも取組みが  
必要です！**



## (5) 従業者等による障害者虐待

### ● 虐待防止に関する取組みを運営規程に定めているが、実際には行っていない。

事業者は利用者への虐待防止に努める必要があり、運営規程には虐待防止に関する責任者の選定、委員会の実施及び研修の実施等が義務づけられています。

運営指導で確認したところ、取組が全く行われておらず、改善を指示した事例や、運営規程に定めるべき事項が不足している事例がありました。

#### 【運営規程で定めるべき事項】

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援（障害児対象の事業は除く）
- ③ 苦情解決制度の整備
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）
- ⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること

責任者には、委員会の定期的な開催や定期的な研修実地等を適切に実施するための担当者（サービス管理責任者等）を配置する必要があります。

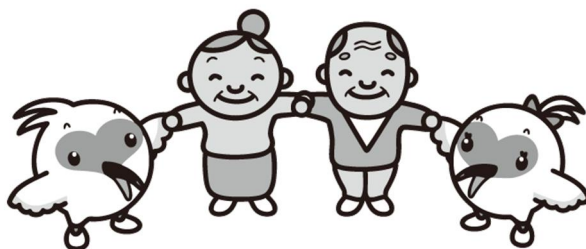
### ● 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置していない、もしくは開催していない。

委員会は、虐待防止のための研修計画づくり、労働環境・条件を確認改善するための実施計画づくり、指針の作成（努力義務）、虐待が起こりやすい職場環境の確認、虐待・虐待疑いが発生した場合の検証と再発防止策の検討・実行等を目的として設置し、定期的（年に1回以上）に開催することが義務となっています。

委員会は利用者家族や専門的知見のある第三者等を加えることが望ましく、構成員の責務及び役割分担を明確にする必要があります。なお、設置は法人単位での設置でも構いません。

また、前述の身体拘束の適正化を検討するための委員会と一体的に設置・運営することも可能です。

また、実施後は委員会の記録を作成し、参加していない従業員にも内容を周知することが必要です。



基準省令第3条第3項及び第40条の2

訪問系サービス  
療養介護  
生活介護  
短期入所  
重度障害者等包括支援  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
就労定着支援  
自立生活援助  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）

支援施設基準省令第3条第3項及び第54条の2

障害者支援施設

相談支援基準省令第36条の2

地域移行  
地域定着

障害児通所基準省令第3条第4項及び第45条

児童発達支援  
児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援

障害児入所基準省令第3条第4項及び第42条

福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

● **虐待防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施していない。**

事業所は、従業員に対して上記委員会が作成した研修計画に基づき、定期的に（1年に1回以上）研修を行うことが義務となっています。

研修は、事業所内で行う職員研修で構いません。

また、新規採用時には上記とは別に虐待防止のための研修を行う必要があります。

研修は、必ず実施記録を残してください。

**【虐待防止措置未実施減算】**

以下の①～③のいずれか一つでも未実施の場合、「虐待防止措置未実施減算」が適用されます。

- ① 虐待防止委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること。
- ② 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束と同様に、「過去に虐待事例はない」という事業所においても、上記の措置がされていない場合は減算の対象となるので注意してください。

**<対象となるサービス・支援>**

- ・ 全ての障害福祉サービス
- ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス
- ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援
- ・ 障害児入所施設 ・ 障害児相談支援
- ・ 共生型障害児通所支援
- ・ 基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く）

● **虐待事案を市町村に通報していない。**

施設内で発生した利用者の怪我等について、施設従業員による虐待疑い事案として調査・記録しているものの、市町村への通報を失念していたという事例がありました。

具体的には、利用者の発言や職員からの申し出などから「身体的虐待があったのではないかと疑いを持ち、法人内での調査を実施した後、「虐待と断定するには至らなかった」として、対応を完了してしまう事例が見受けられました。

虐待事案は事故や「虐待を受けたと思われる」ものも通報対象なので、事実が確認できなくても、疑いを持つ事象が生じれば通報が必要です。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条

## (6) 個別支援計画

### ● 計画を作成していない。作成の手続きが適切でない。

具体的には以下のような事例がありました。

- 計画書の更新時の必要な手続きが一部行われていない。
- 利用開始直後に利用者が入院し中断したままとなった。
- モニタリング間隔に遅れが生じている。

### ● 計画作成等の経過を記録しておらず、業務が適正に行われたか確認できない。

計画は作成しているものの、作成に係る経過を適切に記録していない事例が多く認められました。計画作成の業務は、適切に実施されていなければ、場合によっては給付費の減算となります。事業所は適切に作成している旨を説明できるよう、必要な記録を残してください。

なお、下記の2件について、記録がないことから事実を疎明できない事業所が特に多く認められたので、注意してください。

#### <計画原案>

- ・ 会議の際の担当メモと考え、破棄した。
- ・ 特に修正は加えられず、原案がそのまま正式な計画となったので、あえて原案を残す必要性を感じなかった。

#### <計画作成に係る会議録>

- ・ 通常のケース会議の際に検討したが、ケース検討結果しか記録していなかった。
- ・ そもそも会議を記録する習慣がなかった。

基準省令第26条  
訪問系サービス

基準省令第58条  
療養介護  
生活介護  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
就労定着支援  
自立生活援助  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）

基準省令第134条  
重度障害者等包括支援

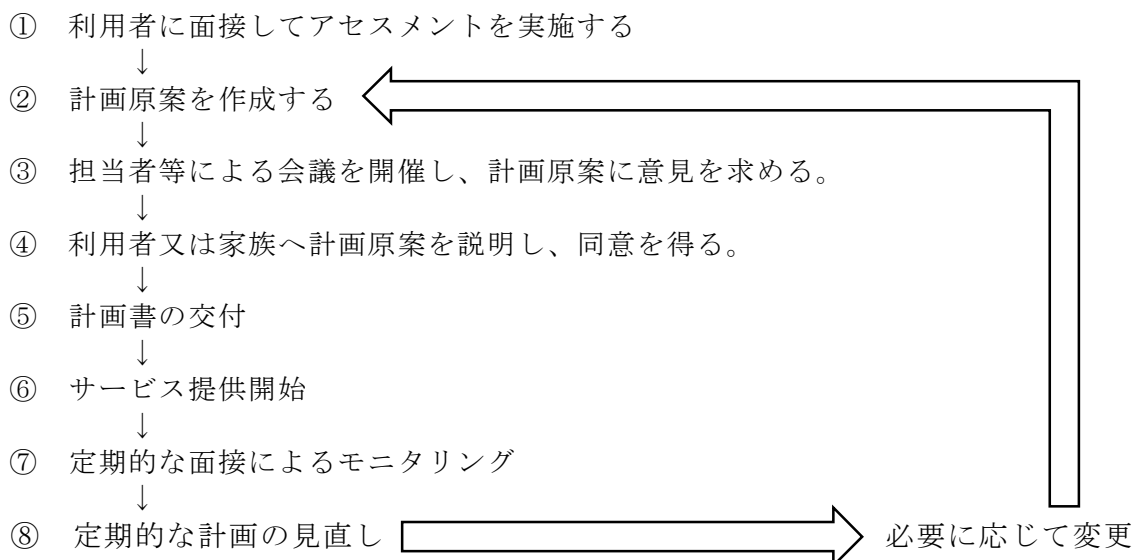
支援施設基準省令第23条  
障害者支援施設

相談支援基準省令第20条  
地域移行支援  
地域定着支援

障害児通所基準省令第27条  
児童発達支援  
児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援

障害児入所基準省令第21条  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

### 【個別支援計画作成の流れ】



※ 訪問系サービス（保育所等訪問支援を除く）は上記と異なり、計画原案や担当者会議の招集等は必要ありません。詳細は右記の基準省令を参照してください。

## (7) 賃金及び工賃、施設外支援・就労等

- 利用者に対する賃金又は工賃を、生産活動による事業収入から必要経費を差し引いた金額の中から支払っていない。
- 利用者に支払う賃金又は工賃の原資に自立支援給付費を充当している。

実施している生産活動の収益性が低い等の理由により、利用者に支払う賃金又は工賃の総額が、事業による収入から必要経費を控除した金額を超えている事例がありました。また、該当する事例のほとんどが、賃金又は工賃の支払いに自立支援給付費を充てている実態が見受けられました。

経営改善計画書の作成等を通して、収益の改善を図るようにしてください。

- 利用者に対して、工賃の目標水準及び前年度に支払われた工賃の平均額を通知していない。

毎月工賃の明細を交付しているのですが、別途通知は行っていない事業所がありました。

通常は工賃明細に目標水準や工賃の平均額は明示されていないため、必要な通知が行われていない状況となりますので、工賃明細に当該事項を盛り込むか、別途通知を行ってください。

- 施設外支援の内容・施設外就労の提供について、運営規程に位置付けていない。
- 施設外支援・施設外就労について個別支援計画に位置付けられていない。

指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型において、施設外支援（職場実習や求職活動、在宅就労など、事業所以外の場所での活動）や、施設外就労（利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行うもの）を実施する場合、その報酬を算定するためにはいくつかの要件が定められています。

例えば、施設外支援・施設外就労に関して、運営規程・個別支援計画に位置付けていることが必要です。

このほかにも、施設外支援・施設外就労・在宅支援といった形態に応じて、期間・定員の制限や、職員の配置、適切な支援や日報・記録等の作成・保存、請負契約の締結など、報酬の算定に当たっての様々な要件があります。

右記の通知を確認し、要件を満たした上で支援を行うとともに、報酬の算定を行うようにしてください。

基準省令第192条第2項、第6項  
就労継続支援A型

基準省令第201条第1項  
就労継続支援B型

基準省令第201条第4項  
就労継続支援B型

平成19年4月2日付け障発第  
号0402001号「就労移行支援事  
業、就労継続支援事業（A型、B  
型）における留意事項について」  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型

## (8) 苦情解決

### ● 苦情の解決結果の公表を行っていない。

事業所の苦情処理規程で「苦情の解決結果については個人情報を除き、事業報告書等で公開する」等としているものの、公表していない事例がありました。利用者のサービス選択や事業者によるサービスの質の向上に資するため、事業報告書、広報紙又は法人ホームページ等に解決結果を公表してください。

### ● 苦情解決第三者委員の設置状況が不適切。

苦情解決第三者委員は、その名のとおり「第三者」であることが求められます。また、中立・公正性を確保する観点から、第三者委員は複数名であることが望ましいとされています。

しかし、運営指導で確認したところ、「運営法人の役員」や「同法人が運営する他事業所の管理者」などが就任している事例や、第三者委員が1名しか就任していない事例が見受けられました。

その他、適切に第三者委員を設置しているものの、施設内掲示や重要事項説明書等でその連絡先（電話番号等）を明らかにしておらず、利用者が直接苦情を伝えられない状態になっていた事例もありました。

右の通知では第三者委員について以下の記載があります。

- 第三者委員の要件
  - ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。
  - イ 世間からの信頼性を有する者であること。  
(例示) 評議員(理事は除く)、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など



## (9) 事故防止・事故発生時の対応

### ● 事故防止マニュアルの作成や事故防止のための職員研修の実施等による体制づくりがされていない。

上記のような事故防止の取組みを行い、事業所内のリスク管理を徹底して、事故防止に努めるようお願いします。

### ● 事故の発生を行政機関に報告していない。

サービス提供中の事故については、事故の内容や程度に応じて行政機関に報告が必要なものがありますが、運営指導で確認したところ、利用者が転倒し骨折した事故や、利用者の送迎中に交通事故を起こした事例などで、報告漏れがありました。

また、就労系サービス提供中の労災事故について労働基準監督署に労災保険を請求したことをもって、行政機関への報告が完了したものと誤解されている事例もありました。

基準省令第39条  
訪問系サービス  
療養介護  
生活介護  
重度障害者等包括支援  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
就労定着支援  
自立生活援助  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）

支援施設基準省令第52条  
障害者支援施設

相談支援基準省令第35条  
地域移行支援  
地域定着支援

障害児通所基準省令第50条  
児童発達支援  
児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援

障害児入所基準省令第47条  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

平成12年6月7日付け社援第1352号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」

平成18年8月28日付け障第515号「施設入所児・者等の事故防止対策等の徹底について（通知）」

平成22年6月18日付け障第408号「施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）」

平成26年8月25日付け障第855号「施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）」

### 【事故報告先】

事業の種別と事業所の所在地等により報告先が異なります。詳しくは、平成 26 年 8 月 25 日付け障第 855 号新潟県福祉保健部長通知「施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）」をご確認ください。

### 【報告対象となる事故】

大まかな報告水準は以下のとおりですが、事業所の責任の度合いや、利用者・保護者の不満の有無、社会に与える影響など、事故を取り巻く状況は様々ですので、報告の必要性が判断できない場合は各報告先に問い合わせてください。

- ① 入所者・児等の負傷等  
(誤飲・誤薬・治療に相当期間※を要する負傷)  
※ ここでいう「相当期間」とは、「1 週間以上の期間」。ただし、「初回通院時に縫合し、1 週間後に抜糸のみ」といった場合は報告対象とならない。
- ② 病死以外の死亡（職場実習中や外泊中の案件を含む。）
- ③ 無断外出（警察・消防等が関わったもの。数日にわたるもの）
- ④ 感染症・食中毒

## (10) 利用者預り金の管理体制の不備

### ● 管理体制を整備しないまま、利用者の通帳等を預かっている。

施設・事業所において、利用者に代わって通帳や印鑑を保管し入出金を管理することがありますが、過去に施設における横領・紛失事件等が発生した経緯から、県では右記の通知に基づいた体制整備を行うよう指導しています。

具体的には以下の内容を盛り込んだ管理規程を整備し、それに基づいた管理を行ってください。

- ・ 預り金の管理に当たっては、利用者と書面で合意を交わす。
- ・ 通帳と印鑑は、別の者が別の保管庫で管理する。
- ・ 事業会計と分離し、利用者個人別に台帳管理する。
- ・ キャッシュカードの類は作成しない。
- ・ 入出金に当たっては伝票を作成し、管理責任者の決裁を得る。
- ・ 利用者との金銭の授受は、原則、複数職員が立会って行う。
- ・ 管理責任者は毎月収支点検を行う。
- ・ 利用者や家族には四半期ごとに収支報告を行う。  
(報告した記録を残すとともに、利用者や家族が確認した旨の記録も残すことが必要です。)

平成 18 年 3 月 31 日付け福第 1983 号「社会福祉施設・病院等における入所者・入院患者等に係る預り金等の取扱いについて（通知）」

平成 23 年 5 月 23 日付け福第 338 号「福祉・介護サービスにおける利用者に係る預り金等の適正管理の徹底について（通知）」

## (11) 重要事項説明書に記載すべき事項

### ● 第三者評価の実施状況について、記載がない。

重要事項説明書には、運営規程の概要のほか、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について記載されている必要があります。

平成30年度に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」の項目が追加されましたが、記載されていない事例が多く見受けられました。

### ● 苦情相談窓口の電話番号等に誤りがある。

苦情相談窓口の1つとして重要事項説明書中で案内している、「新潟県福祉サービス運営適正化委員会」の電話番号やファックス番号が誤っている事例が多く見受けられました。現在の正しい電話番号は「025-281-5609」、ファックス番号は「025-281-5610」です。



## (12) 勤務体制の確保等に関する事項

### ● 職場におけるハラスメント対策のために必要な措置が不足している。

上記のため、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務づけられています。下記の措置が不足している事業所は、早急にご対応をお願いします。

#### 【事業主に義務付けられている措置】

- ① ハラスメントの方針等を明確化して従業者に周知・啓発を行うこと
- ② 相談（苦情）に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備すること及び相談窓口を周知すること

職場におけるハラスメント対策は、以下を参考にしてください。

《参考》厚生労働省 HP

「職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

「障害福祉の現場におけるハラスメント対策」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00012.html)

事業解釈通知第三の3(1)  
訪問系サービス  
療養介護  
生活介護  
短期入所  
重度障害者等包括支援  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
就労定着支援  
自立生活援助  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）

事業解釈通知第十五の5(3)  
共同生活援助（外部）

施設解釈第三の3(1)  
障害者支援施設

障害児通所解釈第三の3(2)  
児童発達支援  
児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援

障害児入所解釈第三の3(1)  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

基準省令第33条  
訪問系サービス  
就労定着支援  
自立生活援助

基準省令第68条  
療養介護  
生活介護  
短期入所  
重度障害者等包括支援  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型

## (13) サービス管理責任者等研修制度

### ● 経過措置期間終了後、更新研修や実践研修を受講していない。

サービス管理責任者等研修制度は令和元年度から研修体系が見直され、基礎研修修了後、2年間の実務経験（OJT）を経た上で実践研修の修了を要する仕組みとなっています。

この点、一定の条件を満たした方はサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者とみなして配置することができる経過措置※がありました。

しかし、令和7年度現在、この経過措置の適用で配置が認められるケースはないものと考えられますので、万が一そのような方が配置されていないか確認してください。

必要な資格要件を満たさない方をサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者として配置してサービスを提供していると、「サービス管理責任者欠如減算」及び「個別支援計画未作成減算」が適用される可能性があります。

サービス管理責任者等は個別支援計画の作成などを行い、適切な障害福祉サービスの提供、利用者処遇を確保する上で、重要な役割をもっています。

改めて、従業者の方の資格の確認をお願いします。



支援施設基準省令第42条  
障害者支援施設

基準省令第212条及び第213条  
の21

共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）

相談支援基準省令第28条  
地域移行支援  
地域定着支援

障害児通所基準省令第38条

児童発達支援  
児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援

障害児入所基準省令第35条

福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

※これまでの経過措置

- ① 平成30年度末までの旧カリキュラムの研修修了者は、令和5年度末までは更新研修を受講したものとみなす。
- ② 実務経験を満たしている者が、令和3年度までに基礎研修を修了した場合に、研修修了後3年間は実践研修を受講しなくてもサビ管・児発管としての要件を満たしているものとみなす。

→①の場合は、令和5年度末までに更新研修の受講が必要。

②の場合は、基礎研修修了後3年以内に実践研修を修了することが必要となる。

⇒令和7年度以降は各研修未修了のまま上記の経過措置を適用して配置が認められるケースはない。

## 2 給付に関する事項

### (1) 加算の根拠となる記録

● 報酬告示、留意事項通知に「支援内容を記録すること」、「従業者からの報告内容について文書にて記録を保存すること」と明示のある加算にもかかわらず、支援内容や報告内容を記録していない。

支援の実施に対する評価として算定できる加算は、具体的に支援の内容を記録するよう、報酬告示や留意事項通知等に明示されていますが、記録していない事例が非常に多く認められました。具体的な状況は以下のとおりです。

#### 【事例1】欠席時対応加算

この加算は、必要な支援（相談援助）を行い、それを記録した場合に受けることのできる加算なので、実際に支援を行っていても記録していなければ算定できません。

記録についても、「欠席した」「入院した」等の欠席の事実や理由の記録だけでは相談援助の内容の記録とは認められません。

#### 【必要な記録】

##### ○ 報酬告示

利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

##### ○ 留意事項通知

「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

#### ※ 相談援助の内容の例

次回いつ利用できそうか、利用上支障となる事象は発生していないか等の確認、利用するに当たって伝えた留意事項 等

#### 【事例2】特定事業所加算

この加算は、サービスの提供後、サービス提供責任者と従業者（ヘルパー）との間で適宜、サービス提供報告及び報告を踏まえた指示を行い、かつその記録を文書、FAX、電子メール等で記録として残しておく必要があります。

報告・指示を口頭のみで行ったことで記録が残っていない、といった場合は算定できませんので注意してください。

#### 【対象加算】

- 入院時支援特別加算
- 長期入院時支援特別加算
- 帰宅時支援加算
- 長期帰宅時支援加算
- 地域移行加算
- 欠席時対応加算
- 障害福祉サービスの体験利用支援加算
- 緊急時対応加算
- 特定事業所加算
- 緊急短期入所受入加算
- 入院・外泊時加算
- 子育てサポート加算
- 関係機関連携加算
- 初回加算
- リハビリテーション加算
- 自立生活支援加算
- 集中的支援加算
- 食事提供加算
- 日中活動支援加算
- 外部連携支援加算
- 地域移行促進加算
- 口腔衛生管理加算
- ピアサポート実施加算
- 訪問支援特別加算
- 初期加算
- 緊急時支援加算
- 日常生活支援情報提供加算
- 居住支援連携体制加算
- 地域居住支援体制強化推進加算
- 入院時情報連携加算
- 退院・退所加算
- 居宅介護支援事業所等連携加算
- サービス提供時モニタリング加算
- 地域生活支援拠点等相談強化加算
- 地域体制強化共同支援加算
- 家族支援加算
- 専門的支援実施加算
- 強度行動障害児支援加算
- 人工内耳装用児支援加算
- 延長支援加算
- 事業所間連携加算
- 保育・教育等移行支援加算
- 自立サポート加算
- 通所自立支援加算
- 多職種連携支援加算
- 通所施設移行支援加算
- 移行支援関係機関連携加算
- 体験利用支援加算
- 要支援児童加算
- 保育・教育等移行支援加算
- 栄養マネジメント加算
- 個別サポート加算Ⅱ、Ⅲ

### 【事例3】専門的支援実施加算

この加算は、理学療法士等による支援が必要な児童に対する専門的支援の強化を図るために、理学療法士等による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合に算定できるものです。加算対象児ごとに当該支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成する必要があるのとともに、1回につき少なくとも30分以上を確保することが必要です。

運営指導においては、専門的支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録が作成されておらず、加算の要件となる支援を行った事実及び時間が確認できないといった事例が見られました。

### 【事例4】帰宅時支援加算

この加算の算定要件の一つとして、グループホームの利用者が家族の居宅などに帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容について記録する必要があります。

運営指導においては、この記録が見られない事例が見られました。

## (2) 個別支援計画への位置づけ

- 報酬告示により、個別支援計画に位置づけが必要な加算について、当該支援内容を計画に盛り込んでいない。

帰宅時支援加算、訪問支援特別加算、入院・外泊時加算Ⅱ等(右記対象加算参照)を算定する場合に、あらかじめ当該支援内容を個別支援計画に盛り込む必要がありますので注意してください。

#### 帰宅時支援加算の場合(例)

- 短期目標： 帰宅時に関わる支援をします。
- 具体的な支援内容： 家族との連絡調整、交通機関の予約を行います。

運営指導においては、「入院・外泊時加算Ⅱ」を算定しているにもかかわらず、支援内容を個別支援計画に記載していない事例が多く見受けられました。対象となる利用者の入院や外泊が8日を超える見込みがあり、加算を算定する場合、入院・外泊時の支援内容について、必ず個別支援計画に盛り込むようにしてください。

「食事提供体制加算」を算定する場合も、食事を提供することになっている旨を個別支援計画等に記載することが必要ですが、記載していない事業所が多く見受けられます。

「延長支援加算」「日中支援加算」「関係機関連携加算」「入院時支援特別加算」「長期入院時支援特別加算」などでも同様の指摘がありましたので、ご注意ください。

#### 【対象加算】

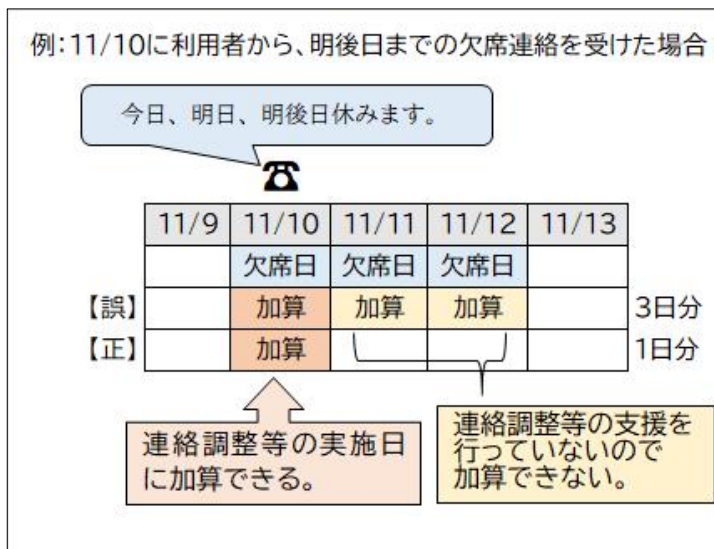
訪問支援特別加算  
食事提供体制加算  
延長支援加算  
医療連携体制加算  
夜間支援等体制加算Ⅰ  
日中支援加算  
入院時支援特別加算  
長期入院時支援特別加算  
帰宅時支援加算  
長期帰宅時支援加算  
地域生活移行個別支援特別加算  
入院・外泊時加算Ⅱ  
障害福祉サービスの体験利用加算  
体験宿泊加算  
強度行動障害者地域移行特別加算  
地域移行促進加算  
社会生活支援特別加算  
ピアサポート実施加算  
強度行動障害者体験利用加算  
家族支援加算  
入院時特別支援加算  
小規模グループケア加算  
子育てサポート加算  
関係機関連携加算  
個別サポート加算Ⅱ  
専門的支援実施加算  
入浴支援加算  
通所自立支援加算  
人工内耳装用児支援加算  
保育・教育等移行支援加算  
多職種連携支援加算

### (3) 欠席時対応加算

- 利用者から1回の電話で3日分（当日、翌日、翌々日）欠席連絡があり、当該3日分の欠席時対応加算が算定されていた。

欠席時対応加算は欠席の連絡に対し、利用者又は家族等との連絡調整や相談支援を行い、その内容等を記録した場合に算定できるものであり、当該事例の連絡調整等は1回なので加算も連絡調整等を行った1日のみとなります。

また、連絡調整等は欠席する当日、前日、前々日に行われた場合に加算できるもので、それよりも前に行った連絡調整等は加算対象とならないことに注意が必要です。（暦日でなく、営業日で数えることに注意。）



連絡は事業者から行った場合であっても算定可能ですが、電話が繋がらなかった場合は算定することはできません。

また、通常は利用者又は家族と連絡調整を行います。共同生活援助等では、利用者が暮らしている住居の世話人が代わって欠席連絡を行うことも差し支えありません。

### (4) 特別地域加算

- 地域移行支援において、特別地域に所在しない障害者支援施設等に入所している利用者に対して算定していた。

居宅介護等の訪問系サービスは、利用者の居住地が特別地域であれば算定できますが、地域移行支援は利用者が特別地域に所在する施設や病院に入所している場合に算定可能です。

受給者証に「特別地域加算対象者」と記載されている場合であっても、地域移行支援において算定する場合は、受給者証の記載だけではなく、利用者が現在利用している施設・病院の所在地も確認してください。

#### 【対象事業】

生活介護  
 自立訓練（機能訓練）  
 自立訓練（生活訓練）  
 就労移行支援  
 就労継続支援A型  
 就労継続支援B型  
 児童発達支援  
 児童発達支援センター  
 放課後等デイサービス

#### 【対象事業】

訪問系サービス  
 重度障害者等包括支援  
 自立訓練（機能訓練）  
 自立訓練（生活訓練）  
 就労定着支援  
 地域移行支援  
 地域定着支援

## (5) 夜間支援等体制加算

- 利用者が昼間に帰省し、夜間不在となったが、帰省初日に加算していた。

この加算は夜間及び深夜の時間帯において支援が実施された場合に算定できるものですが、外泊初日についても深夜～未明の時間帯は支援しているとの理由から算定していました。

外泊初日の深夜～未明は前日の分であり、留意事項通知でも午後 10 時から午前 5 時は最低限含むとしているので、夜間から未明を通して支援を行った場合に算定してください。

なお、障害者支援施設の夜勤職員配置体制加算は、同じ状況であっても算定できることから、共同生活援助のバックアップ施設が障害者支援施設の場合で、取扱いを混同していた事例がありましたので、該当する事業所は注意してください。

例:11/14 の昼間に帰省、11/15 に施設に戻った場合。

11/13		11/14		11/15		11/16	
日中	夜間	日中	夜間	日中	夜間	日中	夜間
支援有		(帰省)		支援有		支援有	
加算○ (11/13分)	加算×				加算○ (11/15分)		加算○ (11/16分)
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     この時間帯は11/13 の加算に含まれる。                      →11/14 の加算としてはカウントしない。                 </div>							

【対象事業】  
 自立訓練（生活訓練）  
 共同生活援助  
 共同生活援助（外部）

## (6) 初期加算（入所時特別支援加算）

- 同一事業所で別サービスに切り替えた際に算定を誤った。

複数の事業を実施している事業所で、サービスを変更（就労継続支援 B 型から就労移行支援等）した際、新たに初期加算を算定している事例がありました。

この加算は、サービスの初期段階においてはアセスメント等に手間を要することから加算するものであり、留意事項通知においても「同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあっては、この加算の対象としない」としていることから、同様に、同一事業所の他のサービスを利用する場合も算定できません。

障害者支援施設については、短期入所利用者が引き続き当該施設に入所した際、短期入所期間を除かず 30 日算定した事例がありました。

【対象事業】  
 生活介護  
 自立訓練（機能訓練）  
 自立訓練（生活訓練）  
 就労移行支援  
 就労継続支援 A 型  
 就労継続支援 B 型  
 就労定着支援  
 障害者支援施設

## (7) 入院時支援特別加算

### ● 月をまたいで入院した際、単位数の算定を誤った。

この加算は月当たりの入院期間（初日と最終日は除く。）が3日以上7日未満と7日以上で算定単位が異なりますが、入院期間の合計日数から判断したため、単位数を誤っていました。

例：共同生活援助 入院時支援特別加算(I)3日以上7日未満 561単位/月  
入院時支援特別加算(II)7日以上 1,122単位/月

10月											11月				
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	
	入院	入院	入院	入院	入院	入院	入院	入院	入院	入院	入院	入院	退院		
【誤】		入院時支援特別加算(II) 11日間													
【正】		入院時支援特別加算(II) 8日間									入院時支援特別加算(I) 3日間				

【対象事業】  
障害者支援施設  
自立訓練（生活訓練）  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）

## (8) 長期入院時支援特別加算

### ● 月に2日しか病院を訪問していないにもかかわらず算定した。

留意事項通知によれば「特段の事情のない限り、原則、1週に1回以上病院又は診療所を訪問する必要があること」とされているので、訪問の頻度が不足した場合は算定できません。

なお、上記の「特段の事情」とは、事業所側の事情を指すものではなく、主に利用者の事情で訪問することができない場合を指します。

また、算定に当たり、特段の事情で訪問できなかった期間がある場合は、その内容を具体的に記録しておく必要があります。

例：〇〇病院△△氏より、利用者が体調を崩しているため、当分の間、訪問支援は遠慮していただきたい旨の連絡があったことから、今週の訪問は中止する。

【対象事業】  
自立訓練（生活訓練）  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）

## (9) 重度者支援体制加算

### ● 障害基礎年金2級受給者を1級として県へ届け出ていた。

要件確認を書面に抛らず、利用者からの口頭確認で済ませたことから生じた誤りです。

この加算は前年度実績により算定するので、毎年、年金証書や支払通知等の写し等の客観的な資料によって確認してください。なお、受給者証に1級受給者を明示している市町村もあるので、その写しを確認書類としてもよいと思われます。

運営指導の際には、1級受給者が規定数に達しているか、上述のような資料と照合し確認しています。

【対象事業】  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型

## (10) 入院・外泊時加算

- 月をまたいで入院した利用者について、入院期間8日以降の算定単位を誤った。

【対象事業】  
障害者支援施設  
福祉型障害児入所施設

この加算は、入院・外泊の翌日から起算して、8日目までを「入院・外泊時加算（Ⅰ）」として、9日目から82日目までを「入院・外泊時加算（Ⅱ）」として算定することができるものです。

平成24年度の報酬改定以前は「月が変わると、改めて入院・外泊時加算（Ⅰ）から算定する取扱い」でしたが、報酬改定以降は、入院期間が月をまたいでも、引き続き入院日数を数えることに注意してください。

例：入院・外泊時加算（Ⅰ）8日を限度

入院・外泊時加算（Ⅱ）8日を超えた日から82日を限度

		10月											11月									
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8
		入 院	入 院	入 院	入 院	入 院	入 院	入 院	入 院	入 院	入 院	入 院	入 院	入 院	入 院	入 院	入 院	入 院	入 院	退 院		
【誤】		入院・外泊時加算（Ⅰ） 8日間								入院・外泊 時加算（Ⅱ） 3日間			入院・外泊時加算（Ⅰ） 6日間									
【正】		入院・外泊時加算（Ⅰ） 8日間								入院・外泊時加算（Ⅱ） 9日間												

- 9日を超える入院で、週に1回以上病院等を訪問して支援をしていないにもかかわらず算定していた。

福祉型障害児入所施設においては、入院の場合、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問しなければなりません。

障害者支援施設においては、8日限度の入院・外泊時加算（Ⅰ）では病院への訪問等の支援は必要ありませんが、引き続き入院・外泊時加算（Ⅱ）を算定する場合、特段の事情がない限り原則として1週間に1回以上、病院等を訪問して支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等が必要です。

運営指導時の視点としては、「入院・外泊時加算の算定初日から起算して1週間ごとに最低1回は病院等を訪問して支援を行った記録があるか」を確認しています。

■ 障害者支援施設における運営指導の視点・・・「原則1週間に1回以上の病院等訪問」

利用者	利用者の状況	入院・外泊時加算	病院等訪問	加算Ⅱの算定
1日				
2日	入院		入院・外泊の翌日から起算	
3日	入院	I 1日目		
4日	入院	I 2日目		
5日	入院	I 3日目		
6日	入院	I 4日目		
7日	入院	I 5日目		
8日	入院	I 6日目		
9日	入院	I 7日目		
10日	入院	I 8日目		
11日	入院	Ⅱ 9日目	訪問日	
12日	入院	Ⅱ		可
13日	入院	Ⅱ		
14日	入院	Ⅱ		
15日	入院	Ⅱ		
16日	入院	Ⅱ		
17日	入院	Ⅱ		可
18日	入院	Ⅱ		
19日	入院	Ⅱ		
20日	入院	Ⅱ		
21日	入院	Ⅱ		
22日	入院	Ⅱ		不可
23日	入院	Ⅱ	訪問日	
24日	入院	Ⅱ		
25日	入院	Ⅱ		
26日	入院	Ⅱ		
27日	入院	Ⅱ		
28日	入院	Ⅱ		
29日	入院	Ⅱ		
30日	退院			
31日				

入院・外泊の翌日から起算して、8日目までは加算(Ⅰ)が算定できます。

9日目から82日目までは加算(Ⅱ)が算定できますが、そのためには訪問支援を行う必要があります。

運営指導の確認に当たっては、加算(Ⅱ)の算定初日を起点とした1週間ごとに1回以上の訪問支援を行っているかを確認しています。

この場合だと、加算(Ⅱ)の算定を開始した日を起算日として、1週ごとに1回は訪問を行っているため、加算の算定が可能です。

この週は病院訪問を行っていないため、加算の算定はできません。よって、加算を算定していた場合は過誤調整となることがあります。なお、利用者の事情により訪問できなかった場合は算定は可能です。

### (11) 訪問支援特別加算

- 入院した利用者に対して、病室を訪問の上でサービス提供をしたので、加算を算定した。

この加算は、連続して5日間サービス利用がなかった利用者に対して、その居宅で相談援助を行った場合に算定できるもので、入院先での援助は算定対象外とされています。

また、報酬告示においても、「あらかじめ利用者の同意を得ること」や「個別支援計画に位置付けられた内容のサービスを行う」等の定めがあり、緊急対応として行った訪問については、加算の対象外となります。

### (12) 退院・退所月加算

- 社会福祉施設等に移行(入所)した者に対して加算を算定した。

この加算の算定基準には、利用者が「退院、退所等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。」と定められており、この「他の社会福祉施設等」について、厚労省のQ&Aは次のとおり示されています。

社会福祉法第62条第1項に規定する「社会福祉施設※」のほか、介護保険施設、病院、診療所、宿泊型自立訓練事業所、地域移行支援型ホームを想定している。

【対象事業】

- 生活介護
- 就労移行支援
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型

【対象事業】

- 地域移行支援

※社会福祉施設とは…

第一種社会福祉事業実施施設

- 例：障害者支援施設
- 障害児入所施設
- 救護施設
- 母子生活支援施設
- 児童養護施設
- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム 等

### (13) 特定事業所加算

- サービス提供責任者と従業者（ヘルパー）との間のサービス提供報告・指示を1か月程度まとめて行っていた。

この加算は、サービスの提供後、サービス提供責任者とヘルパーとの間で適宜、サービス提供報告及び報告を踏まえた指示を行い、かつその記録を文書、FAX及び電子メール等で記録として残しておく必要があります。

運営指導では、利用者の状況に特段の変化がないことから、報告・指示を1か月程度まとめて行っている事例がありました。

報告・指示については原則としてサービス提供の都度、毎回必要となりますので、注意してください。

【対象事業】  
訪問系サービス

### (14) 短期利用加算

- 1年間に通算して30日を超えて算定していた。

この加算は、利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定することができるものです。

平成30年度の報酬改定以前は1回の利用が30日以下であれば、何度でも算定可能でしたが、報酬改定以降は「1年間に通算して30日を限度」と示されたため、注意してください。

【対象事業】  
短期入所

### (15) 食事提供体制加算

- 利用者ごとの食事摂取量を記録していなかった。

通所系サービスの食事提供体制加算は令和6年3月31日までの経過措置とされていましたが、令和9年3月31日まで経過措置を延長することとされました。これに伴い、算定要件が追加されています。

従前の要件に加え、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に加算

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること。
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること。
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること。

※児童発達支援センターでは、以下の下線部が追加

児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して利用する障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合

- ① 栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合
- ② 管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合

運営指導においては、新たに追加された要件を満たしていない例が見られました。特に報酬改定以前から当該加算を算定している事業所においては、追加要件の見落としに注意してください。

【対象事業】  
生活介護  
短期入所  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
児童発達支援センター

### Ⅲ. 令和6年度から義務化・追加された事項について

令和6年4月1日から新たに義務化・追加された下記の事項について、今一度ご確認ください。

#### 1 業務継続等に向けた計画の策定等

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスが受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）を策定するとともに、従業員に対しての周知や、定期的な研修・訓練の実施、及び研修・訓練結果を踏まえた業務継続計画の見直しに取り組むことが義務になりました。

##### ● 業務継続計画の策定

業務継続計画とは、感染症や災害発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の事業再開を図るための計画です。

計画には、以下の項目等を記載することが必要です。

<b>【感染症に係る業務継続計画】</b>
① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
② 初動対応
③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
<b>【災害に係る業務継続計画】</b>
① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
③ 他施設及び地域との連携

##### ● 定期的な研修・訓練の実施

従業員に対して、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練の定期的な実施が必要です。

「定期的な実施」とは、障害者支援施設及び障害児入所施設は年2回以上、それ以外のサービスについては年1回以上の実施を指します。

研修は、作成した計画を利用し事業所内で行います。

訓練（シミュレーション）は、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施する支援の演習等を実施してください。

訓練の実施は、実施方法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら、実施するようお願いします。

研修・訓練は、必ず実施記録を残してください。

基準省令第33条の2  
訪問系サービス  
療養介護  
生活介護  
短期入所  
重度障害者等包括支援  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
就労定着支援  
自立生活援助  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）

支援施設基準省令第42条の2  
障害者支援施設

相談支援基準省令第28条の2  
地域移行支援  
地域定着支援

障害児通所基準省令第38条の2  
児童発達支援  
児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援

障害児入所基準省令第35条の2  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

なお、感染症の業務継続に係る研修・訓練は、後述の感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に実施することも可能です。

### ● 業務継続計画の定期的な見直し

業務継続計画は、研修や訓練での課題等を踏まえて、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更してください。

業務継続計画の策定については、以下を参考にしてください。

《参考》厚生労働省 HP

・ガイドライン、ひな形「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)

・「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

### 【業務継続計画未策定減算】

以下の①②が未実施の場合には、「業務継続計画未策定減算」が適用されます。

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。



## 2 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組み

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組みの徹底を求める観点から、感染症対策委員会の定期開催及び結果の従業者への周知徹底、指針の整備、定期的な研修・訓練の実施に取り組むことが義務となります。

### ● 感染対策委員会の定期開催及び結果の従業者への周知徹底

事業所において、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を設置し、定期的に開催することが必要になります。

「定期的な開催」とは、サービスによって異なります。

<b>A【おおむね6か月に1回以上の開催】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）</li> <li>・ 相談系サービス（地域移行支援、地域定着支援）</li> <li>・ 就労定着支援</li> <li>・ 自立生活援助</li> </ul>
<b>B【おおむね3か月に1回以上の開催】</b>
上記に記載されている以外のサービス

委員会設置の際は、構成員の責任及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を定めてください。

委員会の構成員は、幅広い職種によって構成してください（上記Aのサービス事業所については、感染症対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい、とされています）。また、委員会での検討結果については、従業者への周知徹底を図ることが必要です。

なお、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても構いません。

### ● 指針の整備の義務化

指針の整備については、以下の対策・対応を規定することが必要です。

<b>【指針に規定すべき事項】</b>
<p>① 平時時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所内の衛生管理（環境の整備等）</li> <li>・ 支援にかかる感染対策（手洗い等の標準的な予防策） 等</li> </ul> <p>② 発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生状況の把握</li> <li>・ 感染拡大の防止</li> <li>・ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携</li> <li>・ 医療措置（上記Aに該当するサービスを除く）</li> <li>・ 行政への報告等、発生時における指定障害福祉サービス等事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制</li> </ul>

基準省令第34条  
訪問系サービス  
就労定着支援  
自立生活援助

基準省令第71条  
療養介護

基準省令第90条  
生活介護  
短期入所  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）

支援施設基準省令第45条  
障害者支援施設

相談支援基準省令第30条  
地域移行支援  
地域定着支援

障害児通所基準省令第41条  
児童発達支援  
児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援

障害児入所基準省令第38条  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

### ● 定期的な研修・訓練の実施

従業者に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施が必要です。

「定期的な実施」とは、サービスによって異なります。

<b>A【訪問、相談系等の事業】 ※上記委員会の項目に記載</b>
・ 定期的な研修 年1回以上 ・ 定期的な訓練 年1回以上
<b>B【上記以外の事業】 ※上記委員会の項目に記載</b>
・ 定期的な研修 年2回以上 ・ 定期的な訓練 年2回以上

研修は、指針の活用や《参考》で掲載しているマニュアルを活用して事業所内で行うもので構いません。

訓練（シミュレーション）は、感染症発生時に迅速に行動できるよう、指針等に基づき事業所内の役割分担の確認、感染症が発生した場合に実施する支援の演習等を実施してください。

訓練の実施は、実施方法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら、実施するようお願いします。

研修・訓練は、必ず実施記録を残してください。

指針の内容や研修・訓練の実施については、以下を参考にしてください。

《参考》厚生労働省 HP「感染対策マニュアル等」（再掲）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)



事業所での食事の提供の有無を問わず、対応が必要です。  
また、訪問系や相談系のサービスも含め、必要な対応をとってください。

### 3 情報公表未報告減算

障害福祉サービス等情報公表制度は、障害福祉サービス事業者等に対して障害福祉サービス等の内容を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容をWAMネットを通じて公表する仕組みです。

令和6年4月1日から、情報公表に係る報告がされていない場合、「情報公表未報告減算」として所定単位数が減算となります。

公表制度や報告の詳細について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

《参考》新潟県 HP  
「障害福祉サービス等情報公表制度」  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougai/fukushi/1356906888051.html>



#### 4 虐待防止措置未実施減算 ※再掲

障害者虐待防止措置について、未実施の事業所等に対して、基本報酬を減算する虐待防止措置未実施減算が適用されます。

##### 【虐待防止措置未実施減算】

以下の①～③のいずれか一つでも未実施の場合、「虐待防止措置未実施減算」が適用されます。

- ① 虐待防止委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修（年1回以上）を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

##### <対象となるサービス・支援>

- ・ 全ての障害福祉サービス
- ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス
- ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援
- ・ 障害児入所施設 ・ 障害児相談支援
- ・ 共生型障害児通所支援
- ・ 基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く）

#### 5 安全計画の策定等

指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設における安全計画の策定等が義務化されました。

##### <義務化された内容①>

- ・ 事業所等の設備の安全点検、職員や障害児等に対する事業所等外での活動、取組等を含めた事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所等における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。
- ・ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、職員の研修及び訓練を定期的実施すること。
- ・ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

（対象）

障害児入所施設/児童発達支援センター/障害児通所支援事業所

##### <義務化された内容②>

- ・ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

（対象）

児童発達支援センター/障害児通所支援事業所

障害児通所省令第40条の2  
児童発達支援  
児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援

障害児施設省令第37条の2  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

令和5年7月4日付けこども家庭庁支援局障害児支援課 事務連絡「障害児通所支援事業等における安全計画の策定関連留意事項等について」

令和6年7月4日付けこ支障第169号  
「障害児支援における安全管理について」（障害児支援の安全管理に関するガイドライン）

安全計画に記載すべき内容や、取り組むべきことについては、上記の通知やガイドラインに解説等が示されていますので、よくご確認ください。

## 6 自動車を運行する場合の所在の確認

### ● 所在確認

令和5年4月1日より、障害児入所施設、児童発達支援センター及び障害児通所支援事業所において、障害児の通所や事業所・施設外活動等のために自動車を運行する場合、障害児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認することが義務付けられました。

障害児通所省令第40条の3  
児童発達支援  
児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援

障害児施設省令第37条の3  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

### ● 安全装置の装備

児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスにおいて、原則、通所を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車について、ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（安全装置）を装備し、当該装置を用いて、降車時の所在確認をすることについても、令和6年4月1日から完全に義務化されています。

## 7 生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービスにおける個別支援計画

### ● 指定生活介護

基本報酬の改定により、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に報酬が細かく設定されました。ここでのサービス提供時間については、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することが基本となります。

障害児通所省令第40条の3  
児童発達支援  
児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援

障害児施設省令第37条の3  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

《参考》厚生労働省 HP

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2（令和6年4月5日）」…3(1)生活介護

<https://www.mhlw.go.jp/content/001250243.pdf>

「【別添】生活介護における個別支援計画書参考様式」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001241671.xlsx>

個別支援計画書						
利用者氏名:		作成年月日: 年 月 日				
利用者及び家族の生活に対する意向						
総合的な支援の方針						
長期目標 (内容・期間等)		支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)				
短期目標 (内容・期間等)		<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">                     生活介護は記入必須                      (生活介護の記載例)                      ・サービス提供時間 4時間                      ・送迎に係る配慮 1時間                      ・障害特性に係る配慮 30分                      ・送迎時の移乗等 30分                      合計のサービス提供時間 6時間                 </div>				
○支援目標及び具体的な支援内容等						
項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位
支援をカテゴリー化して記載する等の工夫に使用。		使い方は任意だが、左に支援内容、右側にポイントを書く等。				
提供するサービス内容について、本計画書に基づき説明しました。						
本計画書に基づきサービスの説明を受け、内容に同意しました。						
サービス管理責任者氏名:				年 月 日	(利用者署名) 押印禁止	

生活介護は記入必須  
(生活介護の記載例)

- ・サービス提供時間 4時間
- ・送迎に係る配慮 1時間
- ・障害特性に係る配慮 30分
- ・送迎時の移乗等 30分

合計のサービス提供時間 6時間

● 指定児童発達支援・指定放課後等デイサービス

報酬改定、基準省令の見直しに伴い、個別支援計画には新たに以下の事項を記載することが必要です。

- ① 基本報酬の時間区分の導入に伴う、個々の障害児の日々の支援に係る計画時間等
- ② 延長支援加算の見直しに伴う、個々の障害児の日々の延長支援時間等
- ③ 個々の障害児の5領域(※)との関連性を明確にした支援内容及びインクルージョンの観点を踏まえた取組等

(※)「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」  
「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

利用児氏名:		個別支援計画書		作成年月日: 年 月 日		
利用児及び家族の生活に対する意向						
総合的な支援の方針						
長期目標		支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度・時間)				
<p style="color: red; border: 1px dashed red; padding: 5px;">保育所等の併行利用や移行、同年代の子どもとの仲間づくり等のインクルージョン（地域社会への参加・包摂）の視点も踏まえた方針</p>						
項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位
<p style="color: red; border: 1px dashed red; padding: 5px;">「本人支援」の項目については、具体的に設定した支援内容と5領域との関連性を記載する。支援内容と関連する5領域が複数にまたがる場合には、関連する領域を全て記載する。</p>						
提供する支援内容について、本計画書に						
児童発達支援管理責任者氏名:						

令和6年3月15日付けこども家庭庁支援局障害児支援課 事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」

令和6年5月17日付けこども家庭庁支援局障害児支援課 事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について」

<5領域>  
障害児通所基準省令第26条第4項  
障害児通所解釈第三の3(15)④

<インクルージョン>  
通所基準省令第26条の3  
障害児通所解釈第三の3(15)の3)

<5領域との関連性とインクルージョンの観点を踏まえた個別支援計画>  
通所基準省令第27条第4項

- ・利用曜日・提供時間等を記載。
- ・計画及び延長時間を別表で定めることも可。

### 障害福祉サービス等における指摘内容（令和6年度）

項目	改善状況報告書の提出を求める指摘の概要	事業種別
従業員の資質の向上	研修の機会を確保していなかった。	就労継続支援A型
利用定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日当たりの利用者の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数を超えていた日があるにもかかわらず、定員超過利用減算を適用していなかった。</li> <li>・ 3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超えているにもかかわらず、定員超過利用減算を適用していなかった。</li> </ul>	就労継続支援B型 児童発達支援 放課後等デイサービス
人員配置（従たる事業所）	従たる事業所の常勤の従業員が、専ら当該従たる事業所の職務に従事していなかった。	放課後等デイサービス
人員配置（サービス管理責任者）	サービス管理責任者が、実践研修の修了から5年ごとに更新研修を修了すべきところ、5年目を経過しても修了しておらず、サービス管理責任者としての要件を満たしていなかった。	就労継続支援B型 共同生活援助
勤務体制の確保等	勤務体制の確保等について、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに対する方針等を明確化し、従業員への周知・啓発及び相談に対応する窓口設置等を講じていなかった。	居宅介護 重度訪問介護 就労継続支援A型 共同生活援助 地域移行支援 地域定着支援
業務継続計画	感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定していなかった。	就労移行支援 就労定着支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 自立生活援助 共同生活援助 児童発達支援 放課後等デイサービス
安全計画	安全計画を策定していなかった。	児童発達支援 放課後等デイサービス
非常災害対策	避難訓練及び消火訓練を必要な回数実施していなかった。	生活介護 短期入所 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 共同生活援助 放課後等デイサービス
非常災害対策	防災設備等の整備・点検について専門業者による定期的な点検が行われていなかった。	就労継続支援A型 就労継続支援B型
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難確保計画の作成及び市町村への報告を行っていない。</li> <li>・ 避難確保計画に基づく避難訓練を実施していない。</li> </ul>	生活介護 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型

項目	改善状況報告書の提出を求める指摘の概要	事業種別
衛生管理	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していなかった。	居宅介護 同行援護 行動援護 短期入所 就労継続支援A型 就労継続支援B型 自立生活援助 共同生活援助
個別支援計画	個別支援計画について、6月を超えて見直しを行っていた。	放課後等デイサービス
個別支援計画	個別支援計画について、保護者等から同意を得ないまま、数か月間サービスを提供していた。	放課後等デイサービス
サービス提供の記録	本来は事業者がサービスを提供した都度、提供日及び内容等を記録し、これについて利用者の確認を受ける必要があるところ、利用者がサービスの提供日及び内容等を記入していた。	就労継続支援A型
サービス提供の記録	サービス提供の記録について、サービス提供の都度、利用者または保護者の確認を得ていなかった。	生活介護 児童発達支援 放課後等デイサービス
身体拘束等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していなかった。</li> <li>・身体拘束等の適正化のための指針が整備されていなかった。</li> <li>・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施していなかった。</li> </ul>	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 就労継続支援A型 就労継続支援B型 共同生活援助 放課後等デイサービス
虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していなかった。</li> <li>・従業者に対し、虐待の防止のため研修を定期的実施していなかった。</li> <li>・虐待防止のための担当者を置いていなかった。</li> </ul>	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 就労継続支援A型 就労継続支援B型 共同生活援助 地域移行支援 地域定着支援 放課後等デイサービス
賃金・工賃の支払い	生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっておらず、賃金の支払いに自立支援給付費を充当していた。	就労継続支援A型
苦情解決	苦情解決のマニュアルを作成していなかった。	就労継続支援A型 児童発達支援 放課後等デイサービス
苦情解決	利用者等の意見に対応するための第三者委員を設置していなかった。	居宅介護 重度訪問介護

項目	改善状況報告書の提出を求める指摘の概要	事業種別
(給付関係)		
延長支援加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営規程に定める営業時間を8時間に満たない6時間としている平日に延長支援を行った際に算定していた。(報酬改定前の要件)</li> <li>個別支援計画に延長支援時間について記載がないにもかかわらず算定していた。</li> </ul>	放課後等デイサービス
送迎加算	送迎の実績よりも多く算定していた。	放課後等デイサービス
欠席時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談援助の内容を記録していないにもかかわらず算定していた。</li> <li>1回の連絡で2日分の欠席連絡を受け相談援助を行った際に、2回分の加算を算定していた。</li> </ul>	就労継続支援B型 放課後等デイサービス
専門的支援実施加算	専門的支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成しておらず、加算の要件となる支援を行った事実及び時間が確認できないにもかかわらず算定していた。	児童発達支援 放課後等デイサービス
夜間支援等体制加算(Ⅲ)	夜間支援を行っていない日に算定していた。	共同生活援助
医療連携体制加算(Ⅶ)	重度化した場合の対応に係る指針を定めておらず、入居者又はその家族等に対する説明及び同意の確認を行っていないにもかかわらず算定していた。	共同生活援助
訪問支援特別加算	利用者が最後に利用した日から連続した5日間が経過していないにもかかわらず算定していた。	就労継続支援B型
人員配置体制加算(Ⅰ)	算定に必要な従業者の数を満たしていないにもかかわらず算定していた。	生活介護
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	算定に必要な従業者の数を満たしていないにもかかわらず算定していた。	自立生活援助
重度障害者支援加算(Ⅰ)	算定に必要な関連する加算の算定・届出しておらず、算定に必要な従業者の数を満たしていないにもかかわらず算定していた。	生活介護
関係機関連携加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、学校等ではなく、他の障害児通所支援事業所等との連携を行った場合に算定していた。</li> <li>個別支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等について記載がないにもかかわらず算定していた。</li> </ul>	放課後等デイサービス
家族支援加算(Ⅰ)	個別支援計画に家族支援について記載がないにもかかわらず算定していた。	放課後等デイサービス
事業所内相談支援加算(Ⅰ)	個別支援計画に相談援助等について記載がないにもかかわらず算定していた。	放課後等デイサービス
家庭連携加算	個別支援計画に居宅を訪問して行う相談援助等について記載がないにもかかわらず算定していた。	放課後等デイサービス
日中支援加算(Ⅰ)、(Ⅱ)	個別支援計画に昼間支援の内容について記載がないにもかかわらず算定していた。	共同生活援助
夜間支援等体制加算(Ⅰ)	個別支援計画に夜間支援の内容について記載がないにもかかわらず算定していた。	共同生活援助
入院・外泊時加算(Ⅱ)	個別支援計画に入院時の支援について記載がないにもかかわらず算定していた。	施設入所支援

福祉サービスの  
質の向上

と 信頼され  
選ばれる事業者 を目指して

# 新潟県福祉サービス 第三者評価



# 福祉サービス第三者評価とは？

福祉サービス第三者評価は、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的に、事業者が提供する福祉サービスの質を評価します。

- ・ 事業運営における具体的な課題を把握し、サービスの質の向上に結びつけます。
- ・ 評価結果の公表は、利用者・家族が福祉サービスを選択する際に有効な情報の提供となります。



提供しているサービスの質の改善点が明らかになり、具体的な目標を設定できます。

明確になった優れた点や施設の考え、取組などを施設の特徴としてPRできます。

潜在化している利用者の声(意見、要望等)を把握でき、サービスの質の向上に役立ちます。

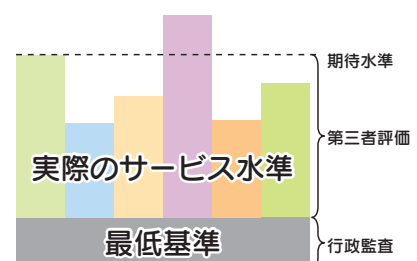
受審の過程で、職員自らが気づくことが、改善する意欲を高めます。

組織運営や福祉経営について、新たなヒントを見つけることができます。

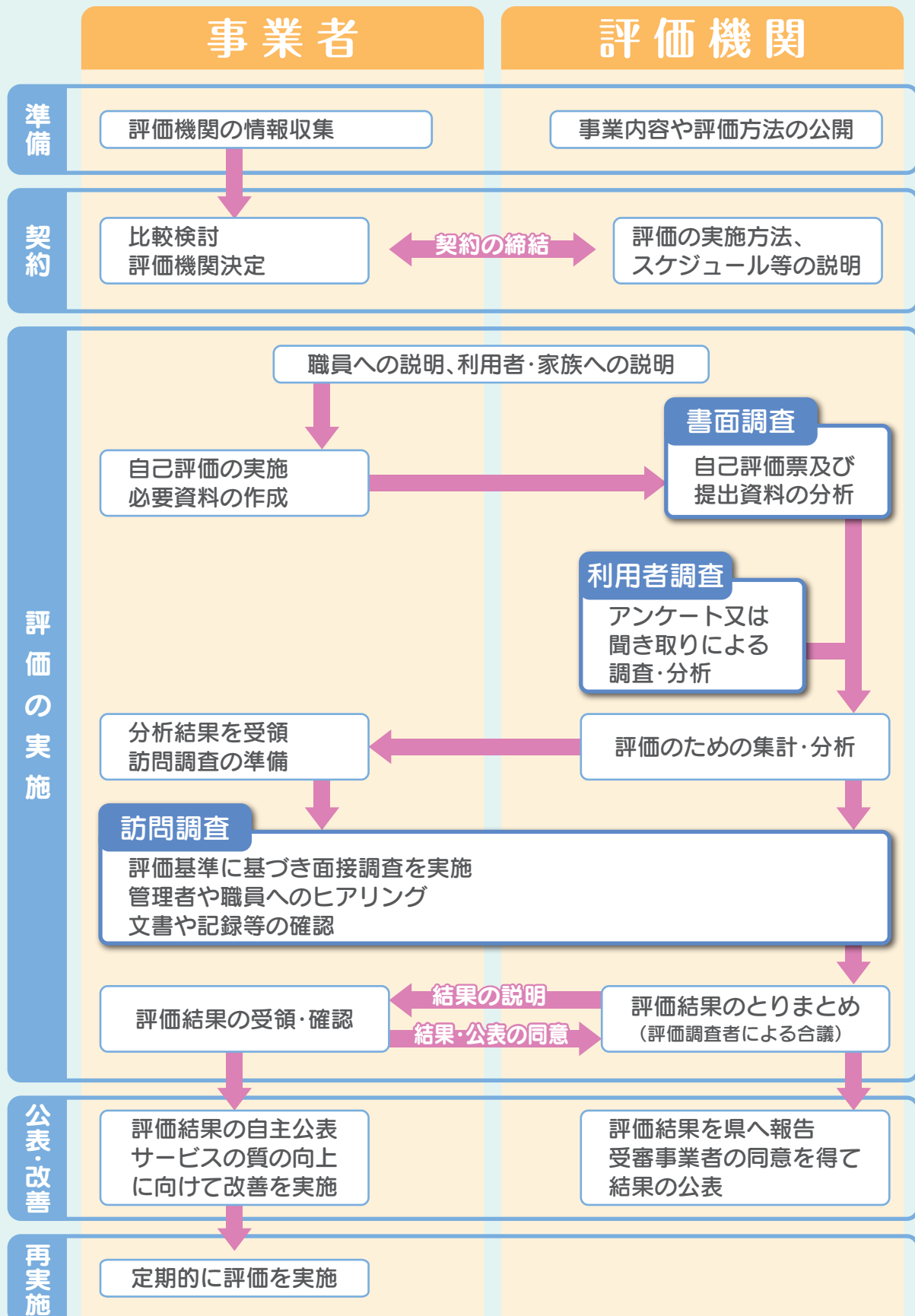
## 行政監査と第三者評価はどう違うの？

行政監査は、法令が求める最低基準を満たしているかを定期的に確認するものです。

一方、第三者評価はサービスの質に着目し、福祉サービスの水準が現在どのレベルにあるか、また改善すべき点はどこかを明らかにすることにより、福祉サービスの質の向上を図ることを期待するもので、意図する視点が根本的に異なります。



# 第三者評価の流れ

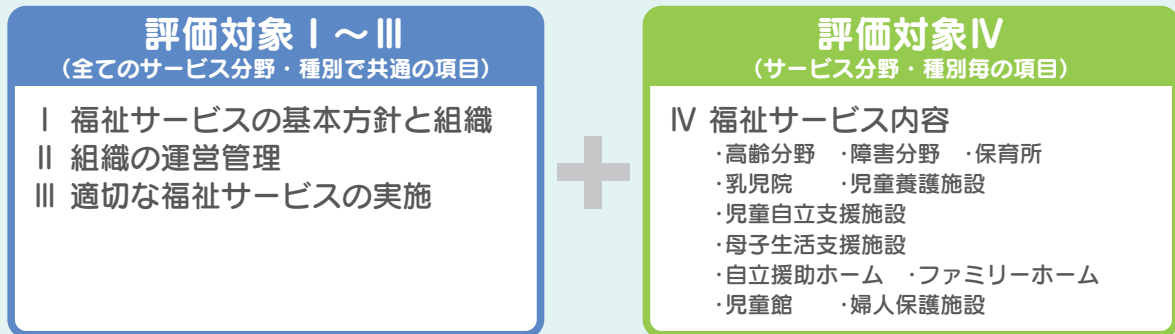


評価結果を公表した事業所には、「受審済証」を交付します。

# 評価基準の構成

■第三者評価は、福祉サービス分野・種別毎に策定された評価基準を用いて実施されます。

評価基準は、いずれのサービス分野・種別においても評価の対象となる共通項目(評価対象Ⅰ～Ⅲ)と具体的なサービスの場面が評価の対象となるサービス分野・種別毎の項目(評価対象Ⅳ)から構成されています。



■各評価細目は、「判断基準」、「評価基準の考え方と評価の留意点」、「評価の着眼点」から構成されています。

評価の項目は高いレベルの基準を設定しています。これは事業者がサービスの質の向上を図るための目標となるような設定としているからです。

## 判断基準

- よりよい福祉サービスの水準・状態  
質の向上を目指す際に目安とする状態
- 「a」に至らない状況  
「a」に向けた取組みの余地がある状態  
多くの施設・事業所の状態
- 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

## 評価基準の考え方と評価の留意点

サービスの質の向上の視点に立った評価項目のねらいや評価の意図を説明しています。

## 評価の着眼点

- ・具体的な取組について記載されています。評価細目毎に着眼点の数は異なりますが、着眼点の取組が達成されているかどうかを確認します。
- ・目安として、着眼点が全て達成されていれば、「判断基準」のa評価、一部が達成されていなければb評価、どの項目も達成されていなければc評価となります。

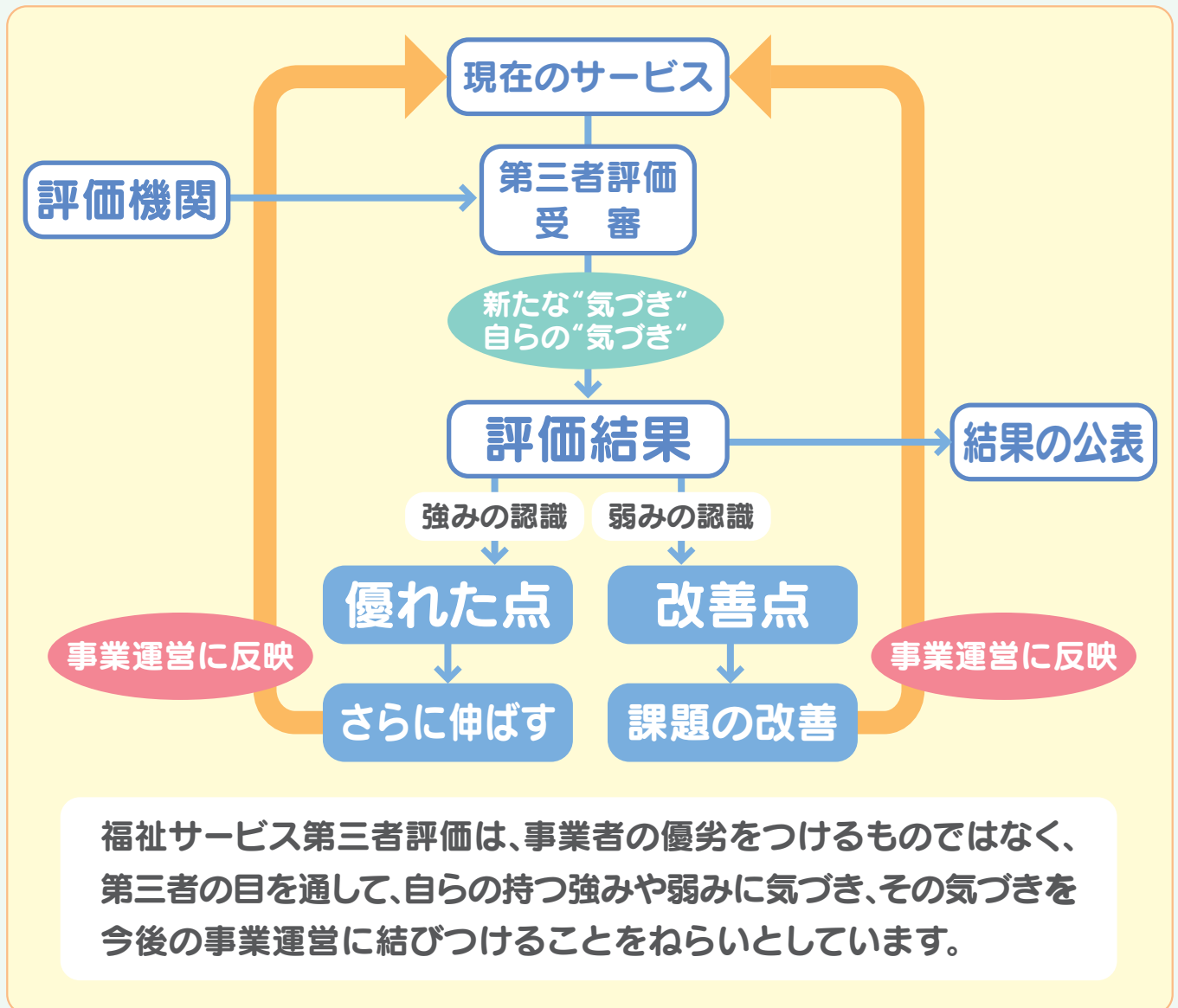
評価結果は「a・b・c」で表されますが、これは事業者の「格付け」や「ランク付け」を示すものではなく、「評価の到達度」を表しています。

# 本県評価基準の特徴

■二度にわたる震災や水害などの大規模な自然災害の経験を踏まえ、次のような視点を盛り込み、施設や事業所の入所者・利用者の「安全・安心」に関する評価項目を充実させています。

- ・災害発生の際の初動体制が明確になっており、初動時における利用者の安全確保対策が講じられているか。
- ・施設自身が被災した中で、緊急避難的な受け入れや福祉避難所の設置等も想定した対応策が講じられているか。
- ・被害が長期化した場合を想定し、周辺施設等との協力体制が構築されているか。 など

# 評価結果を活かしましょう！



## 受審した事業者の声

今まで認識が薄かった、感じていなかった事が見えてきて、これからの施設運営に大変有益なものになりました。

事業所の現状を具体的に把握することができ、また現在の問題点や改善点が明らかになったため、目標を形として捉えられるようになりました。

保育を行う中で、こだわり続けていたことを高く評価していただいたことは、何より嬉しく、励みになりました。

利用者アンケートでは、利用者が日頃感じている率直な意見を聞くことができました。

自己評価では経営層と職員の間、様々な認識や意識のずれがあることがわかり、もっとお互いに意思疎通を図る必要があったことがわかりました。





# 福祉保健総務課

# DWAT とは


## DWAT (Disaster Welfare Assistance Team)

避難生活を送る高齢者や障害者、乳幼児等の地域の要配慮者へ必要な福祉支援を行い、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の防止を図るため、避難所等へ派遣する災害派遣福祉チーム。

避難所、在宅・車中泊、社会福祉施設（福祉避難所）等において、専門職による福祉的な支援を行います。

### 【活動内容】

- ・要配慮者情報の収集
- ・災害時要配慮者へのアセスメント
- ・相談支援
- ・福祉避難所への誘導
- ・日常生活上の支援
- ・避難所等における環境整備 等



令和6年能登半島地震でも多くの要配慮者の方が福祉支援を必要としました。その教訓を踏まえ、令和7年6月に災害救助法に「福祉サービスの提供」が規定されるなど、**災害時における福祉支援がより重要視されてきています。**

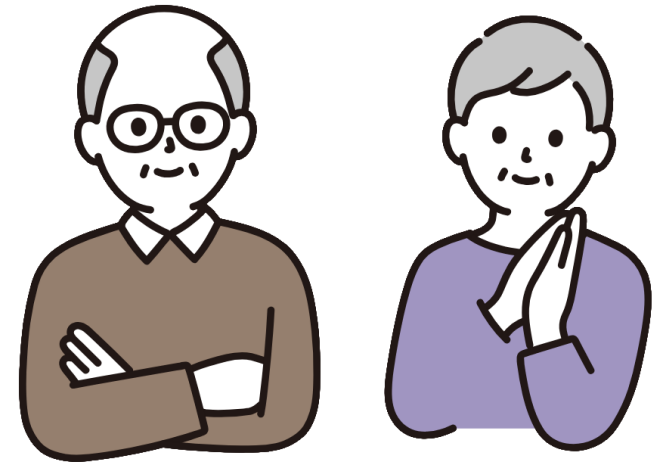
## 新潟県災害派遣福祉チーム（新潟県DWAT）

- ・現在、107名のチーム員が新潟県DWATとして登録しています。  
（社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士…等）
- ・災害が発生し、DWATの派遣の必要性がある場合、新潟県の公的なチームとして被災地へ派遣を行います。
- ・災害救助法が適用される災害に派遣された場合、法適用の範囲で人件費や旅費が災害救助費により求償されます。
- ・平時では、県内福祉関係団体で構成されている「新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」においてDWAT活動の取組を進めています。（事務局：新潟県）  
（チーム員登録研修などの研修実施、体制整備…など）



# 令和6年能登半島地震でのDWAT活動例

認知症高齢者を抱える家族が避難所で孤立化している状況をDWATが把握したことで、地域包括支援センターに連絡し、介護サービス提供につなげた。



障害児が避難所内でパニックを頻発し、母子が孤立するなか、DWATが提案して、避難所内に落ち着けるスペースの確保を行った。

保健師チームよりADLの低下傾向の高齢者がいるので確認してもらいたいとの依頼あり。個別対応（自宅）にて訪問してご本人と娘さんに聞き取りを行い、お孫さん宅でお風呂に入る際、浴槽をまたがり入ることは出来たが、上がる際に浴槽内が滑り、足に力が入らず上がれなくなり苦慮されたお話を聞き、ケアマネを通して福祉用具（浴槽内に入れる滑り止めマット）を伝え使用を提案し、ケアマネにつなげた。

# 災害時の福祉支援には、多くの チーム員の協力が必要です。

新潟県では新たに新潟県DWATチーム員になっていただける方を随時募集しています。

チーム員になっていただける方や、ご興味がある方は、[新潟県社会福祉協議会](#)へ御連絡ください。

▶社会福祉法人新潟県社会福祉協議会福祉人材課(一部事務委託)

電話:025-281-5526



## ・チーム員登録の流れ

- ①新潟県DWATチーム員候補者届出書を[新潟県社会福祉協議会](#)へ提出
- ②チーム員登録研修を受ける
- ③チーム員登録証が交付され、チーム員に登録

県HPでもDWATの紹介をしています。(「サイト内検索」で「DWAT」と検索！)

# 新潟県 D W A T

Disaster

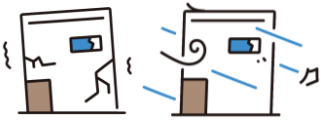
Welfare

Assistance

Team

新潟県DWA Tは、災害の初期から応急・復旧期において、災害発生後の時間的経過によって変化する**福祉的ニーズに応じた支援活動を行い**、高齢者や障害者などの配慮が必要な方の、避難生活に伴って生じる恐れがある**二次被害の発生を防止することを目的に活動します。**

## いつ



大規模災害が発生した時

## 新潟県DWA T

社会福祉士、介護支援専門員、  
精神保健福祉士、保育士、理  
学療法士…など

## どこで



一般避難所・福祉避難所、社会  
福祉施設、車中泊・在宅など

## だれに



避難生活におい  
て配慮が必要な  
高齢者や障害者、  
妊産婦、乳幼児  
など

## どのように



保健・医療関係者、行政関係者  
などと連携しながら

## 大規模災害時の福祉支援には、多くのチーム員の協力が必要です！

DWA Tチーム員は有事の際、要配慮者へのアセスメントや避難所等の環境整備、日常生活上の支援、相談支援など、多岐にわたる福祉支援活動を行います。

新潟県DWA Tに興味を持たれたら、新潟県HPに掲載されている要綱等を確認のうえ、「新潟県DWA Tチーム員候補者届出書（様式第4号もしくは様式第5号）」をご提出ください。

### ・県ホームページURL

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/saigaifukushi.html>  
(もしくは「サイト内検索」に「DWA T」を入力し、検索してください。)

### ・チーム員登録の流れ

- ①新潟県DWA Tチーム員候補者届出書を新潟県社会福祉協議会へ提出する。  
提出先メールアドレス：n-saigainet@fukushiniigata.or.jp
- ②チーム員登録研修を受ける。(R7年度は1月の開催を予定しています。)
- ③チーム員登録証が交付され、チーム員に！



事務局：新潟県福祉保健部福祉保健総務課 企画調整室（地域福祉担当）  
電話：025-280-5176 メール：ngt040210@pref.niigata.lg.jp  
社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 福祉人材課（一部事務委託）  
電話：025-281-5526 メール：n-saigainet@fukushiniigata.or.jp

# 危機対策課

# 新潟県防災ナビのご紹介（新潟県防災局危機対策課）

## 概要

非常時のために、今できること

スマートフォン用 県公式アプリ

# 新潟県防災ナビ



防災ナビ画面（イメージ）

令和4年8月の大雨（村上市）

あなたと家族を守るため  
今、避難を知らせます

避難するために必要な情報を  
ひとつにまとめて、届けます



ダウンロード無料  
多言語対応

新潟県防災ナビ 検索

新潟県防災局危機対策課  
TEL.025-282-1638

- ・新潟県公式のスマートフォン用アプリ
- ・令和元年7月運用開始
- ・ダウンロード数は約25.2万件  
（R8.4末時点）
- ・防災情報をいち早く提供し、プッシュ  
通知により住民の避難行動を支援

# 新潟県防災ナビのご紹介（新潟県防災局危機対策課）

## 概要

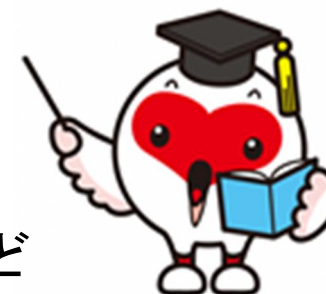


県内全域の洪水や土砂災害、津波などのハザードマップを手軽に閲覧でき、市町村からの避難指示や気象台からの警報などの情報をプッシュ通知でいち早く入手することができる。

### <主な機能>

- 防災情報
- ハザードマップ
- 避難所・避難場所
- ライブカメラ

など



# 新潟県防災ナビのご紹介（新潟県防災局危機対策課）

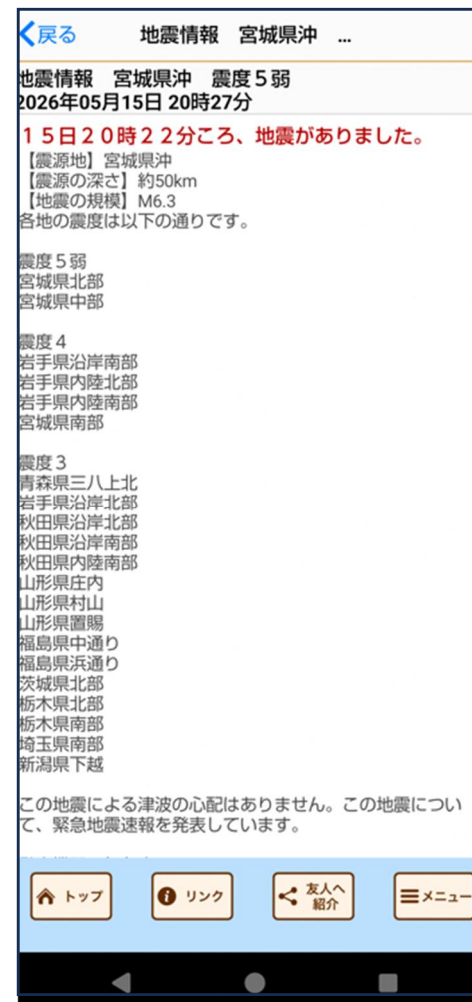
## 主な機能① — 防災情報 —



「防災情報・お知らせ」をタップ



気象情報や地震情報などを表示



詳細な情報を確認

# 新潟県防災ナビのご紹介（新潟県防災局危機対策課）

## 主な機能② — ハザードマップ —



「にいがた危険度マップ」をタップ



現在地の情報を表示



「ハザード」をタップ

# 新潟県防災ナビのご紹介（新潟県防災局危機対策課）

## 主な機能② — ハザードマップ・続 —



例えば…洪水浸水想定区域を見る



ハザードマップが表示  
(色が濃いほど水位が高い)



各ハザードの説明

# 新潟県防災ナビのご紹介（新潟県防災局危機対策課）

## 主な機能③ — 避難所・避難場所 —



「にいがた危険度マップ」を開く



例えば1つの施設を選んでみると…



避難施設の詳細が確認可能

# 新潟県防災ナビのご紹介（新潟県防災局危機対策課）

## 主な機能④ — ライブカメラ —



「ライブカメラ」を開く



青色は河川、緑色は道路



# 新潟県防災ナビのご紹介（新潟県防災局危機対策課）

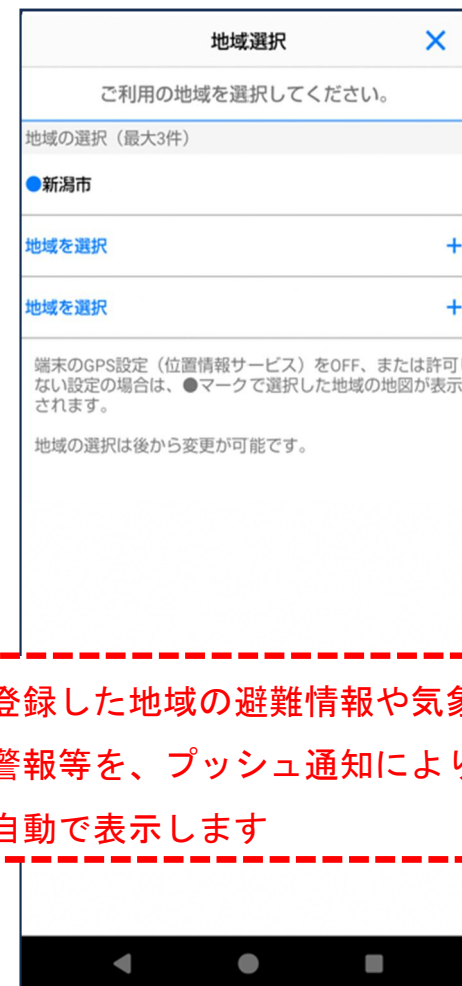
## その他機能



「メニュー」をタップ



「地域選択」をタップ



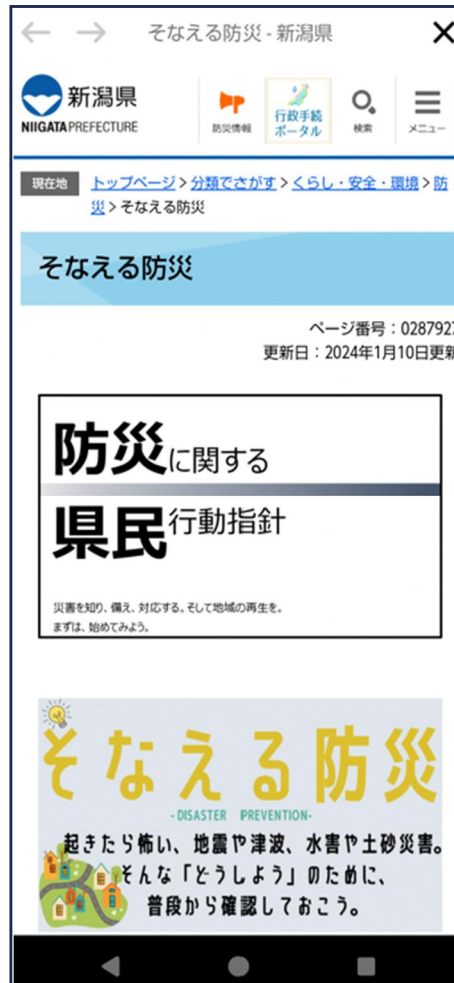
最大3件まで登録可能

# 新潟県防災ナビのご紹介（新潟県防災局危機対策課）

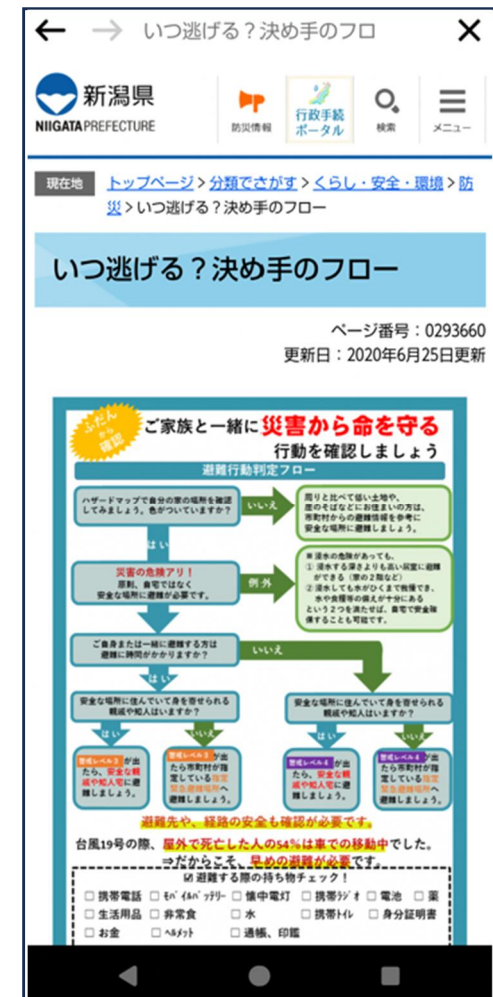
## その他機能



「備える防災」をタップ



県ホームページへリンク



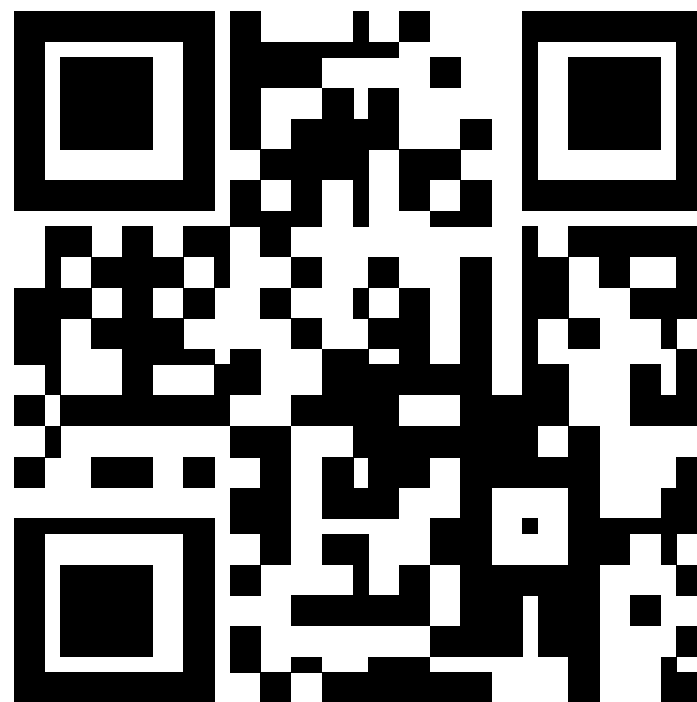
避難に役立つ情報も掲載

# 新潟県防災ナビのご紹介（新潟県防災局危機対策課）

▼こちらからアプリをダウンロードできます▼



Google Play



App Store

令和8年度

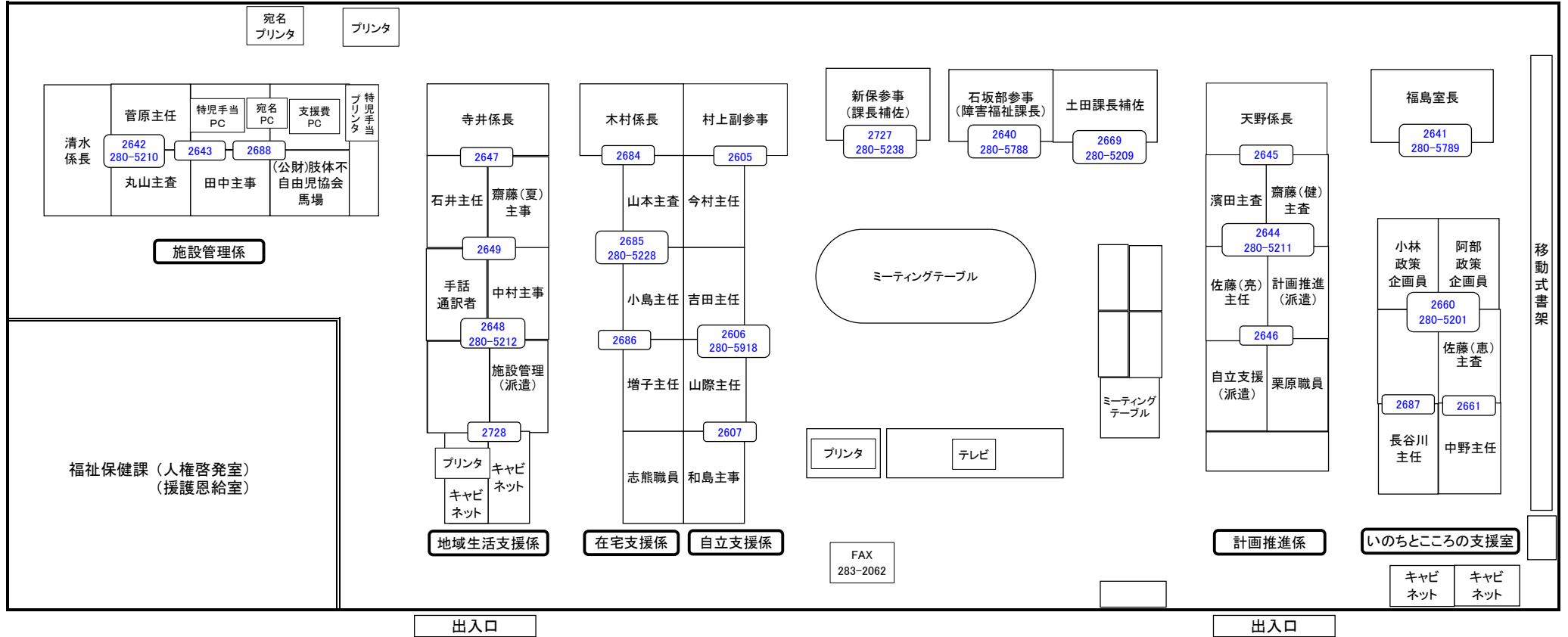
障害福祉課

座席配置図/事務分掌表

無線番号 各地域振興局から(下記庁舎を除く。) 87-20-内線番号  
 津川庁舎から 86-401-20-内線番号  
 VSAT局から [衛星]-401-20-内線番号

障害福祉課 座席配置図

令和8年4月1日



施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立施設の管理運営に関すること</li> <li>・ 県立施設の見直しに関すること</li> <li>・ 県立施設の指定管理に関すること</li> </ul>	地域生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活支援事業に関すること</li> <li>・ 就労支援に関すること</li> <li>・ 障害者スポーツに関すること</li> <li>・ 意思疎通支援に関すること</li> <li>・ 身体障害者手帳、療育手帳に関すること</li> </ul>	在宅支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問・日中活動系サービスに関すること</li> <li>・ 相談支援事業に関すること</li> <li>・ 発達障害者支援に関すること</li> <li>・ 事業者の研修に関すること</li> <li>・ 障害者虐待防止対策に関すること</li> </ul>	自立支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法の施行に関すること</li> <li>・ 障害福祉計画に関すること</li> <li>・ 居住系サービスに関すること</li> <li>・ 障害児施設に関すること</li> </ul>	計画推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課の庶務・予算に関すること</li> <li>・ 障害者計画に関すること</li> <li>・ 福祉のまちづくりに関すること</li> <li>・ 障害者差別解消に関すること</li> </ul>	いのちとここの支援室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自殺対策に関すること</li> <li>・ 精神保健福祉法に関すること</li> <li>・ 高次脳機能障害者支援に関すること</li> <li>・ 依存症対策に関すること</li> </ul>
-------	--	---------	---	-------	--	-------	---	-------	---	------------	--

# 障害福祉課事務分掌表

課長 いのちとこころ の支援室長 参事(課長補佐) 課長補佐	石坂陽子 福島健市 新保和敏 土田雄介
--	------------------------------

令和8年4月1日

課(係)名	分掌事務	主任	副主任
計画推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画推進係事務の総括に関する事</li> <li>○議会に関する事</li> <li>○要望のとりまとめに関する事(国要望・団体要望)</li> <li>○出納局の検査等に関する事</li> </ul>	係長 天野 麻理子	主査 齋藤 健  主査 濱田 亮介
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○おもいやり駐車場制度に関する事</li> <li>○ヘルプマーク・ヘルプカードに関する事</li> <li>○福祉行政報告例に関する事</li> <li>○課内の ICT 推進に関する事</li> </ul>	主査 齋藤 健	主任 佐藤 亮太  主査 濱田 亮介
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉のまちづくり条例に関する事</li> <li>○福祉のまちづくり施策推進会議に関する事</li> <li>○バリアフリーまちづくり事業に関する事</li> <li>○バリアフリーガイドマップに関する事</li> </ul>		主査 濱田 亮介
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予算・決算に関する事</li> <li>○監査及び会計検査に関する事</li> <li>○予算係からの依頼・照会に関する事</li> <li>○企画調整室からの依頼・照会に関する事</li> </ul>	主査 濱田 亮介	主査 齋藤 健
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村等障害福祉担当課長会議に関する事</li> <li>○障害者差別解消に関する事</li> <li>○ふれあい体験作文・障害者週間ポスターに関する事</li> <li>○16大、関東甲信越障害福祉主管課長会議に関する事</li> <li>○物品管理に関する事</li> </ul>		主任 佐藤 亮太
<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉審議会(審査部会を除く)に関する事</li> <li>○障害者計画に関する事</li> <li>○障害者施策推進協議会に関する事</li> <li>○生活のしづらさ調査に関する事</li> <li>○福祉の手引き「ふれあい」に関する事</li> <li>○精神保健福祉センターの庶務に関する事</li> </ul>	主任 佐藤 亮太	主査 濱田 亮介	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種表彰の推薦に関する事</li> <li>○課内の庶務的業務(会計年度任用職員の任免含む)に関する事</li> <li>○総務係及び他所属(総務部の人事及び内部統制に関する事は除く)からの依頼・照会に関する事</li> <li>○文書の管理及び収発に関する事</li> </ul>		主査 齋藤 健	
	○福祉のまちづくり事業等の事務補助業務	派遣職員	主査 齋藤 健

※「文書の管理及び収発に関する事」などは、事務集約オフィスを積極的に活用する。

# 事務分掌表

所属名 障害福祉課

令和8年4月1日

係名	分 掌 事 務	主任	副任
自立支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立支援関係事務の総括に関する事</li> <li>○ 障害者総合支援法・児童福祉法（障害児関係）の総括に関する事</li> <li>○ 団体に関する事（知的障害者関係）</li> <li>○ 県立施設・相談センター等所属長会議に関する事</li> </ul>	副参事 村上 由布子	主任 今村 文孝 主任 吉田 由実
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立支援給付費等に関する事</li> <li>○ グループホームの指定等に関する事</li> <li>○ 自立生活援助の指定等に関する事</li> <li>○ 人材確保に関する事</li> <li>○ 障害者自立支援給付支払等システムに関する事（円滑化事業を含む）</li> <li>○ 福祉・介護人材の処遇改善（補助金事業除く）に関する事</li> <li>○ 知的障害者等団体活動助成事業等に関する事</li> <li>○ 障害福祉関係施設長会議に関する事</li> <li>○ 財産処分に関する事</li> <li>○ 基準該当事業所に関する事</li> <li>○ 光熱費等高騰対策緊急支援事業に関する事</li> <li>○ 障害福祉分野ロボット等導入支援事業に関する事</li> <li>○ 施設等への通知に関する事（指定事務関係を除く）</li> </ul>	主任 今村 文孝	副参事 村上 由布子 主任 吉田 由実
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者総合支援法・児童福祉法（障害児関係）の改正に関する事</li> <li>○ 基準条例等に関する事</li> <li>○ 障害者支援施設の指定等に関する事</li> <li>○ 障害者総合支援法施行事務監査に関する事</li> <li>○ 社会福祉施設等施設整備事業に関する事</li> <li>○ 社会福祉法人の認可等に関する事</li> <li>○ 新潟県自立支援協議会に関する事（圏域部を含む）</li> <li>○ 係の予算に関する事</li> </ul>	主任 吉田 由実	主任 山際 雄也
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 短期入所の指定に関する事</li> <li>○ 事業所名簿の作成、公表に関する事</li> <li>○ 障害福祉サービス等情報公表制度に関する事</li> <li>○ 原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業に関する事</li> <li>○ 福祉・介護人材の処遇改善（補助金事業のみ）に関する事</li> <li>○ 住まいの確保策に関する事</li> <li>○ 災害時の対応等に関する事</li> <li>○ 施設等への証明書交付に関する事</li> <li>○ 施設等への寄附等に関する事</li> <li>○ ヘルプデスクの統括に関する事</li> <li>○ 業務管理体制に関する事</li> <li>○ 係の文書管理に関する事</li> </ul>	主任 山際 雄也	主任 今村 文孝 主事 和島 弘晃
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者指定事務の総括に関する事（事業所名簿の作成等を除く）</li> <li>○ 障害児入所施設の指定等に関する事</li> <li>○ 障害児入所給付費等に関する事</li> <li>○ 療養介護事業所の指定等に関する事</li> <li>○ 指定施設・事業所に係る入所調整に関する事</li> <li>○ 支給決定及び不服審査に関する事</li> <li>○ 利用者負担に関する事</li> <li>○ 障害福祉計画・障害児福祉計画に関する事</li> <li>○ 被措置児童等虐待に関する事</li> </ul>	主事 和島 弘晃	副参事 村上 由布子
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立支援関係事務の補助業務</li> </ul>	派遣職員	副参事 村上 由布子

# 事務分掌表

所属名 障害福祉課

令和8年4月1日

係名	分 掌 事 務	主任	副任
在宅支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅支援関係事務の総括に関する事</li> <li>○ 団体に関する事（相談支援、発達障害者、重症心身障害者関係）</li> </ul>	係 長 木村 隆之	主 査 山本 勝也 主 任 小島 翔子
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談支援に関する事（事業者指定含む）</li> <li>○ 相談支援従事者研修に関する事</li> <li>○ 障害者地域生活支援体制整備事業に関する事</li> <li>○ 地域生活支援拠点等に関する事</li> <li>○ 難聴児支援に関する事</li> <li>○ 発達障害者支援に関する事 （発達障害者支援センター運営事業、発達障害者支援体制整備事業）</li> <li>○ 強度行動障害支援に関する事 （強度行動障害支援者養成研修、強度行動障害地域支援力強化事業）</li> <li>○ こどものメンタルケア事例検討会に関する事</li> <li>○ 障害者虐待防止対策に関する事（権利擁護部会含む）</li> </ul>	主 査 山本 勝也	係 長 木村 隆之 主 任 小島 翔子
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害児通所支援の指定等に関する事</li> <li>○ 障害児性被害防止対策事業に関する事</li> <li>○ 日中活動系サービス（就労系、療養介護を除く）の指定等に関する事</li> <li>○ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修に関する事</li> <li>○ 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業</li> <li>○ 係の予算・照会に関する事</li> </ul>	主 任 小島 翔子	主 査 山本 勝也 主 任 増子 徹哉
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問系サービスの指定等に関する事</li> <li>○ 居宅介護従事者等養成研修の事業者指定に関する事</li> <li>○ 医療的ケア児等に関する事（医療的ケア児等支援体制整備事業を含む）</li> <li>○ 療育支援部会に関する事</li> <li>○ たん吸引等実施従業者養成事業に関する事</li> <li>○ 知的障害者等団体活動助成事業等に関する事（重心を守る会に限る）</li> <li>○ 成年後見制度の利用促進に関する事</li> </ul>	主 任 増子 徹哉	係 長 木村 隆之 主 任 小島 翔子
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ たん吸引等実施従業者養成事業の補助に関する事</li> </ul>	職 員 志熊 由佳	主 任 増子 徹哉

# 事務分掌表

所属名 障害福祉課

令和8年4月1日

係名	分 掌 事 務	主任	副任
地域生活 支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活支援関係事務の総括に関する事</li> <li>○ 団体に関する事（身体障害者関係）</li> </ul>	係長 寺井 美智子	主任 石井 理紗 主事 齋藤 夏音
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労系事業者の指定等に関する事</li> <li>○ 新潟県工賃向上計画に関する事</li> <li>○ 障害者優先調達推進法に関する事</li> <li>○ 授産活動プロデュース事業に関する事</li> <li>○ 障害者就業・生活支援センターに関する事</li> <li>○ 県自立支援協議会就労支援部会に関する事</li> <li>○ 係の予算に関する事</li> </ul>	主任 石井 理紗	主事 齋藤 夏音 主事 中村 芽紅
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活支援事業に関する事（とりまとめ）</li> <li>○ 意思疎通支援事業に関する事</li> <li>○ 生活訓練事業に関する事</li> <li>○ 団体との連絡調整に関する事（大会補助金含む）</li> <li>○ 障害者芸術文化活動に関する事</li> <li>○ 身体障害者補助犬に関する事</li> <li>○ 身体障害者手帳・療育手帳制度に関する事</li> <li>○ 身更相、知更相に関する事</li> <li>○ 社会福祉審議会（審査部会）に関する事</li> </ul>	主事 齋藤 夏音	主任 石井 理紗 主事 中村 芽紅
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立支援医療（更生医療）に関する事（障害者医療費を含む）</li> <li>○ 重度心身障害者医療費助成事業に関する事</li> <li>○ 補装具・日常生活用具に関する事</li> <li>○ 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に関する事</li> <li>○ 障害者スポーツに関する事</li> <li>○ 在宅重度重複障害者介護見舞金に関する事</li> <li>○ アウトソーシングの調整事務に関する事</li> <li>○ 係の文書管理、各種照会（予算以外）に関する事</li> </ul>	主事 中村 芽紅	主任 石井 理紗 主事 齋藤 夏音

# 事 務 分 掌 表

所属名 障害福祉課

令和8年4月1日

係名	分掌事務	主任	副任
施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 係事務の総括に関する事</li> <li>○ 施設職能団体との交渉に関する事</li> <li>○ 県立障害福祉施設の管理運営（施設の見直しを含む）の総括及び事故・災害・訴訟等の対応に関する事</li> <li>○ はまぐみ小児療育センター職員の人事等に関する事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の勤務時間・休暇・休職・事故等に関する事</li> <li>・ 臨時的任用職員、会計年度任用職員に関する事</li> </ul> </li> <li>○ 公益法人の監督に関する事（（公財）新潟県肢体不自由児協会）</li> <li>○ 未収金（コロニーを除く）に関する事</li> </ul>	係長 清水 智之	主査 丸山 佑輝
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コロニーにいがた白岩の里の運営及びモニタリング、派遣職員、施設修繕、未収金並びに各部の再編に関する事</li> <li>○ はまぐみ小児療育センターの施設の見直し及び児童精神ワーキングの運営に関する事</li> <li>○ 新星学園の運営及びモニタリング、施設修繕並びに改築整備に関する事</li> <li>○ にしき園のPFI事業に係る運営及びモニタリングに関する事</li> <li>○ 県立障害福祉施設の事業者等指定に関する事</li> <li>○ 施設利用者徴収金の口座振替に関する事</li> </ul>	主査 丸山 佑輝	係長 清水 智之  主任 菅原 雅美
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県立障害福祉施設の予算、決算に関する事</li> <li>○ はまぐみ小児療育センターの運営に関する事</li> <li>○ ふれ愛プラザの運営及びモニタリングに関する事</li> <li>○ 特別児童扶養手当等に関する事</li> <li>○ （公財）新潟県肢体不自由児協会の用務に関する事</li> </ul>	主任 菅原 雅美	主査 丸山 佑輝
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県立障害福祉施設の管財（コロニーにいがた白岩の里及び新星学園の施設修繕に関する事を除く）、備品管理及び業務委託のうち本庁で扱う事項に関する事</li> <li>○ あげぼの園の運営及びモニタリングに関する事</li> <li>○ 特別障害者手当等に関する事</li> <li>○ 心身障害者扶養共済に関する事</li> <li>○ 県立障害福祉施設等の賠償責任保険に関する事</li> </ul>	主事 田中 聖人	主査 丸山 佑輝  主任 菅原 雅美

## 事務分掌表

所属名 障害福祉課

令和8年4月1日

課(係)名	分 掌 事 務	主 任	副 任
いのちと こころの 支援室	○室の総括に関する事 ○議会対応に関する事	室長 福島 健市	政策企画員 小林 誠 政策企画員 阿部 信行
	○室予算の総括に関する事 ○各種照会(予算・各種計画(精神関連除く)関係)に関する事 ○自殺対策の総括(予算、交付金〔市町村補助金〕含む)に関する事 ○自殺対策(計画進行管理、県民会議、県・市町村事業等)に関する事 ○自殺対策強化交付金(県分・民間団体補助金)に関する事 ○こころの相談ダイヤルの運営に関する事 ○いのちとこころの支援センターに関する事	政策企画員 小林 誠	主任 長谷川 結香
	○精神保健福祉センターの事務に関する事 ○団体、表彰に関する事		政策企画員 阿部 信行
	○精神保健福祉関係の総括に関する事	政策企画員 阿部 信行	政策企画員 小林 誠
	○精神保健福祉審議会に関する事 ○新たな地域医療構想・医療計画(確保基金含む)・各種計画(精神関連)に関する事 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する事 ○入院者訪問支援事業に関する事		主査 佐藤 恵子 主任 中野 祐衣
	○高次脳機能障害支援普及に関する事 ○依存症対策に関する事 ○ひきこもり対策に関する事 ○心神喪失者等医療観察法に関する事 ○精神病院実地指導・入院患者病状実地審査に関する事 ○精神医療審査会に関する事 ○定期病状報告書等の文書料に関する事 ○人材育成プログラムに関する事	主査 佐藤 恵子	政策企画員 阿部 信行 主任 中野 祐衣
	○精神科救急医療対策事業に関する事 ○措置入院に関する事 ○精神保健指定医・指定病院に関する事 ○精神科病院における虐待防止対策に関する事 ○ピアサポート研修事業に関する事 ○DPAT(災害派遣精神医療チーム)体制整備に関する事 ○こどものメンタルケア事例検討会に関する事	主任 中野 祐衣	政策企画員 阿部 信行 主査 佐藤 恵子
	○災害拠点精神科病院に関する事		主任 長谷川 結香
	○障害者自立支援医療(精神通院)、精神保健医療扶助費に関する事 ○精神保健福祉手帳に関する事 ○情報連携・PMH等システム・マイナンバー関係に関する事 ○てんかん診療拠点地域医療支援センター事業に関する事 ○病院年報・月報及び精神保健福祉資料に関する事	主任 長谷川 結香	政策企画員 小林 誠 政策企画員 阿部 信行
	○補助金及び負担金に関する事(精神保健福祉・団体・公的病院関係) ○各種照会(予算・各種計画(精神関連除く)関係以外)に関する事 ○情報開示請求、行政不服審査請求に関する事 ○自殺対策(普及啓発関係・委託(こころの相談ダイヤル除く)事業)に関する事		政策企画員 小林 誠
○自殺統計、県HP「こころの相談にいがた」に関する事		職員 栗原 美樹	
○自殺対策事業(統計、HP等)に関する事 ○保健所、病院等の統計に関する事	職員 栗原 美樹	主任 長谷川 結香	

令和8年度  
県主催  
障害福祉関係研修等一覧

令和8年度県主催障害福祉関係研修等一覧

研修名	実施時期	主催等	担当
成年後見制度市町村長申立に関する研修会	基礎編:7/28 応用編:8/4	県委託 (新潟県社会福祉協議会)	在宅支援係
成年後見制度担当者研修会	6/3	県委託 (新潟県社会福祉協議会)	
成年後見に係る中核機関ネットワーク会議	未定	県委託 (新潟県社会福祉協議会)	
法人後見スタートアップ研修	未定	県委託 (新潟県社会福祉協議会)	
社会福祉法人による法人後見団体ネットワーク会議	未定	県委託 (新潟県社会福祉協議会)	
障害者虐待防止・権利擁護研修	未定	新潟県	
相談支援従事者研修(初任者研修)	講義(区分1・3) 7/8、7/9 講義(区分2) 7/13、7/14 演習 ①7/16、7/17 ②8/31 ③10/8、10/9	県委託 (一社)新潟県相談支援専門員協会)	
相談支援従事者研修(現任研修)	講義:12/3 演習:12/4、1/14、2/12	県委託 (一社)新潟県相談支援専門員協会)	
相談支援従事者研修(主任研修)	講義:11/4 演習:11/5~6、11/10~11	県委託 (一社)新潟県相談支援専門員協会)	
相談支援従事者研修(専門コース別研修)	未定	新潟県	
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(基礎研修)	講義: ①7/21~22、②10/5~6 ※①・②のいずれか(2日間) 演習: ①8/24~25、②9/7~8、③9/29~30、 ④11/24~25、⑤12/7~8 ※①~⑤のうちいずれか(2日間)	指定事業者 (一社)新潟県相談支援専門員協会)	
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(実践研修)	講義: ①9/14、②12/10、③3/4 ※①~③のいずれか 演習: ①9/17~18、②10/14~15、③12/15 ~16、④3/8~9 ※①~④のうちいずれか(2日間)	指定事業者 (一社)新潟県相談支援専門員協会)	
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(更新研修)	講義: ①10/16、②11/13、③2/25 ※①~③のいずれか 演習: ①10/20~21、②11/17~18、③11/30 ~12/1、④3/1~2 ※①~④のうちいずれか(2日間)	指定事業者 (一社)新潟県相談支援専門員協会)	
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(専門コース別研修)	①障害児支援 講義:10/13(オンライン)(予定) 演習:10/16(予定) ②意思決定支援:未定	新潟県	
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修) ※基礎研修及び実践研修と行動援護従事者養成研修は同じ内容	9月~12月(予定)	県委託	
同行援護従事者養成研修(一般課程・応用課程)	①5/11、12、18、19 ②9/2~5、7	指定事業者	
重度訪問介護従事者養成研修(統合課程)	指定事業者による	指定事業者	
喀痰吸引等養成研修(第三号研修)(基本研修・実地研修)	基本研修:①7/19、26(予定) ②9/13、20(予定) 実地研修:随時	県委託等	
発達障害者等支援に関する連携体制説明会	未定	新潟県	
発達障害支援者向け研修会	未定	新潟県	
医療的ケア児等コーディネーター研修	未定	県委託(予定)	
高次脳機能障害支援養成研修	基礎研修 ①6/15~7/15(オンデマンド講義) ②7/28~29(演習) 実践研修 ①11/2~12/2(オンデマンド講義) ②12/10(演習)	精神保健福祉センター	いのちとこころの支援室
てんかん患者さんと家族のための研修会(市民・福祉事業者等を対象にした講演会)	7月(予定)	県委託(西新潟中央病院)	
新潟県精神医療・保健・福祉関係者合同実践セミナー	未定	精神保健福祉センター等	
障害者ピアサポート研修	基礎研修:8/27、28 専門研修:10/29、30	新潟県、新潟市	
指定障害福祉サービス事業者等集団指導	11月下旬~12月上旬予定	新潟県	福国 導 福 課 社 指 保 ・ 指

研修等の実施内容・時期等の詳細は事前に通知します。